

令和 7 年 2 月定例県議会
総務政策常任委員会会議録
令和 7 年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 2 委員会室

令和 7 年 3 月 6 日 (木曜日)

・宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定について

午前 9 時 57 分開会

会議に付託された議案等

○議案第70号 令和 6 年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 9 号)

○議案第71号 令和 6 年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第72号 令和 6 年度宮崎県公債管理特別
会計補正予算 (第 1 号)

○議案第88号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部
を改正する条例

○議案第89号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等
の所有する自動車に対する自動
車税の種別割の徴収の特例に関
する条例の一部を改正する条例

○議案第90号 特定目的基金の終期を設定する
ことに伴う関係条例の整備に関
する条例

○議案第100号 工事請負契約の変更について

○議案第102号 財産の取得について

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・令和 4 年度宮崎県県民経済計算について
- ・外国人材定着動向調査について
- ・令和 6 年度消費生活に関する県民意識調査に
ついて
- ・県立病院事業点検プロジェクトチーム報告に
ついて
- ・令和 6 年度津波避難等に関する県民意識調査
について
- ・沖縄県先島諸島からの住民避難に係る「初期
的な計画 (案)」の作成について

出席委員 (8 人)

委 員 長	川 添 博
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	濱 砂 守
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	黒 岩 保 雄
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	大 野 正 幸
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	河 野 龍 彦
総 合 政 策 課 長	中 村 智 洋
広 域 連 携 課 長	川 越 勉
秘 書 広 報 課 長	伊 東 浩
広 報 戦 略 室 長	須 波 勇一郎
統 計 調 査 課 長	伊 福 隆 徳
総 合 交 通 課 長	河 村 直 哉
中山間・地域政策課長	濱 川 哲 一
産 業 政 策 課 長	守 部 丈 博
デジタル推進課長	福 崎 寿
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	森 山 紀 子
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	西 丸 日出男
みやざき文化振興課長	堀 尚 子

人権同和対策課長 中 村 洋 介

総務部

総 務 部 長	吉 村 達 也
危機管理統括監	児 玉 憲 明
総 務 部 次 長 (総務・市町村担当)	渡 邊 世 津 子
総 務 部 次 長 (財 務 担 当)	串 間 俊 也
危 機 管 理 局 長 兼危機管理課長	中 尾 慶 一 郎
総 務 課 長	今 村 俊 久
人 事 課 長	那 須 隆 輝
行政改革推進室長	池 北 齊
財 政 課 長	池 田 幸 優
財産総合管理課長	徳 松 一 豊
税 務 課 長	蛭 原 真 治
市 町 村 課 長	小 藺 真 二
総務事務センター課長	後 藤 道 洋
消 防 保 安 課 長	羽 田 貴 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	春 田 拓 志
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也

○川添委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

○丸山委員 日程についてですけれども、補正なのに、非常に説明時間が長いような気がします。執行部には、簡潔明瞭な説明を改めてお願いしていただくとありがたいと思います。午後4時までが審査時間ですが、どうするのかを含めて、委員会の中で協議していただくようにお

願いしたいと思っております。

○川添委員長 分かりました。その旨、執行部に伝えたいと思います。

ほか、ございませんか。

○濱砂委員 付託した人間としては非常に言いにくいんですけども、時間が長過ぎますし後も詰まっていますので、執行部に入っていた時点で、この時間内に収めるようにちゃんと確認を取ってください。こんなに説明時間が長いのは記憶がないと思うんです。主要なところだけしっかりと説明していただいて、それ以外のところについては質疑で対応するという形式にしていけるとありがたいと思います。

○川添委員長 分かりました。

ほか、ございますか。

○丸山委員 今回の補正予算の中に県立病院の歳入が入ってくるんです。総務部のその他報告事項で県立病院事業点検プロジェクトチームの報告があるんですが、補正予算の説明も一緒にするのかどうか分からないところです。午後からの説明になると思いますので、委員長のほうで確認しておいてください。

○川添委員長 分かりました。

委員の皆様御意見を執行部に申し伝えたいと思います。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時2分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出

したり拍手をしたりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 説明に入ります前に 2 点ほど御礼を申し上げます。

まず、1 月 30 日に開催いたしました第 29 回若山牧水賞授賞式におきましては、濱砂議長、川添委員長をはじめ委員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございました。若山牧水賞につきましては、来年度は第 30 回の節目の年となりますので、今後とも全国に誇れる短歌文学賞として、さらなる発展に取り組んで参ります。

次に、先月の 25 日に開催いたしました、宮崎国際音楽祭の音楽監督を退任された徳永二男氏への県民栄誉賞の授賞式でございます。こちらにも濱砂議長、川添委員長をはじめ委員の皆様にご出席いただいたところでございます。誠にありがとうございました。徳永氏におかれましては、宮崎国際音楽祭の創設から長年にわたりまして、本県の音楽文化の向上・発展に多大な御尽力をいただいたところでございます。こちら第 30 回の節目の年となりますので、徳永氏の思いを受け継ぎ、さらなる発展に努めてまいります。

それでは、本日の委員会で御審議いただきます議案につきまして、概要を御説明いたします。

総務政策常任委員会資料 2 ページ目、目次を御覧ください。

今回、総合政策部からお願いをしております予算議案は、議案第 70 号「令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 9 号）」及び議案第 71 号「令

和 6 年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

Ⅱの特別議案につきましては、議案第 90 号「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」の 1 件、Ⅲの報告事項につきましては「損害賠償額を定めたことについて」の 1 件であります。

その他報告事項につきましては、「令和 4 年度宮崎県県民経済計算について」、「外国人材定着動向調査について」、そして「令和 6 年度消費生活に関する県民意識調査について」の 3 件であります。

それでは、まず私のほうから補正予算の概要につきまして御説明いたします。

資料 3 ページを御覧ください。

総合政策部の 2 月補正予算でございますけれども、表の左から 3 列目の補正額の上から 2 段目にありますとおり、一般会計で 8 億 3,926 万 8,000 円の減額をお願いしております。

これは主に国庫補助決定等に伴うものや、執行残による減額補正、また、国の経済対策を踏まえ、物価高騰対策や「地方創生 2.0」に取り組むための増額補正となっております。

これによりまして、2 月補正後の最終予算額は、表の右から 3 列目の補正後の額にありますとおり、一般会計で 204 億 7,974 万 2,000 円となります。

次に、開発事業特別資金特別会計であります。

表の下から 2 行目にありますとおり、補正額は 1,533 万 2,000 円の増額補正をお願いしております。

これは、九州電力からの株式配当の増及び一般会計への繰出額の確定などによるものであります。

その結果、総合政策部の補正後の予算額は、

一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額の1番上の行にありますとおり205億1,510万7,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）でございます。表にありますとおり、「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」から5ページ「私立学校生徒寮食緊急支援事業」までの12事業で、合計5億5,803万9,000円の繰越しをお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中村総合政策課長 総合政策部の繰越明許費補正について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

まず1つ目の「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」から3つ目の「バス利用拡大支援事業」についてであります。

これは、各事業者やバス利用者への物価高騰等対策として、今回補正予算をお願いしているものであり、事業実施期間の関係から、令和7年度への繰越しをお願いするものであります。

4つ目の「タクシー利便向上事業」から、その3つ下の「新たな地方創生に向けた市町村支援事業」についてであります。

これは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、新たな地方創生に向けた取組として補正予算をお願いしているものであり、事業実施期間の関係から繰越しをお願いするものであります。

1番下の「水力発電施設周辺地域対策事業」

についてであります。

これは、水力発電施設の円滑な設置・稼働等のため、施設周辺の市町村へ国の交付金を交付するものでありますが、事業主体の市町村において、事業を繰り越すこととなったものであります。

続きまして、5ページを御覧ください。

1つ目の「文化の力で地域を元気にプロジェクト事業」及び2つ目の「子ども伝統文化祭開催事業」についてであります。

これらにつきましても、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し補正予算をお願いしているものでありまして、事業実施期間の関係から繰越しをお願いするものであります。

最後に、3つ目の「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」及び4つ目の「私立学校生徒寮食緊急支援事業」についてであります。

これは、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰等対策としまして補正予算をお願いしているものでありまして、事業実施期間の関係から繰越しをお願いするものであります。

繰越明許費補正については、以上であります。

続きまして、当課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の6ページを御覧ください。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、左から3列目、補正額の欄であります。一般会計と特別会計を合わせまして4,944万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄ですが32億5,513万9,000円となります。

補正額の内訳は、一般会計が6,477万9,000円の減額、特別会計が1,533万2,000円の増額であります。

それでは、補正の主な内容について御説明い

たします。

7ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項) 県外事務所費237万円の減額ですが、これは、東京及び福岡事務所の旅費や借上車使用料等の執行残であります。

次に、その下の表、特別会計を御覧ください。

開発事業特別資金特別会計であります。

1つ目の(事項) 積立金1,875万3,000円の増額ですが、これは、九州電力の株式配当金の増額によるものあります。

2つ目の(事項) 繰出金342万1,000円の減額ですが、これは、開発事業特別資金の繰出金を財源とした各部局が所管する事業の事業費が減額となったことから、一般会計への繰出金を減額するものであります。

○川越広域連携課長 広域連携課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。

広域連携課の補正額は、左から3列目、補正額の欄であります。6,205万2,000円の増額をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄の7,934万6,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項) 職員費6,248万9,000円の増額ですが、これは、今年度、組織改正により、当課、広域連携課が新設されたことに伴い必要な予算を増額するものであります。

○伊東秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

秘書広報課の2月補正額は、表の一番上、左から3列目の補正額の欄のとおり615万2,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄のとおり5億6,172万3,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

上から2つ目の段の(事項) 広報活動費489万6,000円の減額であります。

これは、説明欄の1～8に記載しておりますとおり、印刷物やテレビ放送、県ホームページなどの各広報媒体で実施しております県政広報活動に係る経費の執行残でございます。

○伊福統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の12ページを御覧ください。

統計調査課の補正額は、この表の一番上の左から3列目に記載しておりますが2,903万5,000円の減額であります。

これにより補正後の額は、右から3列目に記載しておりますとおり3億4,745万7,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

まず、1番下の(事項) 国勢調査費576万9,000円の減額であります。

これは、来年度実施予定の国勢調査に先立ち、調査方法等の最終的な検証を行う試験調査の実施及び調査区域の設定に要する経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額及び調査に係る事務費に執行残が生じたことにより減額するものであります。

14ページを御覧ください。

次に、一番上の(事項) 農林業センサス費644万円の減額であります。

これは、農林業の生産構造や就業構造等の現状と動向に関する基礎資料を得るため、今年度

実施している調査に要する経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴い減額するものであります。

最後に、2つ下の(事項)全国家計構造調査費536万1,000円の減額であります。

これは、家計における消費・所得などの実態を調査し、全国と地域別に世帯の所得分布などを明らかにするために今年度実施した調査に要する経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額及び調査に要する事務費に執行残が生じたことにより減額するものであります。

○河村総合交通課長 総合交通課の補正予算についてですが、資料15ページを御覧いただければと思います。

補正予算については、左から3列目でございますが、総額で2億2,746万9,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目にありますとおり23億2,870万7,000円となっております。

補正の主な内容について御説明をいたします。
16ページを御覧ください。

まず、上から2行目にあります(事項)広域交通ネットワーク推進費が1億7,889万6,000円の増額となっております。

主な理由としまして、説明及び事業名欄の1、「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」につきまして、後ほど個別の資料を用いて説明させていただきます。

また、2個下、3の「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業」が1,785万9,000円の減額となっております。

こちらについては、主な理由といたしまして、県内トラック事業者がモーダルシフト——海上輸送した貨物量が当初の見込みよりも少なかったというところでございます。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費が1億1,365万1,000円の増額となっております。

主な理由ですが、同様に説明及び事項名の1「地方バス路線等運行維持対策事業」の9,631万1,000円の減額となっております。こちらについては、路線の見直し等に要する費用が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

それ以外に2～4の部分で新規事業を構築しております。こちらについても後ほど説明させていただきます。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費が6,117万6,000円の減額となっております。

主な理由ですけれども、1の「「みやぎの空」航空ネットワーク再生事業」におきまして、台北線が11月末からの運航再開となったことから、国際線の事業が一部実施できなかったことなどによるものでございます。

次に、その下、(事項)運輸事業振興費が568万2,000円の減額となっております。

こちらについては、説明及び事業名欄の1、「運輸事業振興助成交付金」につきまして、こちら運輸振興の助成に関する法律に基づき、一定の計算式によって交付金の額が確定されますが、その算定に用いられる係数について国から告示が出され、確定したことに伴い減額するものでございます。

それでは、17ページを御覧ください。

「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」について御説明いたします。

この事業につきましては、昨年の6月補正におきまして終了を念頭に予算措置したところですが、国の激変緩和措置が昨年の12月から段階的に縮小され、燃料価格につきましても、足元

で急激に上昇している状況でございます。こういった燃料費の高騰が経営の大きな負担となり、価格転嫁にも一定の時間を要することなどを踏まえまして、引き続き支援を行うことを目的としております。

本事業の補正額につきましては1億9,751万2,000円、財源は、宮崎再生基金でございます。

事業の目的についてですが、先ほど述べましたとおり、県民生活を根幹で支える交通・物流事業者の負担軽減、安定的かつ持続的な交通・物流基盤の構築につなげていきたいと考えております。

事業内容等については、6月補正と同様でございますが、(1)事業内容にありますとおり、これまでの事業と同様に、バス、トラック、フェリー、RORO船、タクシー、運転代行の各事業者に対し、定額を補助することとしており、その期間は4～12月の9か月間分を計上しております。

成果指標につきましては、稼働台数を維持していくというところで、安定的かつ持続的な交通・物流網の構築をしていくという形にしております。

最後に事業期間でございますが、令和6～7年度の2か年とさせていただいておりますが、事業費を繰越しの上、令和7年度において実施をしていくような形になっております。

次に、18ページを御覧ください。

新規事業「バス運転士確保緊急支援事業」について説明いたします。

本事業の予算額は1,065万円、財源は宮崎再生基金でございます。

まず、事業の目的でございますが、深刻化するバスの運転士不足を解消し、複数の市町村をまたぐ広域的な路線の維持を図るため、乗り合

いバス事業者の運転士確保の取組を支援するものでございます。

次に、事業の概要でございます。

(1)事業内容でございますが、まず、①大型二種免許取得支援については、県が運行費の一部を支援しております地域間幹線系統及び広域的コミュニティバスを運行する県内乗り合いバス事業者における運転士の大型二種免許取得を支援するものでございます。

具体的には、大型二種免許費用の取得に関する国の補助制度などでカバーできない負担分を考慮いたしまして、1名当たり原則として25万円の支援をさせていただきます。さらに、県の補助額以上の額を新規就業者への待遇改善へと充てることを補助の要件としたいと考えております。

また、②乗り合いバス運転士確保PR費補助では、求人広告や、採用イベント等の採用に必要なPR経費を補助するものでございます。

(3)成果指標といたしましては、乗り合いバス運転士の採用数を現状の28名から来年度50名まで増加させることを目標としております。

事業期間については、事業費の繰越しを前提に、令和6～7年度の2か年という形にしております。

続きまして、19ページ目を御覧ください。

新規事業「バス利用拡大支援事業」について御説明いたします。

本事業の予算額は1億3,248万円、財源は宮崎再生基金となっております。

まず、事業の目的でございますが、物価高騰等の影響を受けます乗り合いバス事業者を支援し、地域公共交通の維持・活性化を図るため、県民がバスを利用するきっかけを創出することなどによりまして、広く県民によるバスの利用

を促進するものとなっております。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容ですが、①バス無料デーの実施につきましては、他県の事例でも利用促進の効果が確認されておりますバスの無料デーについて、本県でも実施するものでございます。

具体的には秋頃に6日間程度実施したいと考えており、運行費の減収補填分などの費用につきまして、所要の経費を計上しているものでございます。

また、②高齢者企画乗車券助成につきましては、みやざきシニアパスの後継サービスとして、事業者が独自に販売をする予定の「スマート65」につきまして、その購入費の一部を支援させていただきます。

この「スマート65」ですが、65歳以上の方が年会費1万円を支払うことで、1乗車200円で利用できるものでございますけれども、その年間費の1万円のうち5,000円を補助することで、円滑な移行を支援させていただきたいと考えております。

また、これらの取組に合わせまして、③意識啓発としましては、バス利用の意識啓発を実施いたしまして、バスの利用を効果的に促進していきたいと考えております。

(3) 成果指標につきましては、県の地域交通計画の目標値から、乗り合いバスの利用者について来年度860万人としております。

事業期間につきましては、こちらも繰越しを前提に令和6～7年度までの2か年という形にしております。

最後に、20ページを御覧ください。

新規事業「タクシー利便向上事業」について御説明いたします。

本事業の予算額は7,094万8,000円、財源は国

庫と一般財源となっております。

まず、事業の目的でございますが、国スポ・障スポの本県開催に向けまして、タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシー車両や配車アプリの導入を支援いたしまして、地域の重要な移動手段であるタクシーの利便性を向上させることにより、来県者はもとより地域住民も含め、多くの方が移動しやすい環境の整備を図るものでございます。

次に、事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容でございますが、まず①ユニバーサルデザインタクシー導入費補助につきましては、ユニバーサルデザインタクシー車両の購入費や改造費のほか運転士の研修に係る経費について、タクシー事業者へ補助するものでございます。

また、②配車アプリ導入費補助につきましては、効率的な配車を可能とし、運転士不足対策として期待されますライドシェアの普及にも効果のある配車アプリの導入につきまして、その初期費用について、タクシー事業者に補助をするものでございます。

(3) 成果指標といたしましては、県内のタクシー車両に占めますユニバーサルデザインタクシーの車両、こちらの割合を現状の5.5%から15%まで引き上げることとしております。

また、配車アプリにつきましては、県内タクシー車両に占める配車アプリ導入台数の割合を17.3%から30%まで引き上げるという形で設定をさせていただいております。

最後に、事業期間につきましては、令和6～9年度の4か年という形で、令和6年度予算につきましては、事業費を繰越しの上、令和7年度において事業を実施する予定でございます。

○濱川中山間・地域政策課長 資料の21ページ

を御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄のとおり1億778万2,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目のとおり9億9,169万9,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

22ページを御覧ください。

まず、上から2つ目の(事項)中山間地域振興対策費につきまして2,730万5,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄の3「地域運営組織」形成促進事業で2,494万2,000円の減額であります。

地域運営組織は、地域で暮らす人々が中心となって形成し、地域の多様な団体が連携・協働して地域課題の解決に持続的に取り組むというものです。その形成を支援したり、活動に必要な事務局の拠点整備や、事業開始に必要な設備整備などの初期費用に対して補助を行うもので、補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

その2つ下、5の新規事業「特定地域づくり事業協同組合設立強化事業」の752万3,000円の増額につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、6「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業」で360万7,000円の減額であります。

これは、中山間地域において、住民が主体となった地域課題への取組に要する経費の一部を支援するものですが、市町村からの補助申請額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

続きまして、8「中山間地域医療人材交流研修事業」で299万3,000円の減額であります。

これは、中山間地域で働く看護師の育成等を

図るため、中山間地域と都市部の医療施設間で行う看護師の交流研修に要する経費の補助などを行うものですが、補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、(事項)地域活性化促進費について3,982万6,000円の増額であります。

主なものとしまして、まず説明欄の3、新規事業「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力発信事業」の4,255万円の増額補正、及び、7、新規事業「新たな地方創生に向けた市町村支援事業」の2,480万4,000円の増額補正につきましては、後ほど御説明いたします。

4、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」の2,559万6,000円の減額につきましては、市町村が地域住民またはほかの市町村と連携し、地域活性化に取り組む事業を支援するものですが、活用意向はあったものの事業実施に至らなかったものや、事業規模の縮小などを理由に市町村からの補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、(事項)移住・定住促進費について9,455万円の減額であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄の1、「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業」で1,930万2,000円の減額であります。

これは、移住相談窓口としまして、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを県内外4か所で運営するとともに、都市部で移住相談会を開催したり、市町村の移住・定住促進の取組に補助金を交付したりするものですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

また、4の「わくわくひなた暮らし実現応援事業」で7,477万1,000円の減額であります。

この事業は、本県への移住促進並びに地域の

担い手確保のため、一定の要件を満たす県外からの移住者に対して、市町村を通じ支援金を支給するものであります。

県外からの移住者数は年々増加しており、令和6年度の当初予算は、最近の増加率を考慮して積算し、支援金の対象となる多くの方々に支給できるよう計上したのですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことにより執行残となったものであります。

次に、23ページを御覧ください。

(事項) エネルギー対策推進費で1,031万9,000円の減額であります。

説明及び事業名欄の1「水力発電施設周辺地域対策事業」ですが、水力発電施設の周辺市町村が公共施設整備等に活用できる交付金ですが、国の交付額の決定等に伴い減額を行うものであります。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

新規事業「特定地域づくり事業協同組合設立強化事業」であります。

予算額は752万3,000円です。特定地域づくり事業協同組合は、地域産業の担い手確保のために、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の仕事に従事するマルチワーカーを派遣する事業協同組合ですが、事業の目的につきましては、県内における特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、事業者向けに制度説明会や相談会、現地視察会等を開催するものであります。

事業の概要欄の(1)事業内容ですが、事業者に特定地域づくり事業協同組合制度の理解を深めてもらうため、県内を幾つかのエリアに分け、エリアごとに説明会及び相談会を開催する

とともに、組合に関心のある事業者を対象として、既に組合が設立されている地域への現地視察会を開催いたします。

さらに、事業者から個別にヒアリングした繁忙期や仕事内容の情報を基に、県において派遣イメージ表を作成し、市町村や事業者が組合設立に向けて具体的な検討が進められるよう取り組んでいくこととしております。

(3) 成果指標としましては、令和9年度までに、組合認定件数を現状の4組合から10組合まで増加させることとしております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、25ページを御覧ください。

新規事業「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力発信事業」であります。

予算額は4,255万円で、事業の目的につきましては、令和9年度に登録10周年を迎える祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに、エコツーリズムのモデルコース造成など、インバウンド等の受入環境の整備を行い、国内外へ魅力を発信するものであります。

事業の概要欄の(1)事業内容につきましては、一般の観光客が豊かな自然や地域の歴史文化を体験できるようなエコツーリズムのモデルコース造成や、案内看板等の設置、インバウンドに対応した特設ホームページの開設を行うとともに、VRコンテンツの作成や、SNS等を活用したキャンペーンを実施いたします。

(3) 成果指標としましては、令和9年までにエコツーリズムのモデルコースを3コース造成するとともに、当該エリアの認知度を令和9年までに45%へと引き上げることとしております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、26ページを御覧ください。

新規事業「新たな地方創生に向けた市町村支援事業」であります。

予算額は2,480万4,000円で、事業の目的につきましては、市町村における地方創生の取組をより一層推進するため、新たな局面に向けた市町村職員の養成やプロジェクトの企画立案支援、地域と大学が連携した地域課題の解決に取り組むものであります。

事業の概要欄の(1)事業内容につきましては、新たな視点や手法を導入して地域づくりに取り組める人材を育成する、市町村職員向けのスキルアップ研修を実施いたします。

また、市町村の地域づくりプロジェクトをスタートさせるに当たって、専門的なノウハウや知見を有する地域づくりサポートマネージャーのサポートを受ける費用を助成するとともに、県内外の大学の知見や、柔軟な視点や感性を取り入れながら、地域課題の解決に取り組む市町村に対して支援を行います。

(3)成果指標としましては、サポートマネージャー派遣による事業化数を令和10年度までに累計3件としております。

また、令和9年度までに研修参加者数を140人、それから新たに住民主体で取り組む地域のは、新たに住民主体で日常生活に必要なサービスの提供に取り組む地域の数という意味ですが、これを現状の20地域から29地域に増加することとしております。

事業期間は令和9年度までであります。

○守部産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

産業政策課の2月補正額は、左から3列目の補正額の欄のとおり1,294万4,000円の増額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額につきましては、右から3列にありますとおり6億1,316万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

まず、上から3つ目の(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費で410万9,000円の減額補正であります。

主な内容としましては、説明欄の1、「地域雇用活性化事業」の(3)「フードビジネス支援体制強化事業」で342万8,000円の減額であります。

これは、フードビジネスの総合相談窓口である「みやざきフードビジネス相談ステーション」における相談記録システム等の導入に係る費用が見込みを下回ったこと等により減額を行うものであります。

次に、下から2つ目の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費で2,036万5,000円の増額補正であります。

主な内容としましては、説明欄の2「みやざき産業人財確保支援基金事業」で2,319万3,000円の増額であります。

これは、県内企業に就職した若者に対して奨学金の返還支援金を交付する事業であります。この事業の応援として企業から納付していただいた企業版ふるさと納税寄附金を奨学金の返還支援金の財源となる、みやざき産業人財確保支援基金に積み立てるため増額するものであります。

次に、一番下の(事項)産業デジタル化推進費で307万7,000円の減額補正であります。

主な内容としましては、説明欄の2「産業デジタル実装支援事業」で245万円の減額であります。

す。

これは、デジタル技術等の導入を行う県内事業者に対して経費の一部を支援するものですが、事業者から補助申請があり、交付決定を行った結果、最終的に残額として残った端数の金額を減額するものです。

○福崎デジタル推進課長 デジタル推進課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の29ページを御覧ください。

デジタル推進課の補正予算は、左から3番目のとおり4,450万円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目の14億1,569万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

30ページを御覧ください。

まず、一番上の(事項)行政管理費748万9,000円の減額であります。

これは「ICT活用による業務効率化推進事業」において、定型的な作業を自動化するRPA等のライセンス賃貸借及び保守に係る入札等による減額であります。

次に、上から4番目の(事項)行政情報処理基盤整備費891万円の減額であります。

これは、職員が使用するパソコン賃借料の入札による執行残等であります。

次に、その下の(事項)行政情報システム整備運営費241万円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄3の総合行政ネットワーク運営費111万9,000円の減額であります。

これは、全国の地方自治体間の行政ネットワーク回線を運営管理しております地方公共団体情報システム機構への負担金が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、一番下の(事項)電子県庁プロジェクト

事業費2,858万9,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄3の「社会保障・税番号制度システム整備事業」の1,375万円及び説明欄8の「生成AIシステム導入事業」の607万円の減額であります。

これは、マイナンバー制度に基づきます庁内業務システム等の情報連携を行うための団体内統合宛名システムの更新や、庁内の業務効率化のために導入しました生成AIシステムの入札等による減額であります。

○森山生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目、補正額の欄のとおり4,312万5,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目のとおり5億472万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

下から2つ目の(事項)消費者支援対策費343万円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の3、消費者被害防止・解決支援費275万9,000円の減額であります。これは主に消費生活啓発相談員の報酬や共済費、旅費等の執行残によるものでございます。

続きまして、一番下の(事項)消費生活センター設置費504万7,000円の減額であります。

これは主に、消費生活センター都城支所前の道路拡幅に伴います敷地内ブロック塀改修等工事に要する予算になりますが、土木事務所の直接工事への対応ということになりましたので、

減額するものでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

一番下の（事項）消費者行政交付金事業費437万5,000円の減額であります。

これは主に、消費者行政強化に係る市町村補助金交付金の減額などによるものでございます。

続きまして、一番下の（事項）男女共同参画推進費2,003万7,000円の減額であります。

説明欄の3、「女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業」ですが、地域の女性活躍推進に関する事業に活用できる国の交付金につきまして、国の交付額の決定に伴い減額をするものでございます。

○堀みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

常任委員会資料の34ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から3列目の補正額の欄、総額で8億3,579万円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目のとおり103億203万5,000円となります。

次に、補正の主な内容について、御説明いたします。

次の35ページを御覧ください。

まず、上から4つ目にあります（事項）県立芸術劇場費1億843万円の減額であります。

主な内容としましては、説明欄の1、県立芸術劇場大規模改修事業費1億812万9,000円の減額であります。

これは県立芸術劇場における、舞台設備改修工事や特定天井改修工事等の執行残に伴うものであります。

次に、その下の（事項）文化活動促進費1,507万円の増額であります。

主な内容としましては、説明欄の8、新規事

業「文化の力で地域を元気にプロジェクト事業」及び説明欄の9の新規事業「子ども伝統文化祭開催事業」について、国の補正予算により追加補正することによる増額であります。詳細については、後ほど御説明いたします。

次に、一番下の（事項）私学振興費7億3,794万5,000円の減額であります。

主な内容ですが、説明欄の1、私立学校振興費補助金については、私立学校に対して経常的経費の一部を補助する事業であり、1億9,718万3,000円の減額に関しては、算定の基礎となる生徒数等が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

36ページを御覧ください。

説明欄の8、私立高等学校等就学支援金の（1）就学支援金は、私立高等学校等の授業料の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて支援を行う事業であります。1億7,483万7,000円の減額については、申請が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、説明欄の10「私立専門学校授業料等減免事業」は、私立専門学校に対して、低所得世帯の生徒を対象とする授業料等の減免に要する費用を補助する事業であります。3億6,255万3,000円の減額についても、申請額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

なお、説明欄11の「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」及び説明欄12の「私立学校生徒寮食緊急支援事業」につきましては、国の補正予算に伴う増額補正となります。詳細については後ほど御説明をいたします。

続きまして、37ページを御覧ください。

新規事業等について御説明をいたします。

新規事業「文化の力で地域を元気にプロジェクト事業」であります。

予算額は1,148万7,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、地域の文化を外部の視点から見詰め直し、新たな価値を見いだすことで、文化を活用した地域の振興を図るものであります。

事業内容については、①として、支援対象として2地域を選定しまして地域住民の方を対象にしたワークショップを開催するとともに、文化の専門家による助言を得ながら、地域文化に価値を見いだし、それを活用していくためのプロジェクト案を検討いたします。

②として、①で検討したプロジェクト案を基に、実際に地域でモデル事業を実施いたします。

事業の仕組みについては、県内で唯一の文化に関する総合的な団体であります県芸術文化協会への委託により実施いたします。

成果指標としましては、日頃から文化に親しむ県民の割合を令和8年度に75%を目指してまいります。

事業の期間は、令和7年度に全額を繰り越しまして、令和9年度までの3か年であります。

38ページを御覧ください。

新規事業「子ども伝統文化祭開催事業」であります。

予算額は572万8,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、生まれ育った地域に関心と愛着を持てるよう子供たちの参画による伝統芸能の文化祭を開催することにより、地域文化の次世代への継承・発展を図るものです。

事業内容については、令和8年度以降の子ども伝統文化祭開催に向け、令和7年度は、開催時期や場所等のほか、開催を契機とした地域間交流の促進や効果的な伝統文化の継承について、

市町村や学校、保存会等への調査を行うほか、児童生徒も交えた意見交換会等を実施することとしております。

事業の仕組みは、県芸術文化協会への委託により実施いたします。

成果指標は、子ども伝統文化祭来場者数を令和9年度までに累計2,000人とするほか、本県の文化資源に関心を持つ県民の割合を令和9年度に72%を目指してまいります。

事業の期間は、令和7年度に全額を繰り越しまして、令和9年度までの3か年であります。

39ページを御覧ください。

「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」であります。

予算額は3,090万4,000円で、財源は国庫であります。

事業の目的ですが、光熱費の急激な高騰に直面する私立学校の設置者に対して、その高騰分を補助するものであります。

事業内容については、令和6年度の光熱費高騰分について生徒1人当たり2,000円を上限に補助するもので、補助対象者は私立の小中高等学校及び専門学校の設置者となり、補助対象経費は電気・ガス代であります。

成果指標については、私立学校55校、生徒1万5,452人に対して支援をすることにしており、県内の私立学校における光熱費増加による影響を緩和することで、教育の質の確保や学校経営の安定、保護者の負担増加の抑制が図られるものと考えております。

事業期間については、令和6年度に予算を計上しまして、令和6年度分を遡って令和7年度に補助するものであります。

40ページを御覧ください。

最後に、「私立学校生徒寮食緊急支援事業」で

あります。

補正額は1,258万9,000円で、財源は国庫であります。

事業目的ですが、急激な食料費高騰に直面する私立学校の生徒寮の食事について、安定的な提供と学校・保護者の負担軽減を図るための支援を行うものです。

事業内容は、生徒寮の食料費高騰分について生徒1人当たり1万260円を上限に補助するもので、補助対象者は生徒寮を保有する私立学校の設置者、補助対象経費は、私立学校生徒寮における食材費、食事提供に係る業務委託料等であります。

成果指標については、生徒寮を保有する12法人、生徒1,700人に対して支援することとしておりまして、生徒寮における食材費等への補助を行うことによりまして、寮食の安定的な運営や保護者の急激な負担増加の抑制が図られるものと考えております。

事業の期間は、令和6年度に予算計上し、7年度に執行するものあります。

○中村人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の41ページを御覧ください。

当課の補正予算につきましては、左から3列目の補正額の欄にありますとおり1,057万円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目のとおり1億1,541万5,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

42ページを御覧ください。

まず、表の上から3段目の(事項)人権同和问题啓発活動費259万7,000円の減額であります。

これは、「人権啓発推進強化事業」の国庫委託額の決定に伴う減額によるものです。

次に、表の1番下の(事項)「宮崎県人権施策基本方針推進」事業費290万円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄1の「宮崎県人権啓発センター事業」における、各種人権講座の講師謝金や会場使用料等の執行残、及び、2の「地域人権啓発活動活性化事業」の国庫委託額の決定に伴う減額によるものです。

○中村総合政策課長 委員会資料の43ページを御覧ください。

議案第90号「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明いたします。

1、制定の理由ですが、基金の設置目的や今後の活用方針等を踏まえ、特定目的基金に終期を設定するため関係条例の整備を行うものであります。

終期設定の経緯といたしましては、今回、全庁的に基金を再点検いたしまして、終期を定めていない基金につきましては、残高を含めた今後の活用見込み等を踏まえ、全庁では11の基金について終期を設定することとし、総合政策部では、2、基金の概要に記載しているとおり、4つの基金について終期を設定することとしております。

各基金の終期につきましては、上から、市町村21世紀基金及び市町村間連携支援基金を令和11年度、みやざき産業人財確保支援基金を令和16年度、みやざき芸術文化振興基金を令和8年度にそれぞれ設定することとし、3の施行期日は、公布の日としております。

なお、基金の終期に合わせ事業の終了となりますが、基金の終期到来後も引き続き実施が必要と認められる事業につきましては、終期の延長や一般財源・国庫補助金等の活用で対応する予定としております。

○濱川中山間・地域政策課長 資料の訂正を1か所お願いいたします。資料の24ページになります。

新規事業「特定地域づくり事業協同組合設立強化事業」の説明資料でございますが、事業の期間につきまして、「令和7年度～令和9年度」と掲載しておりますけれども、正確には「令和6年度～令和9年度」でございましたので、訂正をお願いいたします。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

○岩切委員 終期を定めていない基金について終期を定めることについて、今回11基金が各部から出ているのですが、今年度、このような取扱いを始めた理由を教えてもらっていいですか。

○中村総合政策課長 背景としましては、昨年度、全庁的に基金の点検を行ったところですが、令和5年12月に国のデジタル行財政改革会議で、残高が積み上がったまま活用されていない基金が一部あるということが問題視されたことから、国のほうでは、所管する基金について、点検の上、見直しを図る考えを示されたところでございます。

こういった国の動きを受けまして、県のほうでも改めて全ての基金を点検したところでございます。実際、国のように問題視されるような基金はなかったんですけれども、終期が設定されていないものについては、将来的にこういった課題が生じる可能性もあるということで、設置の目的や今後の活用方針等を踏まえまして、終期を設定することとしたところでございます。

○岩切委員 基金設置のときの議論がどうだったかを見るには少し時間的余裕はないんですけれども、例えば令和8年度に、みやざき文化振

興課の芸術文化振興基金が終期を迎えるとした場合、その後の文化振興はどうなるんだろうというのがすぐ浮かぶわけです。基金というものは使い勝手がいいもので、その時々に対応を選択できたかと思うんです。

終期の延長があり得るなら、終期年度を定めることについての疑義も発生するわけなんですけど、各基金の設置の段階まで遡った深い議論をされて、今回提案されていると理解してよろしいでしょうか。

○中村総合政策課長 御指摘のとおり、当然、基金が終期を迎えても、その事業の必要性というのは変わらないというような事業も含まれていると思います。そういったものにつきましては、基金の終期が到来後も当然、先ほど説明したような終期の延長であるとか、基金は造成しなくとも、一般財源とか国の補助金等を活用できる事業等もあろうかと思っておりますので、そういったもので対応していくことを考えております。

当然見直しに当たっては、基金の造成当初の状況や目的であるとか、そういったものを十分踏まえて、検討がなされたものでございます。

○岩切委員 行政の単年度主義とか財政主義からすると、基金がば一つと増えていって、残高が、使い勝手が、審査がとか、いろんな意見があって見直しされたんだろうと思いますが、基金の終期について、令和11年度、令和16年度、令和8年度とそれぞれ設定されていますけれども、この部分をどう受け止めればいいのでしょうか。皆さんは内部で議論されたんでしょうけれども、我々としては、令和11年度という目標に向かって基金がどう使われるというか、目的を達成するためにどのような計画が組まれているのかというのは、なかなか知ることができません。そのあたりは少し丁寧さが欠けるかなと

感じました。

11の基金があるということは各部にまたがっているんだろうと思うんですけども、基金に終期を設定しようという議論を県政の中で総合的にやりなさいと発信した皆さんとしては、どう見ていらっしゃるのでしょうか。

○中村総合政策課長 総務部のほうから後ほど御説明があらうかと思えますけれども、限りある予算を適切に執行していくという中で、どのような財源を確保した上で事業等を執行していくのが望ましいのかをしっかりと検討した上で、目的を達成することがある程度見えている基金については終期を設定するほうが望ましいと判断されたと思います。

近年設置している宮崎再生基金であるとか、日本一挑戦プロジェクト推進基金であるといったものは、いずれも終期を設定しながら、限られた期間の中で集中的に取組を行っておるものであります。施策を推進するに当たっては、基金を造成しながら予算もしっかり確保して推進することが望ましい場合と、ある程度の区切りをつけながら取り組むことが必要な場合があるということで、それぞれの事業の中身とか達成具合、進捗状況等を考えながら取り組む必要があらうかと考えております。

○岩切委員 基金の設置のときには政策目標というのがあってということだったと思うんです。県の施策の中でも特に重点的なものについて自由度を高めて進行させていこうとコントロールする総合政策部が、基金の制度でやっていこうと判断されたんじゃないかなと思っております。総務部の財政上の処理として、この問題が議論されるのではなくて、それぞれの政策がどこまで達成されたかとか、どういう現状なのかとか、さらに強化すべきだとか、個々の基金に関して

丁寧な議論があるべきじゃないかなと思いました。

終期を令和11年度に設定された意味は何だろうと、そういったことが十分に受け止め切れないうです。ぜひ、そのあたりを意識しながら、それぞれの基金を使った事業の中でお示しいただければ、来年度以降の予算の中で理解が深まるんだろうと思うんですけども、県の執行部として、議会に対して提示の仕方が少し緩いんじゃないかと感じています。

○中村総合政策課長 丁寧さに欠けた部分についてはおわび申し上げたいと思います。

例えば、中山間・地域政策課が所管しております2つの基金につきましては、令和6年度末の残高でいずれも2億円弱という額になっていたり、みやざき文化振興課の芸術文化振興基金については8,000万円ほどということになっており、残高がある程度少なくなってきました。今後執行する事業の終期等を見据えると、例えば、21世紀基金等でいきますと事業終期を令和10年度あたりまで見据えながらやっていたり、文化振興基金は宮崎国際音楽祭の30周年を迎えますけれども、そのような周年期事業の完了が令和7年度を予定している状況がございます。

そういったところも、今後もう少し丁寧に御説明できるよう、検討してまいりたいと思います。

○重黒木総合政策部長 基金につきましては、委員御指摘のとおり、単年度主義の予算の在り方の中で、しっかりと期間を決めて特定のプロジェクトに使っていった、その成果をあげていくものであり、プロジェクトを進める上で、3年間とか5年間で総額20億円とか30億円といった財源を示して、これだけのお金を使って、これだけの目標を達成しようというのが本当

の基金の在り方なのかなと思っております。

ただ、総合政策部が所管しております市町村21世紀基金や市町村間連携支援基金、みやざき産業人財確保支援基金は少し違うんですけども、みやざき芸術文化振興基金は随分前に造成した基金でございます。当時の経緯を申し上げますと、一定額の基金を積んで、その果実で必要な事業をやっていこうというところで、交付税措置があったり外部からお金が来たりもあって、積んだ基金でございます。しばらくは当初の目的どおり果実を使って、地域振興や地域づくり、文化の振興などができていたんですけども、やはり金利の低下に伴いまして必要な果実が得られなくなり、取崩しで基金を運用するようになっていったというのが現状でございます。

そういった中で、市町村21世紀基金や市町村間連携支援基金、みやざき芸術文化振興基金につきましては、それぞれ目的に書いていますように、市町村の地域の振興や持続可能な地域づくり、文化の振興ということで、引き続き県としてやっていかなければならないと思っております。

今は一般財源の代わりに基金を取り崩して事業をやっていますけれども、そういった事業につきましても、基金の残高がなくなっていくのが目に見えてきていて、なくなる年度が令和11年度だったり令和8年度だったりしているところでございます。それまではしっかり基金を使ってやっていくんですけども、基金がなくなったときに、一般財源でやるのか改めて基金を積むのか、議論をする必要があると思っております。

いずれにしても、もともと目的だった市町村の地域振興だったり地域づくりといった目的の達成に向けて、ずっとやっていかなければなら

ない事業だと思っていますので、こういった財源でやっていくかというのは、改めて議会の中で御審議をいただくということになろうかなと思っています。そういった意味で、一旦、基金の総額がこれだけ使っていけばなくなるであろうというところの年度で、基金の終期を設定して、一旦そこで整理することになったところでございます。

○岩切委員 大体そういうことだろうという想像はついているんですけども、委員会資料の表で提示される内容ではなくて、残額を取り崩すばかりで、あと3年ぐらいで使い切るとか、今の事業の状況からするとこれぐらいの年数で消化されるだろうという見込みだということとか、事業を設定したときから何年経過していった、事業目標はどの程度達成しているということの説明する丁寧さが必要なんじゃないかなと感じています。

これに限らず、まとめて手数料がどんと上がるという状況も提起されるようですし、今回の基金の終期の設定も11基金まとめてということで、そのあたりが県の行政の整理として適切だったかどうか、あまりにもまとめてやっているところ、審議するほうとして少し疑問を感じました。この一つ一つが不適だとか、いろんな議論をするということではなくて、県政としてのやりようについて申し上げました。

○重黒木総合政策部長 御趣旨はよく承りました。

今回の基金の整備条例について申し上げますと、まとめて計上はしておりますけれども、それぞれの基金の中身について改めてここで御説明して、その中でどうするかというのを議論していくべきものだと思います。そういった意味で引き続き我々も、この基金を毎年度予算

の審査を行う委員会場で御議論いただきながら、こういった形で基金を使っていくのか、基金の目的をどう達成しているのか、引き続き基金以外でやるべきなのかどうか、また改めて御審議いただければと思っております。

○黒岩委員 資料9ページです。

1番下の職員費のところですが、人件費増額になっておりますが、ここの説明をもう一度お願いします。

○川越広域連携課長 資料9ページの一番下、職員費で補正前の額がゼロとなっております。広域連携課は昨年4月に新設されておりますが、その前は総合政策課の中に広域連携推進室がございまして、総合政策課の予算に人件費が組み込まれておりました。今回新たに広域連携課が新設されたことによって、広域連携課の予算としては新しく6,248万9,000円の計上をお願いしているということです。

○黒岩委員 これは財政課になるかもしれませんが、そういう組織改編における予算の組み方については、4月に組織が変わるということで、当初予算で組むのか6月補正でいくのかとかいろいろ予算の計上の方法があると思うんですが、県としては、部内の職員費で泳がせておいて、年度末に大体の金額が確定した時点で、それを補正で上げるというやり方をやっているという理解でよろしいでしょうか。

○川越広域連携課長 おっしゃるとおり、年度内の組織改正等について、2月補正でまとめて予算計上をお願いしているということです。

○黒岩委員 ということは、部内で泳がせながらどんどん支出はしているわけですが、最後に精算といいますか、不足分が確定した段階で、補正で上げるということの理解でよろしいんですね。

○川越広域連携課長 そう理解しております。

○黒岩委員 幾つかありますけれども、資料16ページのところで、広域交通ネットワーク推進費の3、「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業」の減額理由と、航空交通ネットワーク推進費の1、「みやざきの空」航空ネットワーク再生事業」の減額理由をもう一度お願いします。

○河村総合交通課長 まず、1つ目の広域交通ネットワーク推進費の部分です。

「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業」の事業内容としては、現在陸路で輸送している事業者が新規に、あるいは、昨年度と比べて鉄道やフェリーへモーダルシフトした純増分について一定の支援させていただいております。

こちらについては、現状想定としては3,000台分ほど「モーダルシフト促進強化事業」という内容で予算措置していたところですが、1,700台余りの実績となりました。

理由について分析をしているんですが、増加分の要は新たにモーダルシフトした部分ということで、事業者によっては、昨年度から既にやっていたということもあり、なかなかうまく活用されなかったところがありました。そこらについては、周知といいますか、新しい顧客を集めていく努力が必要だと思っています。

また、輸送枠の確保の観点で言うと、フェリーなどの海上輸送にはどうしても繁閑の時期があります。季節的な変動もあるんですが、曜日で見ても、金曜日、土曜日と週末に近くなればなるほど、輸送先の届け先が閉まっていることがあり、平日が人気で週末に少し弱いという傾向もあるようです。

そのため、新しくやろうとしても平日の希望

する日が取れないといったところも状況として聞いております。そこは構造的な問題もあるんですが、うまく分散したいなというところで、研究が必要だとは思っています。

次に、「みやぎの空」航空ネットワーク再生事業」の部分です。

こちらについては、国際線関係の事業の減額が主になっています。基本的に4月から国際線——本年度で言いますと特に台北線の復便に向けて、何らかの支援ができるように予算措置をしておりました。チャーターで1便当たり幾らとかいった形で予算措置をしておまして、それを前提に交渉を重ねてきたわけでございます。

4月1日からスタートできる前提で当初予算としては計上していたんですけれども、こちらについて結果的に11月末からの実現となり、かつ週1便という形となりました。その減少部分と、パスポートの支援についても、そういった関係から想定よりも少なかったものですから、減額させていただいているというのが主な中身になっています。

○黒岩委員 もう1点。資料18ページの新規事業「バス運転士確保緊急支援事業」ですけれども、財源を見ると国の補正でもないというところで、このタイミングで補正を組んだ理由について教えていただきたいと思います。

○河村総合交通課長 宮崎再生基金を活用させていただいています。ここの振り分けについては非常にテクニカルな部分もあると聞いております。国の交付金が各県に充当されるのをきっかけにこういったところを組んでおまして、交付金の配分額の関係もあり、財源としてはこちらを充てているという状況になっています。

あとは、準備行為なども早めにというところもあるので、補正という形で措置させていただ

いたところでございます。

○後藤委員 資料25ページの新規事業「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力発信事業」です。

ありがたい発信事業ですが、実はこのエリアは隣県である大分県との関係性が非常に高い。市では、佐伯市、竹田市、延岡市ですが、この事業では大分県との連携というのは全然してなくて、本県単独となるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにつきましては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会という組織がありまして、これが大分県、宮崎県、それからエリアとなっております6市町等で構成されております。この組織で、国への申請等を含めて、一緒に基本的な部分を進めていくという部分があるのですが、地域活性化的な取組については、現在のところ、それぞれの県や自治体で進めている状況です。今回の事業も大分県との連携はなく、宮崎県単体で実施するというものでございます。

○後藤委員 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会でいろいろ議論があり、アクセスが課題であるという指摘をされているんですよ。例えば祖母山は、宮崎県、大分県、熊本県の3県が重なるんですけれども、一番人気の大崩山のアクセスが非常に悪いので改善するという大体の方向性が見えているのに、少し順番が違わないんじゃないかなという気がしています。

せっかく協議会で議論しているのに、大分県は大分県ですよというのはなぜなのか。特に延岡市と竹田市はかなり連携を取ってやっているところなんです。協議会がありながらなぜ連携しないのかという感じがあるものですから、質問させていただきました。

○濱川中山間・地域政策課長 現在のところ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会につきましては、構成自治体等から決められた予算を毎年計上しまして、全体で1,400万円ぐらいの規模でやっております。その中で、生態系の持続的な保全であるとか学術的研究というようなユネスコエコパークの基本的な部分をやっているんですけれども、地域活性化とか、アクセスの改善といったような部分は、各自治体の取組等を中心に進められているところです。

推進協議会として、そこをどう進めていくかという部分は、今後の課題として検討していきたいと考えています。

○後藤委員 もう1点。狙いは認知度なんですよ。県内ですごいポテンシャルを持っている地域ながら、なぜ認知度が上がらなかったのかというのは、傾山、大崩山への県道2路線——鹿川と岩戸延岡線が非常に指摘されているわけですが、その改善がないままなのはどうかという気がして、質問させていただきました。

○坂本委員 資料20ページの新規事業「タクシー利便向上事業」についてお伺いします。

UDタクシー——ユニバーサルデザインタクシーの導入について、この成果指標がパーセンテージで出されているんですけれども、具体的に何台ぐらい想定されているのか教えてください。

○河村総合交通課長 現状の5.5%というのは国が調査をして出されている数字ではあるんですけれども、令和6年3月末時点で、宮崎県内で98台のUDタクシーの導入となっております。15%となりますと、現状の3倍程度となる数だと捉えていただければいいかと思います。

○坂本委員 ユニバーサルデザインタクシーを思い浮かべたときに、結構車両に係る費用が高

いという印象があります。タクシー事業者も経営的に大変だと受け止めているんですが、補助率が3分の1以内で上限額120万円ということで、これで導入が進むのかなという疑問があります。それぞれの事業者が、これから数年の間に車両の入替えを予定しているなどの事情を把握なさっているのかどうか、お伺いします。

○河村総合交通課長 各社の更新予定については数字として我々も把握がなかなか難しくて、そういった意味で全体の数字はお示ししてないんですけれども、業界全体の話を見ると、中小企業も多く、できるだけ長く使おうとする傾向があるとは聞いていますので、ある程度の金銭的なインセンティブというのが更新するに当たって必要だとは思っています。

今回、積算上は1年ごとに60台ほど支援できるような額で考えているんですけれども、UDタクシーで言いますと、ジャパンタクシーの車両が一番ポピュラーな車両になっていますが350万円前後くらいです。この120万円プラス、国の補助も上限60万円で活用できますので、いわゆる流通している中古車とか、いわゆるセダン型との価格的な競争力といいますか、UDタクシー入れていただけるインセンティブとしては非常に高くなるのかなとは思ってはいます。

○坂本委員 続いて、その下にあります配車アプリ導入費補助について、併せて教えてください。

ここで導入を見込んでいるアプリというのは、既成のアプリの導入ということで理解してよろしいでしょうか。

○河村総合交通課長 独自で作ることは想定しておりませんので、既成のアプリを導入いただく形で考えています。

○坂本委員 私も県外に行ったときにこのアプ

りの存在を知りました。宮崎県でも始まっていて去年くらいから使うんですが、すごい便利なんです。珍しいこともあって、乗るたびに運転手の方にいろいろ伺うんですけれども、事業者が負担している費用が結構大きいという話もありまして、今回導入のために費用負担の支援をするというのはすごくいいと思います。

ただ一方で、宮崎県で使っている人はまだ少ないという状況です。少ないから呼べばすぐ来るので、すごく得しているところはありますが、一般の方に周知するための広報とかがある程度必要なかなと考えています。今後、配車アプリの導入について、進み方を見ながら、いろいろ対応していくお考えはあるのでしょうか。

○河村総合交通課長 配車アプリについてですけれども、よく私も聞くのは、都内とか関西圏から来た方が、自分が普段使っているアプリが使えないとか、配車アプリ自体も、アプリによってはなかなか配車がマッチングしない状況もあると聞いておりまして、そういった観点から増やしていきたいというところで聞いています。

地元の方の利用で言うと、やはりまだ電話の利用も根強いと聞いていますので、その周知の方法は検討が必要なのかなとは思っております。予算計上はしておりませんが、導入状況を見つつ、そのあたりは協会とも連携したいと思います。

○坂本委員 最後に1つだけ意見といいますか、今月末まで宮崎交通株式会社の「宮交のるーと」が実証実験されていると思うんです。

昨年の調査で伺ったときにも感じたんですが、今後どの交通手段が現実的に使えるのか見極めをしていく上で、宮崎交通株式会社の場合は新しく独自のアプリを運用されていました。それがどれだけ普及していくのか、乗られ

る方が増えていくのかって、まだ不透明なところがあると思うんですけれども、むしろこのタクシー配車アプリの導入でタクシーを利活用するというやり方と、新たにそうやって宮崎交通株式会社のようなやり方、どちらが現実的に利活用しやすいのかという見極め、そういう視点を、今後考えていただきながら施策を進めていただきたいと思います。

○河村総合交通課長 いわゆるタクシーですとか、「宮交のるーと」の活用範囲で言うと、やはり地域内——市町村の域内の交通事業という形になろうかと思います。実際に、コミュニティバスや定時定路線型でやっていたり、あるいはデマンド型、そもそもコミュニティバスをやらないで、タクシー利用料の助成を出して、それで地域内は代替しようという市町村も宮崎県内にあります。

どこまで県が関与するかというのはありますが、その需要を丁寧に見て、あるべき姿を議論することが必要だと思います。

○丸山委員 資料17ページの「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」ですが、たまたま国のほうが支援を打ち出したからできたと思っているんですけれども、6月補正で同じようなことをやっています。6月の説明では、少しずつ交付金を減らしていった、自立できるような形にしていくということでした。恐らくそうすることによって、うまく値段も上げているので、荷主に応分の負担をしてくださいよという話を進めていくはずだったのに、できていないということだろうなと思っています。

確かに必要なことであろうと思っていまして、たまたま国がそういう交付金をつくってくれたからありがたかったんですが、令和7年度中にはこういった交付金があるんだけど、令和

8年度以降にも同じような交付金があるという状況は、なかなか難しいような気がしています。荷主に対してのしっかりとした値段の交渉なり、もしくはバスであれば値段をどうしていくのかという議論をしないまま、ただ単に「補助金 comesよ」でしてしまうと、何かおかしいような気がしています。

6月にやったけれども今回もやりますと、同じようなことをやってしまうと、また次の年度も同じような事業があるんじゃないかとなってしまう気がしていますので、物流事業者との今後の荷主や利用者に対する値段の決め方についての話し合いとかはされているものなのか、教えていただくとありがたいと思っています。

○河村総合交通課長 ほかの交通モードからお話すると、タクシーやバスについても料金自体は上げておりますし、そういったところの価格転嫁は徐々には進んでいると思うんですが、特にトラックは難しい部分も多いと聞いています。全国的なデータしかないですが、業種別で見ても、価格転嫁が進んでない業種となりますので、どうしても下請元請の上下関係の部分もあってなかなか難しい部分はあるんですけれども、国の法制度の部分もありますので、引き続き研究していきたいと思います。価格転嫁自体は業界とも連動はしておりますが、なかなか進んでいないというような状況ではあると思います。

ガソリン価格で言うと、この補正措置の理由としては、昨年12月から国のもともとの原油に対する支援がかなり縮小されているためです。去年のガソリン価格で言うと、175円前後でずっと動いていたものが、12月から段階的に支援が縮小されて、今は185円です。さらに市場価格では195円前後で動いています。加えて、国の経済対策上、原則月5円ずつ見直すことになってい

ましたから、ここ数か月でかなり上昇のトレンドがあるというところで、こういった対策を打たせていただいたというのがこの事業のきっかけでございます。価格転嫁は引き続き、頑張っていけないといけないとは思っています。

○丸山委員 言われることは分かるんですが、トラックやカーフェリーも含めてでしようけれども、補助金があるのを頼りにされても困るのではないかと思っています。荷主に対してのしっかりした価格補填といいますか、宮崎県は、輸送農業地帯ですので、農業をしっかりとするためにも今回の支援は非常に重要なものであると十分分かっています。価格形成についての議論も国のほうがしっかり行っておりますので、価格形成ができるような体制を国や宮崎県だけでなく各県の業界や団体ががっちり組んで、「これだけかかるんですよ」というのをしっかりやらないといけない。

事業者に対してはいいかもしれないけれども、トラック運転手等に対してどうだったのかとなると、そのあたりもうまく回らなくちゃいけないはずなのに、ただ補助金流しとけばいいんだという甘いような印象も受けます。もっと踏み込んで、輸送がしっかりできるような体制がどう取れるかという議論が深まるするように、猶予をつくってもらったんだということで認識していますので、国、県、事業者としっかり連携しながら、持続可能な輸送体制をつくっていただくようお願いしたいと思っています。

○黒岩委員 資料19ページの「バス利用拡大支援事業」なんですが、これは私もいろいろ一般質問等をさせていただきましたが、新規事業ということで、ありがとうございます。

その中で、バス無料デーが6日と言われたような気がするんですけれども、こういった日を

設定されるのでしょうか。

○河村総合交通課長 各県、九州管内もこういった先行事例が幾つかございます。基本的に複数日行っていて、6日というのはそれを考慮して決めさせていただきました。具体的な日程はこれからにはなるんですけれども、先進自治体の意見を聞くと、夏だとどうしても暑いので、比較的外出しやすい秋頃がいいのかなと思っています。

曜日についても、最終的にもう少し検討が必要だと思うんですけれども、休日だけにするのか、行動変容という意味では平日も交えてやるのかというところは考えたいと思っています。

○黒岩委員 次に資料22ページの1番上のところ、中山間地域振興対策費の3、「地域運営組織」形成促進事業」の約2,400万円の減額なんですけど、当初の予算額が幾らだったのか教えてください。

また、地域活性化促進費の4、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」も当初に対して幾ら残ったのかというところを教えてくださいと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 まず、3の「地域運営組織」形成促進事業」でございますけれども、これは当初が4,891万3,000円のところを今回2,400万円ほど減額させていただきまして、残額2,497万1,000円となるものであります。

それから、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」でございますけれども、4,549万2,000円の当初予算でしたが、これを減額して、最終的に補正額の金額は1,989万6,000円となるものでございます。

○黒岩委員 当初予算を組まれる段階で、恐らく市町村なり団体なりに、事業を活用するかといった事前の把握はされたと思うんです。今回

半分以上が執行残として残ったということについては、どう分析されておられますか。

○濱川中山間・地域政策課長 まず、「地域運営組織」形成促進事業」ですけれども、これは大きく2つで構成されておりまして、地域運営組織のモデル地域に対する支援と地域運営組織をこれから形成する市町村と地域等への講演会と研修等を行うもの。それから、3つの地域運営組織のモデル地域として選ばせていただいておりますけれども、実際に地域運営の拠点となる事務所の設備であるとか、あるいは活動していくに当たっての設備の整備等に要する経費に係る予算としまして3,150万円ございます。

結果的に小林市の細野まちづくり協議会が700万円弱の申請をしてきたんですけれども、残りの2つの地域からは上がってきませんでした。これらの地域は地域運営組織の形成の途中にある過程で、そういった設備を整備するといった段階に今年度は至らなかったというところで、執行残となったというものであります。当初予算を組む段階では、予算が使われる可能性はあったんですが、結果的に2つの地域の進捗において、そこまで至らなかったというものでございます。

もう一つの「未来へつながる地域づくり協創支援事業」につきましては、市町村が地域住民とかほかの市町村と連携して地域活性化に取り組む事業を支援するものになります。これについては、日頃から市町村がどういうことを考えているか、どういう地域づくりの取組をしているかというところをある程度把握して、このぐらいの金額は必要だろうと積算していくべきだろうと思っております。

しかしながら、相談はあったんだけど実際には手が上がらなかったとか、あるいは、事

業の縮小といったようなところで、執行残が大きく発生したものでございます。ここは引き続き市町村との連携といいますか、情報収集であったり、地域づくりの取組をどのようにやるのかというのを寄り添って考えることで、それを予算に反映して、適正な予算執行につなげていきたいと思います。

○黒岩委員 私ども議会も予算を通せば責任が出てくるわけですから、やはり市町村なり団体のニーズの把握でありますとか、所要見込額といったものについてはしっかりと把握した上で、しっかりと執行していただきたいと思います。

最後に、資料39ページの「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」についてです。補助上限額が2,000円となっているんですが、これはどういった積算をされたのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 この2,000円の根拠なんですけれども、令和5年度の私立学校に通う生徒1人当たりの年間の光熱費の実績、こちらが2万3,933円でありました。これに令和5年度から令和6年10月までの光熱費上昇率である約8.2%を掛けて約2,000円ということで、生徒1人当たりの年間の上昇率というものを積算したところでございます。

○黒岩委員 実際に交付する段階では、細かく積算をして、例えば千九百何十何円という形での交付ということになるのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 こちらの補助率が10分の10以内で1人当たりの上限額が2,000円となっております。令和3～5年度も光熱費の支援は実施してまいりましたけれども、この上限には満たない形での申請というものになっております。ぎりぎりまで使っていただけるように、学校には働きかけていきたいと考えております。

○黒岩委員 何が言いたいかといいますと、この申請の手續の煩雑さです。先ほど出ました交通・物流の燃料費対策についてはトラック1台幾らとなっているわけですね。ですから、こちらについても、運用の仕方として、そういう細かい積算は別として、生徒1人当たり2,000円とか、そういう運用ができないのか検討していただきたいなと、これは要望でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○山口副委員長 総合交通課にお伺いしたいんですが、資料16ページの「地方バス路線等運行維持対策事業」の減額について、その理由を教えてくださいいいですか。

○河村総合交通課長 説明がかなり端的だったので分かりづらかったところがあるかと思います。

こちらは少しややこしいので、そもそもの制度から説明させていただくと、県が補助する路線としては、地域間幹線系統というものがございます。国の補助金と協調して補助をして、さらに追加で欠損補助を出しております。

1日当たり15人の輸送量を下回ると、原則的には国の幹線系統の対象から外れますので、そこについては、広域的コミュニティバスとして、国の補助は入らないんですけれども、市町村と県で、ある意味欠損を手当てするような形でやっている形です。

どうしても需要が少ないところでは、大型のバスではなく小型の混乗型でやるので、例えば、新しく小型のバスを入れる車両費の補助ですとか、そういった転換の補助を制度として設けているというところなんです。

今回の減額の部分については、幾つかあるんですが、まず資料16ページ目の1の(1)「バス路線運行維持対策事業」については、幹

線系統の補助金部分であります。もともと想定していたものから、運賃改定などもありましたし、働き方改革の観点でお盆の時期に少し減便をしたりもあったので、欠損が圧縮され、いわゆる赤字補填分が少し減りましたという話になっています。

(3)「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」については、先ほどのバスの転換について、もともとそういった車両購入費の補助を想定して組んでいたものでありますが、そもそも幹線落ちしなかったとか、あるいは既存の事業者が持たれている小型車両をやりくりをされたことで、転換費用が少なかったという部分になっています。

最後の(4)「広域的移動手段確保支援事業」についても、先ほどの広域コミュニティバスの支援事業なんですけれども、一部路線で災害の対応などで少し不通になっていたこともあり、その分の欠損がなかったことで、補助額が減額されているというような部分になっています。

○山口副委員長 それと、資料30ページのデジタル推進課について伺いいたします。

「生成AIシステム導入事業」についてなんですけれども、当初予算額は800万円くらいでしたよね。約600万円が入札残という話でしたけれども、金額的に予算額と大きなずれがあります。500人ぐらいの職員に生成AIを利用できる券を発行したりとかするという形だったと思うんですが、そこは500人は使った上で、こういう形の予算の減額になっているのか、確認させてください。

○福崎デジタル推進課長 御質問いただいた「生成AIシステム導入事業」につきましては、確かに814万円という予算を計上させていただきました。

減額の一番大きな理由としましては、生成AIのシステム自体の技術革新が非常に早いというところがあります。1年単位ではなくて1か月単位で動いてきていますので、新しい商品が次々出されているというところで、競争原理が働きやすいということがあります。

また、機能的には十分達成できるんですけれども、当初予定していたのはChatGPT3.5だったんですが、今年の時点でもう4.0になっておりました。今は4.5というのが出てきているんですけれども、どんどん型が新しくなることによって、型落ちになると当然安くなるという関係になっておまして、それで時点的には当初予定の3.5を入れたときの入札をしますと、当初予算に比べて安くなることになります。

非常に低廉な予算で済んだというところなんですけれども、どんどんバージョンアップしてきますと、取り込む情報量が多くなって速度が遅くなったりとかいうところもあるので、実装的には入門編としては十分足りているかなということで、今回それを導入させていただいたところです。

おっしゃるように、最終的に500人を想定していたんですけれども、間違った使い方をされると困るので、マニュアルを策定しまして、こういう使い方をしてくださいという説明会を実施して、説明会に参加された方に対してIDを渡しております。結果的には181名の方が全庁的には利用していただいたということになります。

もっと利用を進めていかないといけないと思っております。どうすれば利用が進むかというところはアンケート調査も実施しておりますので、その結果をもって、来年度どのように生成AIを取り込んでいくのかというところは、検討を進めているところであります。

○山口副委員長 導入費用が安くなって落ちたのは分かりました。費用が落ちたのはいいことだとしても、触って見ないと分からないところが絶対あるので、やはり使う人の数というのは広げていったほうがいいと思うんです。500人の想定で180人しかいってなくて、予算も落としていますというのは、どうなのかなと少し思います。説明回数を増やしたりしてでも、最低でも500人にはいかせないといけなかったのかなとは考えていますので、今後はしっかりとやっていただきたいと思います。

○福崎デジタル推進課長 来年度本格的に全職員を対象にして生成AI導入普及を進めていきたいと考えております。その問題意識は十分ありますので、しっかり対応していきたいと思います。

○山口副委員長 続いて、資料37ページの新規事業「文化の力で地域を元気にプロジェクト事業」についてですが、成果指標が非常に微妙な印象を受けます。令和9年度までの事業にもかかわらず成果指標のゴールが令和8年度であったり、「日頃から文化に親しむ県民の割合」は恐らくアンケート調査を基に出されているんでしょうけれども、この事業そのものの最終的なゴールとして、1回やっただけといった形になってしまっただけは意味がないだろうと思います。

そのあたりも含めて、もう一度、成果指標の在り方であったり、この事業が終了した後の展開——3年後、しっかり継続してできるのかどうかという観点については見直していただきたいなと思っております。そのあたりの今後の展開について考えがあれば教えていただけますか。

○堀みやざき文化振興課長 成果指標につきまして、確かに令和8年度にしておりますのは事業期間と合っておりません。こちらは総合計画

のアクションプランにおける、県民意識調査で取っている「日頃から文化に親しむ県民の割合」を一応目標としたところではありますが、そもそも、この事業の目標とするところが、この成果指標でいいのかというところは、確かに少し大き過ぎるのかなと感じるところはございます。

このプロジェクトは地域住民が地域の文化の価値を見直して、それを活用して地域振興につなげていくという大きなものを目指していく事業であります。それぞれワークショップをやったり、それを基にしたプロジェクトをやったりする中で、毎年地域住民からアンケート調査も取ろうと考えておりまして、その中で実際に地域の文化の見詰め直し、あるいは再認識、価値の見直しにつながった住民の割合ですとか、文化プロジェクトを今後も続けていきたい住民の割合といった数字や声なども拾ってまいりたいと思います。

そういったものを別の形での成果指標というように定めて取り組んでまいりたいと考えております。

○山口副委員長 ぜひ継続が続くような形でのプロジェクトをつくって、一発で終わらないようにしていただきたいなと思います。

最後に1点だけ。資料43ページの「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」ですが、岩切委員からいろいろ指摘があったと思うんですが、この資料だけだと正直判断ができないと思っています。

令和11年度終期までにどれだけ金額を取り崩していく予定なのか、令和11年度に本当にゼロになるのかとか、そのあたりは恐らくもう設定して見込んでいるはずだと思いますので、その資料がもらえたりできますか。本当に令和11年度や令和16年度で終わるのか、どれだけ切り崩

していくのかという流れが見えるものというもののというのは出せるものなのでしょうか。

○中村総合政策課長 少しお時間いただいてよろしいでしょうか。

それぞれの基金の今後の活用の見通しというのは整理しておりますので、こちらを提供させていただきますと思います。

○川添委員長 山口副委員長からありました資料要求につきましては、全委員へ提供ということをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

正午再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

間もなく正午となりますので、午後は1時から、報告事項の説明から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

○中村総合政策課長 午前中、要望のありました「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」に関する補足資料について、冒頭説明させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

○川添委員長 はい。

○中村総合政策課長 それでは、関係各課長のほうから説明させていただきます。

○濱川中山間・地域政策課長 配付資料に基づきまして、まず、市町村21世紀基金について御説明させていただきます。

1、市町村21世紀基金ですけれども、今年度

末の基金残高が1億9,687万5,000円となっております。

来年度以降の活用見込みについてですが、活用項目として大きく4つの事業があります。「未来へつながる地域づくり協創支援事業」の単独市町村で取り組む分、こちら令和7年度が3,050万円であり、令和8年度、令和9年度と金額は減少しながら令和9年まで活用見込みであります。

それから2つ目の事業が、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」。現在取り組んでいる事業の後継となる事業を新たに提案予定ですが、それを令和8～10年度までの各年3,300万円を見込んでおります。

それから地域資源ブランド関連ということで、ユネスコエコパークですとかジオパークなどの県内の地域資源ブランドに関する事業として、令和7年度、令和8年度にそれぞれ480万円。

それから地域づくりネットワーク関連と書いてありますのは、地域づくりネットワーク協議会という県内の地域づくり団体のネットワークをつくりまして、その活用に必要な経費を支出するものですが、令和7～9年度で468万6,000円の利用を見込んでおります。

以上、令和10年度まで利用見込みでありまして、令和11年度は基金の整理期間ということで位置づけております。

それから2つ目の基金である市町村間連携支援基金ですけれども、令和6年末の基金残高が1億5,956万7,000円でございます。来年度以降の活用見込みとしまして、事業は5つ書いております。

1つが、現行の「未来へつながる地域づくり協創支援事業」の広域連携によりまして取り組む部分ですけれども、令和7年度と令和8年度

が4,200万円、令和9年度が1,700万円でございます。

それから、この事業の終期が令和7年度となりますので、後継事業を令和8年度予算に提案したいと考えているんですけれども、こちらが令和8～10年度で700万円ずつ。

また、市町村間で活用している部分になりますけれども、行政サービス連携支援ということで、令和7年度、令和8年度でそれぞれ100万円。

それから、ユネスコエコパーク関連の事業としまして、令和7年度に874万8,000円。この事業は令和7年度が終期となりますので、令和8年度以降は後継事業を提案したいと思っております、これが令和8～10年度で874万8,000円。事業としては令和10年度まで活用するという見込みとなっております。

○守部産業政策課長 みやざき産業人財確保支援基金について説明させていただきます。

一番下の欄ですけれども、今年度末基金残高が2億2,454万5,000円になっております。積立金につきましては企業版ふるさと納税も原資にしております、国のほうで令和7年度から3年間延長するという方向性が示されました。今年度の企業版ふるさと納税が2,700万円あったことから、令和7～9年度の積立金の中に2,700万円と、奨学金の返還は企業負担が4分の1ありますので、その4分の1を合わせた金額を計上しております。令和10年度からが企業負担分だけとなっております。

さらに、この事業につきましては、令和9年度認定者——令和10年度就職者に当たるんですけれども、この方の支援交付金が完了するのが令和15年度ということで、精算期間を1年置いて令和16年度までとしております。

シミュレーションによりますと、最終的には66

万9,000円の残になるということなんですが、今後、企業版ふるさと納税の動向といったところが分かりませんので、現時点ではこのような状態でありましてということで、お示しさせていただきます。

○堀みやざき文化振興課長 宮崎芸術文化振興基金について御説明いたします。

令和6年度末の基金残高は8,146万2,000円あります。

令和7年度の活用見込みであります、宮崎国際音楽祭と若山牧水賞、こちらがいずれも30回の周年事業ということで、当初予算のほうで新規事業として計上させていただいております。こちらの2事業を合わせまして*3,300万8,000円を活用予定であります。

終期年度であります令和8年度につきましては、この30回の2つの周年事業の成果も踏まえながら、文化の振興に資する取組の新しい事業についても検討を行い、有効に活用を図ってまいりたいと考えております。

○川添委員長 それでは、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○森山生活・協働・男女参画課長 常任委員会資料44ページを御覧ください。

報告事項「損害賠償を定めたことについて」御報告いたします。

この事案は、令和6年8月20日、宮崎市江西2丁目にあります生活情報センターの駐車場内において車両損傷事故が発生し、個人に対し損害賠償額1万2,232円を支払ったものであります。

具体的な事故の内容ですが、生活情報センタ

※38ページに訂正発言あり

一駐車場内において利用者が自家用車をバックで駐車しようとした際に、車止めブロックの固定部が破損しておりまして、通常の高さより高くなっていたために、バックのときに車体底部が車止めに接触し、損傷したものでございます。

今後は、施設の点検等、より一層徹底して行うことで再発防止に努めてまいります。

○川添委員長 今の説明について、質疑等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

説明が終了した後に、質疑をお願いいたします。

○伊福統計調査課長 まず、説明に入ります前に 1 か所訂正させていただきます。

お手元に差し替えを 1 枚お配りしておりますが、別添資料 1 の 4 ページの図表 3、主要関連経済指標の朱書きの数値でございます。タブレットで御覧いただいている電子データについても、差し替えのとおり訂正させていただきますので、御確認をお願いいたします。

それでは、「令和 4 年度宮崎県県民経済計算について」、常任委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料 45 ページを御覧ください。

まず、1、県民経済計算とはであります。

県民経済計算は、県内の 1 年間の経済活動によって生み出された付加価値を、生産・分配・支出の 3 つの側面から把握して、県全体の経済の実態を包括的に捉える指標であります。

黒枠で囲っておりますが、生産側は、県内の生産活動によって生み出された付加価値を示したもの、分配側は、生産された付加価値が雇用

者の報酬や企業の所得などにどのように分配されたかを示したもの、支出側は、生産された付加価値がどのように家計の消費や企業の投資等に回ったかを示したものととなります。

続きまして、2、県民経済計算で分かることとしましては、(1)～(4)に記載しておりますが、県経済の規模や前年度からの変化を把握できるほか、本県の産業構造や所得水準などを確認することができます。

46 ページを御覧ください。

3、令和 4 年度宮崎県県民経済計算の推計結果であります。

令和 4 年度は、原材料価格の高騰などにより電気業や建設業が低調だったものの、新型コロナに係る行動制限が緩和されたことにより、宿泊・飲食サービス業や卸売・小売業等のサービス業を中心に持ち直しの動きが見られました。

この結果、四角囲みにありますように、令和 4 年度の経済成長率は、名目で 1.3% の増、実質で 1.1% の増となり、いずれも 2 年連続のプラス成長となっております。

県内総生産につきましては、1 つ目の黒丸になります。名目が 3 兆 7,669 億円、実質が 3 兆 6,814 億円となっております。

また、2 つ目の黒丸、県民所得につきましては 2 兆 5,813 億円となっております。企業の利潤などが含まれているため、県民個人の給与や収入の水準を示すものではありませんが、県の人口で割った 1 人当たり県民所得は 245 万 3,000 円となり、対前年度比プラス 1.0% で 2 年連続の増加となっております。

47 ページを御覧ください。

図 1 では、本県の実質の経済成長率を実線で示しております。

本県経済は、令和 2 年度に新型コロナの影響

で大きく落ち込みましたが、令和3年度に2.8%増となり、令和4年度は原材料価格高騰の影響などを受けても1.1%増と、おおむね国と同様の動きとなっております。

図2を御覧ください。

図2は、1人当たり県民所得と国民所得の推移であります。

折れ線グラフで1人当たり国民所得を100とした場合の所得水準を示しておりますが、令和4年度は74.9となり、前年度より2.1ポイント低下しております。

48ページを御覧ください。

ここからは、生産・分配・支出の3つの側面から、それぞれの特徴について御説明いたします。

まず、県内総生産の生産側についてであります。

左の表を御覧ください。

この表では、産業ごとの総生産額や増加率等を記載しております。

1行目の左から3列目にありますとおり、名目の県内総生産は、全体で前年度比1.3%の増加となっております。

主な増減理由につきましては、表の右側に記載しておりますとおり、農業が肉用牛の枝肉生産量の増加やブロイラーの価格上昇等により0.7%の増加、製造業が食料品や輸送用機械等の生産額増加により2.5%の増加、電気・ガス・水道・廃棄物処理業がエネルギー価格の高騰等の影響を受け19.7%の減少、宿泊・飲食サービス業が行動制限の緩和による観光入込客数の増加等により32.3%の増加となっております。

49ページを御覧ください。

分配側、県民所得についてであります。

表の1行目、左から3列目ではありますが、全

体では0.1%の増加となっております。

内訳としまして、網掛けの部分になりますが、賃金や俸給などの県民雇用者報酬が0.8%の増加、家計の利子や配当などの財産所得が3.6%の増加、企業所得が2.2%の減少となっております。

最後に、50ページを御覧ください。

県内総生産の支出側についてであります。

支出側の合計は生産側と同額を計上しており、全体では、生産側と同じ前年度比1.3%の増加となっております。

内訳としましては、網掛けの部分になりますが、家計の消費支出等の民間最終消費支出が5.5%の増加、県や市町村の物件費等の地方政府等最終消費支出が2.7%の増加、住宅や企業の設備投資等の県内総資本形成が11.1%の増加となっております。

○守部産業政策課長 「外国人材定着動向調査について」結果を御説明いたします。

51ページを御覧ください。

1の目的ですが、国の制度改正や年々増加する外国人労働者の状況等を踏まえ、外国人材の確保や受入れに必要な施策を検討する上での参考とするために実施したものです。

2の実施状況のとおり、外国人住民向けと事業所向けの2つの調査を実施し、外国人の就労・生活環境等の実態や県内定着の動向等を把握するとともに、事業所における外国人材受入状況や課題等を調査しました。

52ページを御覧ください。

まず、外国人住民向け調査についてです。

回答者の属性ですが、国籍別では、ベトナム、インドネシア、フィリピンの順、在留資格別では、技能実習、特定技能、永住者・定住者の順、業種別では、製造業、農業、建設業の順に回答が多くありました。

なお、在留資格について補足いたしますと、技能実習は日本での実習で技能を身につけ、母国に持ち帰ることを目的としたもの、特定技能は人手不足が深刻な分野での人材確保を目的としたものになります。

53ページを御覧ください。

アンケート調査から見えた課題やニーズを整理したものになります。

まず、就労に関することですが、回答があった外国人住民543人のうち、働いている497人の「現在の勤務先を選んだ理由」については、「給与」「スキルアップ・キャリアアップできる環境」などを重視する傾向があるほか、「自分に合った働き方ができる」など働く環境に関係する回答も一定数ありました。

54ページは、在留資格別に見たものであります。

上位3項目に大きな違いは見られませんが、技術・人文知識・国際業務、通称「技人国」につきましては、エンジニアや通訳など、高度な知識・技術が必要な業務につく高度人材になりますが、「これまで学んだことが生かせる」環境を最も重視している点が大きな特徴です。

55ページを御覧ください。

働いている497人に対し「転職の意向」を調査したところ、転職する意向がある人は全体の3割でした。

在留資格別では、技能実習の34.7%が「転職したい」と回答しており、原則転職ができないにもかかわらず転職したい意向を持っている人が一定数いることが分かります。

56ページにお移りください。

転職する意向のある人は、「給与」が他の項目より圧倒的に多く、最も重視していることが分かりますが、転職する意向がない人は、「給与」

だけでなく「働く環境」や「スキルアップ」の回答も多く、外国人材の定着に当たっては、働きやすくスキルアップできる環境づくりが重要であることが分かります。

57ページを御覧ください。

「病気になって困ったこと」や「災害で困ったこと」については、語学力やコミュニケーションに対する不安を感じている回答や、多言語による情報発信がないことで困っているなどの回答が多くありました。

また、次の58ページにあるとおり、「地域とどのような関わり方をしているか」について、「特になし」との回答が最も多く、地域との関わりを持てていない人が多いことが分かるほか、「地域との交流で困っていること」についても、「地域でどんな活動をしているか知らない」「地域住民と交流する場がない」との回答が多く、地域の文化や慣習を学ぶような特定の行事のみならず、ごみ出しや自治会活動など、日常生活における地域との交流がないことで困っていることも回答から見えてくるところです。

59ページを御覧ください。

行政に求める支援として、日常会話・ビジネス用の日本語や日本の文化・慣習、ビジネスマナーを学ぶ機会の創出、多言語に対応した環境の充実が上位であり、これらが外国人住民に求められていることが分かります。

60ページを御覧ください。

次に、事業所向け調査についてです。

回答者の属性ですが、従業員数で言うと50人以下の事業者からの回答が最も多く、業種別では、医療・福祉、製造業、建設業の順に多くありました。

61ページを御覧ください。

今回の事業者向けアンケート調査では、現在

の受入状況と今後の受入意向について聞き取りを行い、それに応じて、円グラフにあるとおり4パターンに分類しています。

最も多いのは、D「現在外国人材を受け入れておらず、今後も受け入れない事業所」の179社ですが、A「現在外国人材を受け入れており、今後も受け入れたい事業所」が71社、C「現在外国人材を受け入れていないが、今後は受け入れたい事業所」が61社あり、4割以上が外国人材の受入に前向きな意向を持っています。

本日の報告では、このうち、AとCについて詳しく説明いたします。

62ページを御覧ください。

まず、受入の現状ですが、現在外国人材を受け入れている77事業所において、外国人材の受入理由として、「日本人が確保できない」ことが一番の理由ではありますが、外国人材の真面目さや能力、社内の活性化などを理由に受け入れている事業所も多くあり、積極的に受け入れている面も見取れます。

63ページですが、外国人材をどのように受け入れたか、外国人材を受け入れるに当たって誰のサポートを受けているかについては、いずれも監理団体や登録支援機関が圧倒的に多いことが分かります。

なお、監理団体とは、技能実習生の募集や受入に関する調整等について、受入事業所に対する指導等を行う組織であり、技能実習生を受け入れる場合には、原則、監理団体を通して受け入れます。

また、登録支援機関とは、特定技能外国人の支援計画の作成や実施を行う機関で、特定技能が在籍する事業所から委託を受けてサポートする機関になります。

技能実習や特定技能を受け入れている事業所

が多いことから、受入方法やサポートについても、同機関を活用していることが多い結果となっています。

また、64ページにあるとおり、受け入れている外国人材のための支援として、住居確保や日本語能力の向上、キャリアアップに関する項目が多く、受入に当たって事業所として負担している費用としては、監理団体への会費や外国人材の入国に係る渡航費など、様々な費用を負担していることが分かります。

65ページを御覧ください。

現在、外国人材を受け入れており、今後も受け入れたい71事業所における、今後受入に当たっての課題については、日本語能力や社員とのコミュニケーションのほか、在留資格によっては1人当たり合計で100万円前後に係る費用負担に関することや、社員寮の準備や会社近隣で外国人が入居可能なアパートがないなど、住居確保を含む環境整備を課題とする事業所が多いことが分かります。

66ページを御覧ください。

次に、現在、外国人材を受け入れていないが、今後受け入れたい61事業所における、外国人材を受け入れていない理由については、先ほどと同様に日本語能力や費用負担を理由とする事業所が多いものの、これらに加え、受入の方法や手続が分からず、受入体制が整っていないと理由が上位に上がっていることが特徴です。

今回のアンケート調査の概要については以上のとおりであります。この調査を踏まえ、令和7年度新規事業として、外国人材に係る労働相談窓口の設置や受入体制構築に係る企業向け支援など、外国人材の受入れ・定着に向けた取組を進めていきたいと考えております。

これにつきましては、来週、当初予算の常任

委員会において改めて御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森山生活・協働・男女参画課長 「令和6年度消費生活に関する県民意識調査について」結果を御報告いたします。

調査報告書の別冊資料3でお配りしておりますが、委員会資料の中で、その主なものについて説明させていただきます。

資料の67ページを御覧ください。

1、調査の目的ですが、令和7年度に新たに宮崎県消費者基本計画を策定予定でありますことから、県内の消費者トラブルの実態や県民の意識を把握するために調査を実施したものであります。

次に、2、調査の概要です。

(1) 調査項目ですが、消費者トラブルへの関心度と知識や、消費者被害の実態など、全8項目について調査しております。

(2) 調査方法ですが、県内在住の18歳以上の3,000人を無作為抽出し調査票を送付、郵送とインターネットにより回答を得ております。

回答者数は1,283人で、回答率42.7%となっております。

68ページを御覧ください。

3、結果の概要になります。

(1) 消費者トラブルへの関心と知識について、「消費者トラブルについて関心があるか」の問いでは、「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」の肯定的な回答が64.8%ですが、年代別に傾向を見ますと、20代までの若い世代で関心が低くなっております。

また、特に関心がある消費者トラブルは、インターネット利用により生じるトラブルや特殊詐欺が多くなっております。

続いて69ページを御覧ください。

(2) 消費者被害の実態についてです。「直近1～2年間における消費者トラブルの経験があるか」という問いでは、21.7%が「消費者トラブルの経験がある」と回答しております。年代別で見ますと、20～60代まで、ほぼ差がないというような結果になっております。

なお、トラブルの内容といたしましては、「商品やサービスの内容」「個人情報の取扱い」が多くなっております。

70ページをお開きください。

トラブルを経験した人がどこで購入・契約したかについては、「インターネット通販」が39.8%と大きく上回っており、次いで「SNSの広告」が17.2%となっております。

また、「トラブルの際に誰かに（どこかへ）相談したか」という問いでは、60.9%が「相談しなかった」と回答、「相談した」と回答した人は36.2%にとどまっており、また、相談先は家族や親族が最も多くなっております。

71ページを御覧ください。

(3) 消費生活相談窓口について、実際にトラブルに遭った場合には、63%が「相談しようと思う」と回答しております。一方、「相談しようと思わない」「どちらとも言えない」と回答した方の理由といたしましては、「相談先がどのようなことをしてくれるのか分からないから」「何を相談できるのか詳しく知らないから」が多い結果となっております。

72ページを御覧ください。

(4) 消費者トラブルの未然防止について、「トラブルにあわないために何が重要だと思うか」という問いでは、大半が「消費者自身が自覚してトラブルにあわないように注意すること」と回答しておりますが、「国や自治体が悪質な事業者に対する規制や指導を強化すること」といっ

た行政の取組を求める回答も多くなっております。

73ページを御覧ください。

(5) 消費者教育についてです。55%が「これまでに受けたことがない」と回答しております。これに対し36%は「受けたことがある」と回答しており、教育を受けた場といたしまして「新聞・テレビ等のマスコミを通じて」が最も多く、「幼稚園・小・中・高等学校等」がそれに続いております。年代別に見ますと、「新聞・テレビ等のマスコミ」は年代が上がるにつれて増加、「幼稚園・小・中・高等学校等」は若い世代ほど高いという結果になっております。

74ページを御覧ください。

(6) 消費生活に関する講座やイベントについて、参加したい講座の内容を尋ねる問いでは、「悪質商法の手口とその対処法に関する講座」が最も多く、次いで「インターネット利用時の注意点の講座」でありました。

(7) 消費者トラブルに対する取組として行政に望むことについては、「消費者トラブルの実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供」や「行政の事業者への指導・取締りの強化」が多くなっております。

75ページを御覧ください。

今回の調査結果を踏まえ、①デジタル社会における消費者トラブルへの対処として、近年増えている消費者トラブルの手口や対処法など情報提供の充実。

②消費者教育を受ける機会の提供として、学校やマスコミ、地域や会社など、世代に応じた消費者教育の実施。

③消費生活相談窓口の機能と役割の周知として、県や市町広域消費生活センターなど、相談窓口の具体的な機能と役割を理解してもら

うための広報など県民が安心して豊かな消費生活を営むことができますよう、引き続き、消費者施策の充実に取り組んでいく必要があると考えております。

○川添委員長 説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○岩切委員 外国人確保に対する問題意識の調査についてですが、これまで雇用労働政策課とよく議論していたところなんですけれども、これから産業政策課が担当されるという理解でよろしいでしょうか。

○守部産業政策課長 外国人の政策について、各部において、農政水産部や県土整備部、福祉保健部、商工観光労働部それぞれでやっておりますけれども、これまでも全体の調整、取りまとめは産業政策課のほうでやっておりました。

今回、令和7年度からの新規事業につきまして、我々の領域としては全産業を対象とした外国人を確保・定着のための取組で、なおかつ各部がやっている事業と重複しない領域をやっていきたいと考えております。

○岩切委員 現在は、みやぎき外国人サポートセンターが相談窓口になっていると思います。この調査を受けて、相談支援する窓口を考えるんだというようなお話がありましたけれども、別物ができるのか、それとも機能強化をしているのか教えてください。

○守部産業政策課長 現在ある外国人サポートセンターにつきましては、宮崎県で暮らしている外国人の方の生活における悩みとか相談を受けております。今回、私どものほうで設置しようとしている労働者向けのサポートセンターにつきましては、外国人労働者向けの相談窓口だったり、あと事業所で外国人労働者を雇っている

事業所や、これから外国人労働者を雇っていききたい事業所あたりに対象を絞っております。

いずれにしても、外国人サポートセンターと密接に連携して、トータルでサポートしていきたいと考えております。

○岩切委員 外国人雇用に関する対策を講じるべきだというような一般質問が平成の終わりぐらいから出始めていまして、対策を講じますというような話だったんですが、みやざき外国人サポートセンターは生活面の支援だったんだというお話なら、これまで5～6年ほど、外国人雇用に関して、県としての窓口はなかったという理解でよろしいですか。

○守部産業政策課長 これまでは各分野においてそれぞれが取組をしておりました。産業分野に横断するような答弁というところにつきましては、当部のほうで回答させていただいておりましたので、取組の分野といったところについては変わっていないという認識であります。

○黒岩委員 消費生活に関する県民意識調査の件なんですけれども、昨年度も災害等がありました。地震で瓦が落ちたりとか、家が傾いたりした際に、いろんな業者の方が営業に来られて、中には法外な工事費用を請求された例も聞いております。今回のような定期的な調査とは別に、いろんな事象が生じた場合の消費動向というか、先ほど述べたような事例がないかどうかという調査はされてらっしゃるのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 そういった場合の相談は災害の後に受けているということは聞いておりますが、そういう被害に遭ったかどうかという特別なアンケートというものは実施しておりません。

○黒岩委員 例えば、違法なのかどうかというところは分かりませんが、こういった工

事について、非常に今高い金額を請求される業者がいらっしゃいますよといったようなものについては、注意喚起はされないのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 消費生活センターのほうでは、日頃から新聞、テレビ、ラジオなどを通じまして、詐欺や消費者トラブルの事例を発信しているところですが、特に災害の時期には、修繕などの訪問販売に対して注意喚起等と呼びかけるような広報チラシを作って、市町村の窓口で配付していただいたり、SNSなどのデジタル媒体を使っても周知・広報をさせていただいております。

○山口副委員長 消費生活に関する県民意識調査についてなんです。報告書54ページですが、恐らくこの意識調査を基に最終的に消費生活に関する講座とかイベントとかをやっていくような計画が出てくるのが想定されると思うんですが、54ページ以降の「消費生活に関する講座やイベントについて」という中で、56ページに、「消費生活に関する講座への参加希望の有無」というものがありまして、ここが7割近い方が参加したいという形になっています。このアンケートの取り方だと、この分析で正しいのかが理解が難しく、問いを見ると「参加したいですか」「参加したくないですか」という問いはしていなくて、恐らく「消費生活に関してどのような講座なら参加したいですか」「好きなもの、関心があるものを全部丸つけてください」というような問いで丸づけさせたやつが、「参加したいと思った」というような形の統計になっているのではないだろうかという推察されます。

問いの中には、「参加したいと思わない」「興味がない」という項目はなかったんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 この問いにつきましては、こういった講座に参加したいか

というものの一番後に「特にない」「興味がない」というような問いもございます。

資料56ページの一番上(3)「消費生活に関する講座の参加希望」のところにも記載しておりますが、「参加したいと思わない」「興味がない」という方は21%いらっしゃったという結果になっております。

○山口副委員長 この問25の中には「参加したくない」「興味がない」という項目はないけれども、皆さんが取ったアンケートには項目が存在していて、ここには出ないだけということなんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 そうです。報告書57ページの年代別のところには、講座を希望する方の年代別の割合は表示してございますが、「参加したいと思わない」「興味がない」という回答した方についての年齢分析のほうは掲載してない形になっております。

○山口副委員長 そもそもなんですけれども、どういう問いを出したのかというものが報告書そのものに載っていません。恐らく30問ぐらい聞かれたんだと思うんですけれども、アンケート調査で皆さんがどういう問いに答えたのかというものが添付されていないので、ものが分かりません。載ってないものもありますよという御説明であったので、これだと詳細に見ていくと、本当にこの聞き方であったりとか、正しいのかどうかというところが分かりづらいです。

せめて参考資料として、巻末にアンケートの元の資料であったりとか、問いについては全部の数値を載せておいていただくとか、そういう御配慮をいただいたほうがいいと思います。講座希望とかは、今後の政策に非常に重要になってくるポイントだと思いますので、考えていただけると助かります。

○森山生活・協働・男女参画課長 御指摘のとおりでございました。

こちらのほうは、意識調査の質問項目等も併せて公表するようにしてまいりたいと思いますし、記載につきましても分かりやすいように今後検討してまいりたいと考えます。

○丸山委員 同じく消費生活に関する県民意識調査なんですけれども、令和7年度に、新たに宮崎県消費者基本計画を策定する予定ということでした。国には上位計画があつて、国の基本計画が多分できたのだと思うのですが、それを教えてください。

また、消費生活のトラブルに関してはかなり前からあつたのに、なぜ、令和7年度にやろうとなったのか、もう少し詳しく説明していただくとありがたいと思います。

○森山生活・協働・男女参画課長 まず、国の上位計画についてです。国は消費者基本計画というものを、第5次の改定に向けて取り組んでおります。

本県のほうでは、消費者教育推進計画という、教育と啓発に特化した計画を平成27年に策定いたしましたして、その部分を推進していたところなんですけれども、社会の中でデジタル化が非常に進んでおります。高齢化、成人年齢の引下げ、インターネットの利用も増えまして、消費者トラブルというものが本当に多様化してきております。その中で、県民の消費生活の安全の向上を目指すには、教育委員会や県警などとの部局横断的、あるいは市町村との窓口の役割分担をきちんと体系化して、効果的・効率的に施策をつくっていく必要があると整理をさせていただき、次年度に向けて計画を策定するというような経緯に至ったものでございます。

○丸山委員 現在は、そういった部局横断的な

対策会議は結構やられているということでしょう
しいんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 消費者教育
推進計画に基づきましては、部局横断的な会議
はやっておりますけれども、教育だけではなく
て、相談や行政指導といった全体を含めたよう
な体制というものは、具体的計画に基づいては
やっていないところでございます。

○丸山委員 気になったのが、消費生活センタ
ーにどういうことを相談したらいいのか分から
ないという県民が多いことです。せっかくある
組織なのに、なかなかそこまでとり着いてい
ないというか、相談できていないという状況が
あります。

しっかり啓発して充実を図っていくと書いて
いるんですが、具体的には、この計画をつくり
上げていくためにどのようにやっていくので
しょうか。これまでの取組とどう違うのか、ど
ういうことをやりたいか、どういう方法を令和
7年度は考えているか、そこを教えてください
たいと思います。

○森山生活・協働・男女参画課長 まず、いま
でも消費生活センターを中心としまして、テレ
ビや住民に配布するチラシ、学校での出前講座、
地域の催物に出かけていく中で、啓発活動や相
談窓口の周知活動はしてきております。参加し
ていただける人たちには十分に理解していただ
いていると思うんですけれども、参加者の割合
が少なかったりしています。実際、今回のアン
ケートで、知っている割合は結構高かったん
ですが、具体的にどういった相談を受けること
ができるのか、消費生活センターは何を解決し
てくれるのか、そういったところの周知までが
行き届いていなかったのではないかという反省
点を持っております。

これまでは、「消費生活センターがありますよ」
「こんな被害が発生していますよ」という案内
だけをしていたんですけれども、具体的に、「こ
んなトラブルにはこんな解決方法がありますよ」
とか、「こういう相談窓口があって、こういう解
決方法ができますよ」というような、実際に消
費生活センターでやっている事業などを周知・
広報していく必要があると考えております。同
じような活動をされております警察や市町村と
も連携を取りながら、一体的に進めていけれ
ばと思いますので、新たな計画の中では、そう
いった各機関の役割分担も盛り込みながら、策
定していければと考えております。

○丸山委員 いずれにしても、絵に描いた
餅にならないように、実効性がある計画にな
るようにお願いします。

○川添委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、最後に、その他で何
かがございせんか。

○堀みやざき文化振興課長 午後の最初に資料
を配付しまして説明しました基金の中で、宮崎
芸術文化振興基金について、発言訂正を一部さ
せていただきます。

令和7年度の執行見込額を3,300万8,000円と
申し上げましたが、執行見込額は4,858万4,000
円で、令和7年度の基金残高見込が3,300万8,000
円でした。おわびして訂正いたします。

○川添委員長 その他、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして、
総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時57分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託された議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

2ページの目次をお願いいたします。

1の予算議案は、議案第70号が「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」、議案第72号が「令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」であります。

2の特別議案は、議案第88号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」など4件であります。

3の報告事項は、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

4のその他の報告事項は、「県立病院事業点検プロジェクトチーム報告について」など4件の報告となります。

次のページをお願いします。

引き続き、議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」の概要について御説明いたします。

今回の補正は、国の令和6年度補正予算（第1号）に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

まず、歳入一覧であります。表の左から3列目、今回補正額の欄を御覧ください。増額補正となる主なものは、自主財源の1行目、県税が45億円余、その下の地方消費税清算金が16億円余、依存財源の1行目の地方譲与税が42億円余で、それぞれ本県及び国の税收の増によるも

のであります。また、依存財源の3行目、地方交付税が国の補正等に伴い95億円余の増額となっております。

一方、減額補正となる主なものは、自主財源の7行目、繰入金が予算の執行残等に伴う財政調整積立金からの繰入金の減によりまして168億円余、依存財源の下から2行目、国庫支出金が国の内示額が見込みを下回ったこと等により53億円余、その下の県債が補助公共事業の減等により同じく53億円余、それぞれ減額となっております。

この結果、一番下にありますとおり、補正総額は74億7,646万3,000円の減額となります。また、その右隣の欄のとおり、補正後の一般会計の予算規模は7,118億8,562万4,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出一覧になります。今回の補正額を款別にまとめております。

増額補正となる費目は、上から2番目の総務費が県税等の歳入の増加分を基金に積み立てること等により146億円余、下から4番目の災害復旧費が事業費の増により2億円余、下から2番目の諸支出金が地方消費税清算金及び交付金の増により26億円余のそれぞれ増額になっております。

その他の費目につきましては、国の補正予算に伴う増額も含まれておりますが、いずれも執行残等が大きく、減額補正となっております。

補正総額は、先ほど歳入で説明しましたとおり74億円余の減額となります。資料に記載はございませんが、この内訳といたしまして、国の補正によるものが165億円余の増額、その他の増減で239億円の減額、合わせまして74億円余の減額となります。

一般会計補正予算案の概要については以上であります。

なお、歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び各課長から説明いたします。

○川添委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○池田財政課長 資料5ページを御覧ください。

私からは、3の歳入科目別概要のうち、県税と地方消費税清算金以外の主なものについて御説明いたします。

3つ目の分担金及び負担金は、左から3列目のとおり2億8,500万円余の減額でございます。これは、主に一番右の列、主な項目の2つ目にある負担金が2億6,900万円余の減となったため、土地改良事業費の確定に伴いまして、市町村からの徴収額が減となったことなどによるものでございます。

6ページを御覧ください。

使用料及び手数料は2億5,300万円余の減額です。主に、1つ目の使用料が水利使用料や高等学校授業料等の減によりまして1億5,800万円余の減。また、一番下の証紙収入が運転免許更新や講習の実績等の減によりまして1億900万円余の減となったことなどによるものでございます。

7ページを御覧ください。

一番上の財産収入は1億9,800万円余の減額です。2つ目の財産売払い収入については、売払い時期の延期等によりまして1億8,600万円余の減となったことなどによるものでございます。

その次の寄附金については3,600万円余の増額でございます。主に個人版のふるさと納税の増等によるものでございます。

一番下、繰入金は168億9,300万円余の減額です。主なものが、下から2つ目の財政調整積立金からの繰入金について、県税等の歳入の増加や事業の執行残などによりまして、減となったことによるものです。

また、地域医療介護総合確保基金からの繰入金について、医療機関等に対する施設整備支援事業の執行残等が発生しましたので、減となったことによるものでございます。

8ページを御覧ください。

諸収入でございます。5,200万円余の減額でございます。主に、上から3つ目にあります貸付金元利収入が中小企業融資制度貸付金の貸付実績の減等によりまして8億7,000万円余の減、また、一番下の雑入について、前年度分の介護給付費の返還金等が生じたことによる12億円余の増によるものでございます。

9ページを御覧ください。

地方譲与税、地方交付税等になります。まず、地方譲与税ですが、これは国税の一部が地方に配分されるものでございまして、特に特別法人事業譲与税の増によりまして42億5,900万円余の増額となっております。

また、地方交付税については、国の補正予算に伴う交付税の再算定によりまして、追加交付がなされたことなどにより95億7,600万円余の増額となっております。

10ページを御覧ください。

国庫支出金でございますが53億8,500万円余の減額でございます。主に2つ目の二重丸にあります国庫補助金について、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を受け入れる一方で、公共事業に係る土木費国庫補助金等が、国の内示額が見込みを下回り、大きく減となったことなどによりまして、全体と

しては減額補正となっております。

11ページを御覧ください。

県債でございますが53億200万円余の減です。主に国民スポーツ大会に向けた県有スポーツ施設整備事業における執行残、道路橋梁事業等の公共事業における国の内示額の見込みを下回ったこと等によりまして、発行額が減となったことによります。

全体として、今回補正額の一番下の歳入合計の欄にあります74億7,646万3,000円の減額でございます。補正後の歳入予算はその右隣の7,118億8,562万4,000円となります。

○蛭原税務課長 税務課から、県税収入予算につきまして御説明いたします。

資料12ページを御覧ください。

表の一番上の県税計ですが、当初予算では左から2つ目の予算額のとおり1,072億4,000万円としておりましたが、個人県民税、法人事業税、地方消費税等の税目で増収が見込まれることから、表の中ほどの収入見込額の欄のとおり1,117億6,000万円、当初予算比で104.2%となり、その結果、補正額は右から2つ目の欄のとおり45億2,000万円の増額となります。

次に、補正の増減額の大きい税目について御説明いたします。補正額及び一番右の備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税ですが、こちらは株価上昇に伴う保有株式の増加や株取引の活発化により3億8,994万円余の増。次に、その4つ下の法人事業税は、金融・保険業、卸売・小売業等の所得増により22億8,786万円余の増となります。

13ページにお進みください。

上から2段目、地方消費税の譲渡割は物価上昇により10億5,320万円余の増。次に、その1つ

下の地方消費税貨物割は円安に伴う輸入価格の上昇により1億7,207万円余の増。その1つ下の不動産取得税は、大規模家屋——これは税額200万円以上の建物のことですが、これらの取得の増加により6億540万円余の増となります。

14ページにお進みください。

上から2段目、自動車税環境性能割は、新規登録台数の増加や1台当たりの取得価格の増加により1億4,991万円余の増となります。少し補足いたしますと、コロナ禍で半導体不足がありました。そして、日野自動車のエンジン認証不正問題、さらには人手不足による生産体制の低下というものが原因でトラックの生産台数が大きく落ち込んでいたところですが、これが徐々に回復してきたことに伴いまして、トラックの新規登録台数が増加したことが増収につながったものでございます。

最後に、その3つ下の軽油引取税は、貨物輸送量の減少や物流の効率化による軽油需要量の減少により2億7,478万円余の減となります。

○今村総務課長 資料15ページを御覧ください。

こちらは総務部における2月補正予算案の歳出予算説明資料であります。今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の左から3列目の補正額の欄の一番上にありますように167億491万1,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は右から3列目の欄の一番上にありますように2,593億9,777万3,000円となります。

続きまして、16ページを御覧ください。

こちらは、令和6年度繰越明許費補正の追加と変更であります。これは、工法の検討に日時を要したことなどの理由により、翌年度への繰越しをお願いするものであります。上の表は、庁舎公舎等営繕工事事業以下5つの事業について

で合計5億353万3,000円の追加を、また、下の表は、災害支援物資拠点施設整備事業の1事業について1,296万円の変更をお願いしております。

17ページを御覧ください。

総務課の補正予算について御説明します。総務課の2月補正額は、左から3列目の一番上にありますように3,019万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように4億2,150万円となります。

18ページを御覧ください。

補正予算の事項別の内訳です。主な補正内容について御説明します。

まず、左から3列目の上から2段目の(事項)連絡調整費の補正額278万円の減額です。これは、県税事務嘱託職員の人件費などの執行残であります。

次に、上から4段目の(事項)文書管理費の補正額604万円の減額です。これは、文書収発室運営嘱託員などの人件費の執行残、次期文書管理システム構築費の執行残などによるものであります。

最後に、下から3段目の(事項)文書センター運営費の補正額650万2,000円の減額です。これは、文書センター運営嘱託員の人件費などの執行残であります。

○那須人事課長 人事課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

人事課の2月補正額は、表中の左から3列目ではありますが、補正額の一番上にありますとおり2億8,253万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように64億186万1,000円となり

ます。

主な補正内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

まず、左から3列目、上から4段目の(事項)人事給与費の補正額3億7万2,000円の増額であります。主なものは、右の欄の2、退職手当の3億1,151万9,000円の増額であります。これは知事部局職員の退職手当を人事課のほうで一括計上しているものでありますが、退職予定者数等の増に伴い増額するものであります。

増額の理由としまして、定年(61歳)退職者につきましては、当初見込みの102名から9名減少し93名となったところでありますが、一方で、定年前(60歳)退職者につきましては、見込みの43名から16名増加し59名となるなど、退職予定者数等の増に伴い、増額要求するものであります。

最後に、一番下の(事項)職員派遣研修費の補正額1,213万3,000円の減額であります。これは自治大学校など国内派遣研修に要する経費や、ソウルやシンガポールなど海外派遣研修に要する経費であります。派遣に要する旅費等の執行残によるものであります。

○池田財政課長 財政課の補正予算について御説明いたします。

資料21ページをお願いいたします。

補正予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして148億7,189万7,000円の増額でございます。内訳は、一般会計が158億8,040万6,000円の増額、公債管理特別会計が10億850万9,000円の減額でございます。この結果、補正後の予算額は、一番上の行の右から3列目にありますとおり1,825億3,400万7,000円となります。

23ページをお願いいたします。

補正予算の主なものでございます。まず、一

番上の（目）一般管理費が3億8,730万2,000円の増額です。主なものといたしまして、2つ目の（事項）諸費で4億円の増額でございます。これは国庫返還金等の庁内共通経費の所要見込額の増加に伴うものでございます。

次に、その下の（目）財産管理費について165億3,978万6,000円の増額となっております。主な内訳ですが、まず（事項）財政調整積立金について27億814万3,000円の増額でございます。主に地方交付税の再算定によりまして、令和7年度及び令和8年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費が交付されましたことから、その同額について積み立てるものでございます。

次に、（事項）県債管理基金積立金について103億1,752万9,000円の増額でございます。これは主に県税等の歳入増加、それから各部局における執行残で生じた一般財源の余剰を次年度以降の県債償還等に備えて積み立てるものでございます。

次に、4つ目にあります（事項）県有施設維持整備基金積立金が25億305万8,000円の増額でございます。これは県有施設の老朽化対策等の財源としまして積み立てるものでございます。

次に、5つ目の（事項）宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金について10億1,094万9,000円の増額でございます。これは大会開催に要する経費の財源として積み立てるものでございます。

次に、その下の（目）元金について3億9,315万6,000円、（目）利子について6億1,446万3,000円の減額でございます。これらは県債の償還経費として公債管理特別会計に繰り出す公債費ですが、（目）元金については、主に新規発行分について、発行の翌年度から償還金の積立てを行

います満期一括債が当初見込みよりも増えたこと等によりまして、不用額が生じたものでございます。

（目）利子については、主に新規発行分について、借入金利が当初見込みよりも低利となったこと等によりまして、不用額が生じたものでございます。

一番下の（目）公債諸費については3,906万3,000円の減額となっております。これは県債を証券で借り入れる際の発行手数料が証書での借入れとなりましたので、不要となったために減額するものでございます。

24ページを御覧ください。

公債管理特別会計でございます。（目）元金が3億9,315万6,000円、（目）利子が6億1,446万3,000円、（目）公債諸費が89万円の減額でございます。これは、今し方、一般会計の分で御説明さしあげたとおりでございます。

○徳松財産総管理課長 財産総管理課の補正予算について御説明いたします。

資料の25ページを御覧ください。

当課の2月補正額は2億3,718万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり38億2,626万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

上から2つ目、（事項）庁舎公舎等管理費7,462万2,000円の減額であります。これは庁舎等の光熱費のほか、清掃警備等業務委託の入札に伴う執行残などであります。

次に、その下、（事項）庁舎公舎等保全費1,350万円の減額であります。これは庁舎等の修繕工事や設計業務委託などの入札に伴う執行残であります。

その下、(事項) 電気機械管理費 1 億 3,557 万 3,000 円の減額であります。これは庁舎等の機械、電気設備の修繕工事や設備の保守点検業務委託などの入札に伴う執行残であります。

次に、下から 2 つ目、(事項) 公有財産管理費 820 万 5,000 円の減額であります。これは財産の管理・処分に要する経費などの執行残であります。

○蛭原税務課長 資料 27 ページを御覧ください。

税務課の 2 月補正予算額は、表の一番上の税務課計の左から 3 つ目、補正額の欄のとおり 24 億 6,038 万 7,000 円の増額となります。この結果、補正後の予算額は、右から 3 列目にありましており 607 億 2,677 万 5,000 円となります。

28 ページにお進みください。

主な補正内容について御説明いたします。

表の左から 3 つ目の上から 2 段目の(事項) 賦課徴収費ですが、2 つ横の補正額の欄のとおり 1 億 1,796 万 3,000 円の減となります。その主なものとしましては、まず、右の説明及び事業名の欄の 1、徴税活動費の(1) 徴税活動経費ですが、これは県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費や郵送料等の執行残に伴いまして 1,610 万 6,000 円の減となるものです。

次に、その下の(2) 個人県民税徴収取扱費交付金ですが、これは市町村が個人市町村民税と併せて個人県民税を賦課徴収するため、その費用を補償する目的で市町村へ交付するものであり、算定の基礎となる納税義務者数が当初見込みを上回ったことにより 1,320 万円の増となります。

次に、その 4 つ下の 2、自主納税の推進費の(2) のア、軽油引取税徴収取扱報償金ですが、これは交付対象となる前年度に納期内納入された税収が当初の見込みを下回ったことにより 730

万 2,000 円の減としたものでございます。

次に、その 3 つ下の 3、管理機能の充実費の(3) 税務電算トータルシステム運営費ですが、これは税制改正に伴うシステム改修経費が当初の見込みを下回ったことにより 5,707 万 5,000 円の減とするものです。

次に、その 1 つ下、県税クラウドシステム構築事業ですが、これは令和 9 年 1 月から運用開始を予定しております県税クラウドシステムの入札につきまして、執行残が生じたため 4,780 万 7,000 円の減となるものです。

続きまして、上から 3 段目の(事項) 地方消費税清算金ですが、これは国から各都道府県に払い込まれた地方消費税を消費に関連した基準によりまして都道府県間で清算を行うもので、本県から他都道府県へ払い込むものになっております。その額につきましては、地方消費税収入を算定基礎として計算するもので、地方消費税収入が当初見込額より増加しましたことから 10 億 3,178 万 4,000 円の増となるものです。

次の利子割交付金から 29 ページの法人事業税交付金までの交付金につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金でありまして、それぞれの交付金の算定対象期間の税収の増減等により補正をするものであります。

それぞれの交付金の説明は記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

○小藺市町村課長 資料 30 ページを御覧ください。

市町村課の補正額は、表の一番上、左から 3 列目になりますが 3 億 395 万 2,000 円の減額であります。その結果、表の右から 3 列目になりますが、補正後の額は 20 億 6,318 万 6,000 円となります。

主なものについて、31ページを御覧ください。

まず、一番上の段ですが、(事項) 地方分権促進費の769万9,000円の減額であります。これは、県から市町村へ権限を移譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付した権限移譲交付金の確定による執行残に伴うものであります。

上から 3 段目、(事項) 自治調整費の1,709万8,000円の減額であります。これは、説明欄にございます、4の住民基本台帳ネットワークシステム事業費につきまして、全都道府県で負担しておりますシステム運用経費に係る負担金の確定等による執行残に伴うものでございます。

次に、その 2 つ下、(事項) 市町村振興宝くじ事業費7,943万9,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されましたサマージャンボ宝くじなどの収益金等の配分額が確定したことに伴いまして、市町村振興協会への交付額が減額となったものでございます。

次に、32ページを御覧ください。

上から 2 段目、(事項) 県議会議員補欠選挙執行費2,316万円の減額であります。これは、昨年 9 月に執行いたしました県議会議員補欠選挙における実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものであります。

最後に、1 つ下の (事項) 衆議院議員選挙執行費 1 億5,838万5,000円の減額であります。これは、昨年10月に執行いたしました衆議院議員選挙におきまして、実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものでございます。

○後藤総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の33ページを御覧ください。

総務事務センターの 2 月補正額は3,928万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から 3 列目にありま

すように 7 億1,545万5,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

34ページを御覧ください。

まず、上から 4 段目になりますが、(事項) 健康管理費983万4,000円の減額であります。これは、説明欄の 2 「職員のからだの健康に関する事業」における定期健康診断に係る経費等の執行残及びその下の 3 「メンタルヘルス対策強化事業」における、こころの健康相談専門員の任用経費等の執行残であります。

続きまして、その下の (事項) 職員厚生費1,704万6,000円の減額であります。これは説明欄の 2、保健体育施設管理費における職員健康プラザの消火設備及び換気設備改修工事費等の執行残であります。

最後に、下から 2 段目の (事項) 恩給及び退職年金費27万5,000円の減額及び一番下の (事項) 恩給及び退職年金費576万円の減額であります。これは、元知事部局職員及び元警察職員の恩給等において、それぞれその受給者死亡に伴い、減額となったものであります。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

資料35ページを御覧ください。

当課の 2 月補正額は、左から 3 列目のとおり 2 億4,764万8,000円の減額であります。この結果、補正後の予算額は、右から 3 列目にありますように17億7,421万4,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

上から 3 段目の (事項) 防災対策費は 2 億4,352万9,000円の減額であります。主な内容であります。右の説明欄 4 の「災害支援物資拠点施設整備事業」は、舗装等の工事費につきまして、11

月補正において承認をいただきました舗装外構詳細設計及び屋根つき荷さばき場実施設計が完了した後、改めて必要となります工事費について積算した上で、しかるべき時期に予算をお願いする予定としておりますため、その工事費を減額するものであります。

5の「指定避難所（県有施設）の環境改善事業」は、トイレの洋式化工事において、入札残が生じたため、減額するものであります。

次に、上から4段目の（事項）火山対策費は4,180万円の減額であります。これは、えびの高原周辺の火山ガスの濃度の測定機について、手動測定機から自動測定機に交換する予定としておりましたが、令和6年度中の製品の製造が困難となったため、減額するものであります。なお、自動測定機の購入につきましては、令和7年度予算として改めてお願いしております。

一番下の（事項）災害救助事業費は5,800万3,000円の増額であります。これは、大規模災害が発生した場合、多額の救助費が必要となりますことから、県では法令で定める一定の額を災害救助基金として積み立てているところであります。今年度発生しました台風第10号では、多くの住家被害等が発生したことから、災害救助法を適用したところでありますが、災害救助法を適用した場合、救助の主体が原則、県となりますことから、市町村が被災者に支弁した救助費用を県が負担することとなり、国の負担額を除いた県負担額を災害救助基金を取り崩して市町村に支払うこととしております。災害救助基金は、先ほど申し上げたとおり、法令で定める定額を確保する必要があることから、今年度の取崩し額と同額の5,800万3,000円を基金に積み立てるため、今回、増額補正をお願いするものであります。

○羽田消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明します。

資料37ページを御覧ください。

消防保安課の2月補正額は5,164万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように9億3,451万4,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

1段目の（事項）防災行政無線管理費は1,990万2,000円の減額であります。主な事業は、右の説明欄3の「ヘリコプターテレビ受信設備整備事業」ですが、令和6～7年度の2か年で行う債務負担行為契約でありまして、入札残が生じたため、減額するものであります。

次の（事項）航空消防防災推進事業費は424万2,000円の減額であります。これは防災救急航空センターの格納庫整備工事において、入札残が生じたため、減額するものであります。

次に、下から4段目の（事項）消防学校費は2,348万4,000円の減額であります。これは、会計年度任用職員の人件費に執行残が生じたことや、女子寮の設計・地質調査委託の入札残等により減額するものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料13ページのところでございます。県税収入のところの下から3段目、不動産取得税の大規模家屋のところの説明を、もう一度お願いしたいと思います。

○蛭原税務課長 不動産取得税につきましては、大規模家屋の取得が非常に増加したということで、税収増となっておりますが、この大規模家屋といますのは、主に店舗とか倉庫とかが多

くありまして、税額も1件当たり200万円を超えるものが、全体として例年より増加し、不動産取得税が増収になったというものでございます。

○黒岩委員 この大規模家屋という定義と、それに認定された場合には税率が異なってくるのか教えてください。

○蛭原税務課長 税務内部で200万円以上を大規模な家屋だと呼んでいるだけで、特に税率には影響はございません。

○山口副委員長 資料6ページの歳入についてなんですが、高等学校の授業料である教育使用料がすごい減っているんですけれども、もう少し詳しく要因を教えてくださいいいですか。

○池田財政課長 募集定員及び生徒数が人口減少の関係で減になっておりまして、それに伴う減額でございます。

○山口副委員長 募集している定員だから、募集定員は想定できていますよね。募集定員じゃなくて、実際の入学が減って募集定員に至らなかったということですか。予算自体は、普通、募集定員でつくりますよね。入学者数ではなくて募集定員の減はおかしいと思うんです。

○池田財政課長 御指摘のとおり、実際に入った生徒数の減に伴うものが主でございます。

○山口副委員長 定員割れをされていて、想定よりも大幅に減っているということなんですか。8,000万円って、結構大きい気がするんですが、想定よりどれくらい減っているんですか。

○池田財政課長 教育使用料の8,370万9,000円の減のうち、生徒数の減等に伴うものとしたしまして7,291万6,000円となっております。ほぼほぼ、生徒数の減に伴う影響がここに現れているものでございます。

○山口副委員長 想定していた人数と実際の人数で、どれくらい差があるんですか。

○池田財政課長 手元にありませんので、お時間をください。

○山口副委員長 分かりました。

別で、証紙収入のほうも手数料収入が非常に落ちています。講習が減っているという御説明があったんですけれども、想定よりどれくらい減っていたのでしょうか。その要因は継続していくものなのかを含めて教えてください。

○池田財政課長 こちらが大部分が運転免許更新・講習等の実績に伴う減でございます。更新予定者は年によって波がありますので、トレンドとして減り続けているようなものではないと聞いております。例年、1～2万人程度の増減が出るものでございまして、令和6年度は増加すると県警のほうで見込んでおったんですが、結果的には想定より増加しなかったというものでございます。

○山口副委員長 続いて、資料7ページの寄附金になりますけれども、個人版ふるさと納税の増により、商工費寄附金が上がっているんだと思うんですけれども、最終的に令和6年度の個人版ふるさと納税の収入見込みはどれくらいになるんですか。1億8,000万円くらいになるのか。もし出ていれば教えてください。

○池田財政課長 令和6年度の個人版ふるさと納税についてです。まず、足元の令和7年1月末が約1.6億円。年度見込みについては2～3月が推計になってしまいますけれども、受付ベースで1億8,000万円程度まで伸びるのではないかと国際・経済交流課で推計しております。

○山口副委員長 続いて、資料20ページの人事課の歳出ところですが、研修費が減っております。自治大学校及び国内・海外研修による経費について、旅費などの執行残だというお話もありましたけれども、想定していた研修を受

けるべき職員は全員受け入れた上で、この金額が減になったという理解をされていてよろしいでしょうか。

○那須人事課長 例えば、職員派遣の研修費については、国内派遣と海外派遣とございます。

国内派遣については、自治大学校のほうの派遣研修とかが当初の見込み6名でしたけれども、実際は5名というような形で1名減っているといったような状況であります。

海外派遣についても、こちらのほうは実地企画で海外派遣研修という短期間のものを設けたりとかしているのですけれども、そちらのほうの希望が、やはり本来予算措置5名していましたが、3名であったといったような形での減額になっております。

あと、県職員の研修費のほうですけれども、こちらのほうの減につきましては、主に自治学院の講師派遣に要する経費とかについて、旅費の執行残ということで、研修自体はしっかり行われているところであります。

○山口副委員長 資料36ページなんですけれども、火山対策費で想定していた機器が買えなくて、来年度にまた上げています。買えなくなった理由を教えてもらっていいですか。

○中尾危機管理局長 こちらにつきましては、自動測定機ということで製品を考えていました。バッテリーで作動するというのと、4Gで自動的にデータを転送するということでの製品を予定していたのですけれども、メーカーのほうに問い合わせたら、部品の調達が困難ということで、今年度中には4Gに対応した製品が製造できないということで、来年度中の調達ということにしたものでございます。

○山口副委員長 最後に、資料38ページなんですけど、消防保安課の「消防学校訓練機能強化事

業」で約1,700万円くらい減額されています。もともとの予算額は4,500万円くらいですね。結構いい額が執行残として出ていると思うんですが、予定していたものの全部ちゃんとできたんですか。地質調査であったり、プロジェクターの購入だったり、委員会の設置とか、全部で3つぐらい大きな項目があったと思うんですが、全部やった上でこれだけ落ちたということですか。

○羽田消防保安課長 予算をつくる前になりますが、当初消防学校の女子寮を造る場所が不確定だったものですから、多めに予算額を取っていたため、女子寮のところで入札残が出ております。デジタル化につきましても、しっかりとしたものが出来上がっております。

○丸山委員 資料9ページの歳入について確認させてください。

95億円は、地方創生交付金とか、物価高騰によりきたということによろしいですか。改めて確認させてください。

○池田財政課長 資料9ページの95億円の補正については、地方交付税のことになりまして、年度途中の11月頃に国のほうで経済対策がございました。その経済対策の中で、国と一体となった地方の経済対策の振興のための経費とか、国の交付税に一定の余裕がありましたので、将来の交付税原資に備えた費用だとかを再算定という形で追加交付をされたもの、年度当初の交付税の通常の見込みが上振れした関係がありますので、それらを合わせたものが地方交付税95億円ということになります。

今、御指摘いただいていた重点交付金等は、10ページの国庫支出金の中に含まれております。その中の国庫補助金44億3,929万8,000円の減の下に、総務費国庫補助金51億9,337万9,000円とありまして、これが地方創生臨時交付金等とし

て今回補正をお願いするものでございます。

○丸山委員 この地方創生臨時交付金は全てが来ていると見ていいのか、まだ国のほうにはあるという認識もあるのですが、どのように認識すればよろしいでしょうか。

○池田財政課長 現時点では、国から交付限度額のような形で示されておりまして、それに対してうちの県が「この事業にこれだけを使わせてほしい」という申請を上げまして、今年度あるかないかというのは今は把握していないのですが、それに対する交付金等通知が来た上で、最終的にこの額を県として予算化して使ったという予定のものでございます。

○丸山委員 交付金があるのなら、できるだけ取りに行っていくようにお願いしたいと思っています。

あと、今度は少し細かいことで申し訳ないのですが、資料36ページについて危機管理課へお伺いします。

「指定避難所（県有施設）の環境改善事業」が、マンホールトイレとかトイレカーの事業じゃないのかなと思っているのですが、570万円ぐらい減額となっています。予算が3億円ぐらいあって、執行するに当たってはかなり高いイメージを持っているものですから、発注に当たっては考えてくださいねという要望をしたつもりなんですけれども、結果的には570万円程度は減額になったということです。もっと工夫したいと思ったけれども、結局これぐらいしか下がらなかったとなったのかを含めて教えてください。

○中尾危機管理局長 こちらの減額になりました569万6,000円は、今年度の当初で想定しておりました、体育館にあります和式トイレを洋式化するという事業のほうの入札執行残ということになります。

9月補正で上げましたトイレカーとマンホールトイレにつきましては、翌年度繰越しということで、額についてはまだ確定しておりません。

○丸山委員 今から繰り越して、最終で精算できるという見込みということで、現状だけでも教えてもらおうとありがたいです。

○中尾危機管理局長 現在、マンホールトイレの下のパイプの部分について発注して工事を行っているところであります。マンホールトイレのパイプの工事の部分と管理委託というところで入札をしたところ、予定価格として1億円程度だったんですけれども5,900万円ぐらいには落ちているところでございます。

あと、トイレの上物、倉庫、トイレカーにつきましては、今後入札をして執行していくということで考えております。

○黒岩委員 金利の償還の話なんですけれども、金利がどんどん上がりつつあるなという状況です。県債の元利償還の金利部分について、例えば、調達する資金先の金利を見て選ぶであるとか、宮崎県はまだ市場公募債を導入されていないと思うんですけれども、そういったものについての導入の検討とか、何か努力をされているのか、今後そういう予定があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○池田財政課長 まず、市場公募につきましては、少し前から我々の資金調達先の多様化のために導入を開始いたしました。そういった金利の動きがある中、さらに各銀行などを含めて経済動向が動いている中で、しっかりと多様なパイプの確保を努めていきたいと思っています。

その上で、金利動向をしっかりと踏まえた有利な対応ということなんですけれども、基本的には地方銀行を中心に交渉の中で金利、借入額、借入方法を定めております。

金利が上がっている中で、銀行としては、とにかく高い金利で貸し出したいということは、当然我々としては承知しておりますけれども、我々は県民の税金を預かっていますので、少しでも有利になる借り方というところは、引き続き努力をして、少しでも安く安定した資金の確保というものを目指したいと思っております。

○黒岩委員 この市場公募の額なり、全体の発行額のパーセンテージなり、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○池田財政課長 令和6年度でいけば100億円の市場公募、それからグリーンボンドというものも多様化のためにやっております、それが40億円程度ありますので、計140億円程度、多角化という形で対応しております。

○川添委員長 ほかがございませんか。

○池田財政課長 先ほど副委員長から御質問のありました資料6ページです。即答できず申し訳なかったのですが、教育使用料の高等学校の関係でございます。

まず、最初に募集定員、それから生徒数と申し上げました。最初の説明を打ち消しましたけれども、それが正しいところがありまして、基本的には生徒数の減によるのですが、募集定員についても、11月ごろに定員の減をやることになっていまして、それによるぶれが80名分程度ございます。

それから、生徒数の減が一番大きな話なんです、年度途中の退学者も含めて補正を組みますので、*93人程度の生徒数の減が生じております。先ほど申し上げた補正の7,291万6,000円というのが、これらに伴う減でございます。

ただ、こちら資料上は、約8,000万円という大きな額を計上しておりますけれども、そもそもの高等学校授業料及び科目履修料というのが、

全体で23億円程度の予算規模になっておりますので、そういった中ではかなり小さい影響ではあると考えております。

ただ、これを少しでもぶれがないように見込む努力というのは、教育委員会とともに引き続きやっていきたいと思っております。

○山口副委員長 この中身については私も追い切れていないんですけれども、全日制と定時制と通信制でそれぞれ単位を分けて出しているんじゃないですか。歳入のほうの金額の内訳を見ると出ているんですけれども、定時制と通信制の単位のところが想定よりきつかったということなんですか。全日制80人だったら、そんなに大きくないと思うのですが。

○池田財政課長 全日制の人数がかなり大きいので、そのうちの80人の減というのは大きくはないと。

○山口副委員長 令和6年度当初予算の歳入予算説明資料146ページから教育使用料を拝見しているんですけれども、22億円の説明のところに、全日制が11万8,800円掛ける1万9,000人ぐらい。定時制（単位制）が1,600～3,500円ぐらいで約8,100単位ですよとか、3つぐらい記載があるんですけれども、この数字とは連動しておらず、見るべきものが違うということでしょうか。

暫時休憩してもらっていいですか。

○川添委員長 暫時休憩します。

午後3時0分休憩

午後3時2分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

○山口副委員長 先ほど80人とおっしゃっていた数字については、歳入の資料だと年間人数に

※66ページに訂正発言あり

なるので、80人掛ける12か月した上での歳入計

算になっているという理解をすればよろしいでしょうか。そうであれば少し納得したところがあるんですが、その確認だけお願いします。

○池田財政課長 副委員長御指摘のとおりです。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○蛭原税務課長 委員会資料40ページにお進みください。

議案第88号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由ですが、11月議会でも御報告させていただいておりますけれども、宮崎県産業廃棄物税条例につきましては、条例改正後5年を目途に、社会・経済情勢の推動を勘案し、必要な措置を講じることとしております。前回の条例改正から5年目にあたる今年度、廃棄物の廃出抑制等について効果を検証し、引き続き税制を継続する必要があるとの結論を得たことから、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、今回の効果検証と税制継続の検討を行う時期を、令和6年度から令和11年度に改正するものです。

最後に、3の施行期日ですが、交付の日から施行することとしております。

続きまして、41ページを御覧ください。

議案第89号「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1、改正の理由に法律名が書いてありますが少し長いので簡潔に申し上げますと、合衆国軍

隊の構成員等に係る地方税法の特例法が改正されましたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、(1)徴収の方法について、これまでの証紙による徴収に普通徴収——納税通知書を納税者に送付する方法を追加するものです。

次に、(2)種別割の税率について、普通自動車、小型自動車、特殊用途車の税率を追加するものです。

次に、(3)条例名について、上の(2)のとおり税率を追加することから、下線で記しております「徴収の」という文言を削除するものであります。

次に、(4)は、条ずれ等の所要の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

なお、上記2の(2)税率の規定につきましては、令和6年度以後の年度分の種別割について適用することとしております。これは、今年度該当車両の登録がありましたことから、遡及して適用するためのものであります。

○池田財政課長 資料42ページを御覧ください。

議案第90号「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」についてでございます。

これは、1の制定の理由にありますとおり、基金の設置目的や今後の活用方針等を踏まえまして、11の特定目的基金に終期を設定するための関係条例の整備でございます。

私からは、財政課が所管しております、退職手当基金について御説明いたします。

まず、2番、基金の概要の(1)基金の設置目的であります、もともと退職手当基金は、

職員の段階的な定年の引上げに伴いまして、退職手当の支給に必要な財源の安定的な確保を目的に設置したものでございます。

定年年齢が令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられることによりまして、退職手当が大きく減になる年度、逆に大きく増になる年度が交互にきますことから、減となる年度に一定額を積み立てておきまして、増となる年度に積み立てた額を取り崩すことで対応するものでございます。

なお令和6年度は取り崩しの年度に当たりますため、今年度の年度末残高はほぼゼロとなる見込みでございます。

次に、(2)終期設定の考え方ではありますが、令和13年度に段階的な定年引上げが完了した後、令和14年度の取り崩しをした後に、精算が終了する令和15年度を終期に設定するものでございます。

最後、3の施行期日ではありますが、公布の日から施行することを考えてございます。

○中尾危機管理局長 私からは、当課所管の宮崎県大規模災害対策基金について御説明いたします。

まず、2、基金の概要の(1)基金の設置目的ではありますが、今後発生が見込まれます南海トラフ巨大地震への被害想定を踏まえ、被害を最小限とするための対策や、平成23年に発生しました東日本大震災の復興支援を継続して行うことを目的に設置したものであります。

次に、(2)終期設定の考え方ではありますが、対策の見直しにより延岡市が追加整備を行う津波避難タワー4基の整備が完了いたします予定の令和10年度に最終の取り崩しを行った後、精算が終了します令和11年度を終期に設定するものであります。

最後に、3の施行期日ではありますが、公布の日から施行することを考えております。

○徳松財産総合管理課長 常任委員会資料の44ページを御覧ください。

議案第102号「財産の取得について」であります。

財産に関する条例の規定により、予定価格が7,000万円以上の買入れをするときは議会の議決に付すことになっております。

宮崎県東京ビルにつきましては、昨年11月定例会において、県施設取得費用について債務負担の追加を議決いただいたところであり、建物売買契約締結の準備が整ったことから、本定例会で財産取得の議案を提案したことになります。

取得の目的と財産は1、2のとおりで、宮崎県東京ビルの再整備に伴い、県施設部分を取得するものです。

3の取得価格は26億380万6,762円で、債務負担の追加時に認めていただいた額と同額であります。契約の相手方はヒューリック株式会社です。

新東京ビルにつきましては、令和8年10月までに引渡しを受け、供用開始を予定しております。

なお、新東京ビル学生寮の寮費の設定につきまして、当初予算に係る常任委員会において説明させていただきますので、そちらでも御審議をお願いしたいと思っております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。特別議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、全て終了した後にお願いいたします。

○今村総務課長 資料45ページを御覧ください。

こちらは損害賠償額を定めたことについて専決処分を行いました。事案が2件ございますが、私のほうからは、上から1段目の事案について御説明します。

本事案は県有車両による交通事故の損害賠償であり、令和6年9月26日に、宮崎県税総務事務所の職員が調査のため公用車で目的地に向かう途中、休憩のために立ち寄った飲食店に駐車する際に、公用車の左側前方が停車中の相手型車両の右側後方に接触し、双方の車両が損傷したものです。

主な事故原因は、職員が周囲の安全確認を怠ったことによるもので、過失は全て県にございます。

損害賠償額は、物件損害としまして23万4,700円でございます。

なお、損害賠償額は、県が加入しております保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会があるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、再発防止に向けまして、今後とも一層の徹底が図られるよう厳しく指導してまいります。

○小園市町村課長 同じく資料45ページ2番目の事案でございます。

1番目の事案同様に、県有車両による交通事故の損害賠償であり、令和6年7月2日、西臼杵支庁の職員が高千穂町内の林道を走行中、見通しの悪いカーブを通過いたします際に、対向車の発見が遅れ、公用車の右側後方と相手側車両の右側前方を接触させ、損傷させたものです。

主な事故の原因は、職員が前方の安全確認を怠ったことによるものであり、過失の多くは県にございます。

損害賠償額は、物件損害といたしまして10

万4,353円であります。

なお、損害賠償額は県が加入する保険から全額支払われております。

再発防止に向けましては常に厳しく指導しておりますが、引き続き一層の徹底が図られますよう対応してまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○池田財政課長 資料46ページをお開き願います。

令和6年度第2回県立病院事業点検プロジェクトチーム報告でございます。

9月の決算特別委員会で御報告いたしました第1回県立病院事業点検プロジェクトチーム会議報告後の経営状況等について、第2回県立病院事業点検プロジェクトチーム会議及び第3回県立病院事業点検プロジェクトチーム会議を開催いたしましたので、御報告いたします。

なお、一般会計からの繰出金を含め予算案の内容につきましては、厚生常任委員会で審議されることとなっております。

47ページの目次を御覧ください。

資料の全体構成としまして大きく4つに分けております。

これまでの経緯、第2回PT関係、第3回PT関係、国への要望状況の順に御説明いたします。

48ページを御覧ください。

これまでの経緯についてでございます。

4月26日から9月30日の第1回PT会議に係る議会報告までの経緯については、既に当該議会において説明させていただきましたので、割愛いたします。

令和6年12月11日から御報告いたします。

まず、第2回PT会議を開催いたしまして、令和6年度の決算見込み、経営改善に向けた取組の進捗状況等について協議しております。

その後、今年1月14日、20日両日に、会議の結果も踏まえた2月補正予算や来年度当初予算における対応方針や、さらなる経営改善の必要性等について報告・協議いたしました。

2月6日には、第3回PT会議を開催いたしまして、さらなる経営改善の取組や収支計画の見直し等について協議し、2月26日にその内容を知事に報告いたしております。

なお、一番下に記載のとおり、今年度予定しておりました50億円の貸付については、全額完了しております。

49ページを御覧ください。

ここから、第2回PT会議の内容となります。

右上に第2回PT関係と記載しておるものが第2回PT、後に第3回PTと書かれたものも出てまいりますので、そちらで区別をいただければと思います。

まず、経営改善に向けた取組状況についてです。

令和6年2月議会におきまして、病院局が議会に対しお示しした経営改善に向けた取組状況について、今年度の対応状況や見通しをまとめております。

まず1、収益の確保については、診療報酬制度への適切な対応に向けまして、外部コンサルタントを活用し、各病院ともおおむね月1回のペースで実施し、令和6年度は病院全体で計35

回の実施を見込んでおります。収益向上や業務効率化に向けた指導を受けまして、入院外来単価の向上など、入院外来収益の向上に結びつけております。

次に、2の費用の節減・見直しについては、医薬品等の共同購入や専門家を活用した価格交渉、物流管理業務の活用による診療材料費の削減などによりまして2億7,300万円の節減が見込まれております。

また、1番下のポツにございますが、いわゆる不採算・政策医療の収支状況を可視化するために、昨年12月から、3病院全てにおいて原価計算システムの運用を開始したところでございます。

次に50ページを御覧ください。

各病院の取組についてでございます。

まず、(1)宮崎病院につきましては、がん医療機能の高度化による収益向上のため、令和7年9月のIMRT機器設置による治療開始に向けて、着実に準備を進めております。

(2)延岡病院については、昨年4月のハイブリッド手術室の本格稼働や外来化学療法提供体制の充実化によりまして、関連する診療科の入院・外来患者の増加に寄与しているところでございます。

(3)日南病院については、昨年12月の病棟再編によりまして、足元1月の病床利用率は58.8%から77.2%に改善しております。

また、日南市立中部病院や串間市民病院との連携の在り方を検討していくため、共同の研修会等も実施したところでございます。

51ページを御覧ください。

第2回PT会議時点における令和6年度決算見込みについて、前年度と比較したものでございます。

記載のとおり、純損益は対前年度8億9,000万円余の改善となりますが33億8,000万円余の赤字が見込まれております。

改善の主な要因は、旧宮崎病院の解体に伴う特別損失がなくなったことによるものでございます。

収益については、患者数の伸び、単価の増加等によりまして増加傾向にありますが、費用について、人事院勧告を踏まえた大幅な給与改定による給与費の増加、物価高騰の影響による材料費等の増加によりまして、著しい増加傾向にあることから、収益の改善効果が費用の悪化により帳消し以上に負担になっているような状態でございます。

なお、各病院ごとの決算見込みについては、67ページ以降に参考資料としてそれぞれ掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、52ページを御覧ください。

同じく令和6年度決算見込みについて、令和6年2月議会での50億円貸付の御説明の際に、病院局が議会にお示しした収支計画と比較したものでございます。

純損益は、計画から8億1,000万円余悪化しております。

収益については、経営改善への着実な取組により計画を上回って推移しております。

一方で、費用については、先ほど御説明したとおり、給与改定や物価高騰に伴う想定を超える費用の伸びにより大幅に悪化しております。

53ページを御覧ください。

53～56ページは、足元の12月までの入院外来患者数、単価、稼働病床利用率について、それぞれまとめてあるものでございます。

それぞれのグラフ中、赤線が令和6年度、青線が令和5年度、灰色の線がコロナ禍前の令和

元年度を表しております。

まず、53ページの延べ入院患者数についてです。

病院事業全体では前年度を8,487人上回っております。特に宮崎病院と延岡病院の増加が大きい一方で、日南病院の減少が顕著に現れております。

54ページを御覧ください。

こちらが延べ外来患者数についてです。

病院事業全体では、前年度を69人上回っております。

特に延岡病院については、全ての月において灰色の令和元年度を超えるなど、改善傾向が見られております。一方で、日南病院が大きく落ち込んでいる状況が表われております。

55ページを御覧ください。

入院・外来単価についてでございます。

既に単価が高い水準にある延岡病院の入院単価は少し減少しましたが、それ以外の病院単価については、全て増加しております。

56ページを御覧ください。

こちらが稼働病床利用率でございます。

宮崎病院と延岡病院については、前年度を上回る水準で推移する一方で、日南病院については全体として前年度を下回っております。

ただ、12月の数字が一気に右肩上がりになっておりますとおり、昨年12月の病床再編によりまして、12月の稼働率は大きく向上しております。今後この傾向が継続するかどうか、動向について、病院PTとしても引き続き注視してまいります。

57ページを御覧ください。

第2回PT会議における主な評価、指摘事項と病院局の対応方針についてでございます。

左側の赤色の部分にPTの評価指摘事項、右

側の緑色の部分に病院局の対応方針を記載してございます。

まず、左上からまいります、これまでの経営改善に向けた取組について、これまで説明しましたとおり、令和6年度決算見込みにおいては、経営改善に向けた取組が着実に実を結んでおり、収入・費用の両面から一定の改善が見られることを確認しております。

次に、給与改定・物価高騰への対応についてになりますが、給与改定による人件費の増加や物価高騰など、想定を超える規模での費用の増大に対して、国の公的価格である令和6年度診療報酬改定では十分に賄えておらず、病院局の経営努力のみでは対応困難な外的要因があることを、一定程度確認しております。

それに対して病院局からは、令和6年度補正及び令和7年度当初予算の繰出金において、そうした想定を超える人件費、材料費等の費用の相当額分について、それぞれ約12億円の予算要求があったところでございます。

次に、経営改善に向けたさらなる取組の検討についてでございますが、現下の厳しい状況に適應するために、病院局として、これまでの議会にお約束している取組に加えまして、さらなる経営改善の取組を早急に検討し、実行するよう指摘しております。

病院局としては、第3回PT会議において具体的な内容を示すとともに、それを反映した収支計画の見直しを行うということになりました。

これら第2回PT会議の内容等についての知事からの指示事項等ではありますが、想定を超えた費用の伸びが経営を圧迫しており、経営改善に向けたさらなる取組の早急な検討、収支計画の見直しが不可欠であるということ。その上で、当面の経営安定化のため、あくまでも臨時的な

措置として、令和6年度補正及び令和7年度当初の予算編成におきまして、特別交付税や重点支援地方交付金を財源の裏づけといたしまして、繰出金を一定程度増額して措置する必要があると判断し、対応するよう指示がございました。

なお、一番下に記載しておりますが、国としてこの状況をどう捉えているか、また支援がどうあるべきかをまとめております。国としては、現下の公立病院の厳しい経営状況については、公的価格により価格転嫁ができないため、特別交付税や重点支援地方交付金を通じて支援したいといった考えを示しているところでございまして、我々都道府県に対しても通知が発出されているところでございます。

58ページを御覧ください。

ここから内容が変わりまして、第3回PT関係の資料でございます。

まず、第3回PT会議時点における令和6年度決算見込みについて、前年度と比較した表になります。

これは、51ページで御覧いただきました第2回PT会議時点における決算見込みに、今回提案しております2月補正予算案における繰入金の約12億円を反映したものであります。

純損益は、対前年度20億9,000万円余の増加、21億8,000万円余の赤字となっております。

次に、59ページを御覧ください。

こちらは、同じく12億円の繰入金を反映した決算見込みと、議会にお示ししている収支計画を比較したものであります。

給与費や材料費等の費用について、経営努力を超えると判断される想定額部分について、一般会計からの繰り出しをお願いしております。それをお認めいただいた結果、純損益は収支計画に比べ3億9,000万円余の改善となり、一定程

度病院局の経営努力による収益の改善効果が現れているものと考えております。

60ページを御覧ください。

第2回PT会議における指摘も踏まえ、病院局において新たに検討された、さらなる経営改善の取組の内容として提出を受けているものでございます。

なお、ここに記載の効果額については、右上に小さく書いておりますが、令和6年度と比較した令和12年度における取組効果の見込み額となります。

収益を赤字、費用を青字で分けておりますが、まず赤字の記載の収益の確保についてであります。一番上のDPC係数のさらなる向上について、宮崎病院において診療報酬制度における入院医療費の計算に用いられる係数について、より基礎係数の高い病院群への昇格を目指す取組等により1億500万円の増収を見込んでおります。

また、宮崎病院と延岡病院において、抗がん薬混合調製ロボットの導入により、病棟における薬剤師の業務の充実を図り2,500万円の増収を見込んでおります。

さらにその下、延岡病院において稼働率の高い高度急性期病床を7床増やす一方で、稼働率の低い一般病床を16床削減することで、病院全体の病床稼働率の向上を図り3億1,000万円の増収を見込んでおります。

次に、下側の青色で記載しております費用の節減・見直しであります。まず3病院において臨床検査の委託業者の見直しにより3,000万円の節減、日南病院において治療件数が減少しているリニアックの稼働停止により2,100万円の節減と、将来の機器更新費用等の節減、それから稼働の少ないNICUとGCU——新生児集中

治療室と新生児回復室ですが、これらの病床について、稼働状況を踏まえた規模適正化により6,300万円の節減となっています。また、日南病院について、昨年12月に52床の病床削減した効果も踏まえながら、さらなる病棟再編の必要性について検討をしていくことと言われております。

次に、61ページを御覧ください。

61～63ページにかけて、収支計画の見直しの内容についてでございます。

61ページの一番上のところに記載がありますが、収支計画は、国のガイドラインを踏まえまして、毎年度状況の変化等を踏まえた必要な見直しを行った上で議会へ報告することが求められております。

収支計画について及び当初計画の考え方については、令和6年2月議会において病院局が既に説明しておりますので割愛いたします。

一番下の今回見直しの内容が新しい要素でありまして、大きく4つでございます。

まず1つ目、入院外来患者数や単価について、最新の動向を反映させるとともに、令和8年度診療報酬改定において現下の物価高や人件費の増が適切に反映されることを前提に、変更を行っております。

2つ目、給与費・材料費・経費について、想定を超える給与改定、物価高騰による影響が今後も一定程度続くことを想定した見直しを行っております。

3つ目は、先ほど御説明しました、効果額5.5億円となる「更なる経営改善の取組」の反映を行っております。

4つ目、令和6年度2月補正予算案、令和7年度当初予算案における繰入金の増額を反映しております。

なお、この令和8年度以降の繰入金については、病院局としては、これらの厳しい経営状況や不採算政策医療に係る原価計算の結果等を踏まえた繰入金を見直してきているところでございます。

次に、62～63ページを御覧ください。

62ページでは、令和6年度2月議会で病院局がお示しした当初計画をそのまま記載しておりまして、63ページでは、今回見直した後の収支計画を掲載しております。

63ページで御説明をさせていただきたいと思いますが、先ほどの考え方による修正・反映をした結果、それぞれ事業収支、内部留保資金、現金・預金残高、資金不足比率の横に記載しておりますとおり、まず事業収支の部分からですが、見直し後においても令和12年度の純損益黒字化、借入金の返済開始を維持するということ。

さらにその下、現金・預金残高の残高をプラス維持するということ、その下の資金不足比率について、資金不足が発生しない状態を維持するという方針が出されているところでございます。

64ページを御覧ください。

第3回PT会議における、PTの評価・指摘事項と病院局の対応方針についてです。

まず一番上、経営改善に向けたさらなる取組と収支計画の見直しについて。今回病院局から提示された効果額5.5億円の「更なる経営改善の取組」を含む収支計画の見直しについては、一定の評価をしております。

一方で、その下の抜本的対策の必要性の欄に記載しておりますが、病院局が提示の収支計画は、令和8年度の診療報酬改定の動向に大きな影響を受けること、一般会計による繰出金による対応にも限界があることから、病院局として、

収益・費用の両面からの抜本的対策を講じる必要があると指摘しております。

これまで以上に、あらゆる手だてにより収益確保の強化に努めるとともに、今後の人口減少等も十分に考慮して、病床数の適正化による稼働病床率の向上や人員配置の見直し等による費用の縮減に取り組むよう指摘しております。

一番下、特に日南病院につきましては、人口減少の加速化、東九州自動車道の延伸等により、患者数においては足元で大きな減少がかかっており、今後も拍車がかかることが想定されるため、他の公立病院との機能分化・連携強化を本格的に検討し、医療需要を踏まえたさらなる病院機能最適化、病棟再編等を検討すべきである旨、強く促しております。

それに対して、病院局からは、右側になりますが、次期地域医療構想も踏まえ、各圏域における県立病院の役割を果たしながら、経営効率化に向けた不断の見直しを実施していくとともに、特に日南病院については、他の公立病院との機能分化等について検討するとともに、昨年12月の病床削減効果・影響を踏まえ、さらなる病棟再編の必要性について検討していく旨の回答がございました。

これら第3回PT会議の結果について知事からは、今回提示したさらなる経営改善策を確実に実施すること、収支計画に沿った的確な経営を行っていくことを求めるということ、人口減少等により今後も厳しい経営状況が続くことが見込まれるため、さらなる経営効率化について不断の検討を行うべきとの指示があったところでございます。

65ページを御覧ください。

最後に、国への要望状況、それに対する国の受け止めについてでございます。

まず、65ページですが、これまで国に対し事務方はもちろん、知事によるトップレベルでも、経営状況の厳しい公立病院に対する地方財政措置の拡充等を求めてまいりました。その結果、新たな地方財政措置の創設等が実現しております。

まず、これまでの要望の経緯でございますが、9月の決算特別委員会で報告いたしました8月までの要望に加えまして、9月17日に地方交付税法に基づく地方交付税の算定方法に係る意見申出制度を活用し、不採算地区病院に係る特別交付税措置の単価の見直しや普通交付税措置化、公立病院の資金繰りに係る公営企業債の創設等を要請いたしております。

また、11月6日には、知事が全国知事会地方財政常任委員長として令和7年度税財政等に関する提案を策定し、馬場総務副大臣に対し直接、物価高や賃上げの影響等により極めて厳しい経営環境にある公立病院の実態を踏まえ、繰出金に対する地方財政措置のさらなる拡充等を要請しております。

66ページを御覧ください。

これら宮崎県の要望に対しまして、国は一定の理解を示しております。

まず12月9日、公立病院等に係る特別交付税の再算定を行う旨の連絡がありました。

12月12日には、重点支援地方交付金を活用し、公営企業を含む病院に対する支援を確実に行うよう求める要請通知の発出等の対応を国として行っております。

また、一番下ですが、現在国会で審議されております令和7年度地方交付税法案に関連する令和7年度地方財政計画におきまして、新たな病院事業債の創設をはじめ、公立病院の経営支援に係る地方財政措置が講じられる形での閣議

決定、国会提出がなされております。

P Tの報告は以上となりますけれども、引き続き病院局の経営状況、経費改善に向けた取組の把握に努めていくとともに、様々な機会を通じまして国への要望等も行っていくことで、病院局が高度で良質な医療を安定的・経済的に提供できるよう、病院局、総務部、総合政策部広域連携課等を中心にタッグを組み合わせながら、支援してまいりたいと思っております。

○中尾危機管理局长 資料の72ページを御覧ください。

「令和6年度津波避難等に関する県民意識調査結果について（速報版）」ということで御説明いたします。

1、調査の概要であります。

(1) 調査の目的ですが、県民の地震や津波に対する防災の取組や避難行動等を把握し、今後の地震・津波対策等の参考とするため実施したものであります。

次に、(2) 調査対象者ですが、資料に記載の沿岸10市町の津波浸水想定区域及び隣接する地域に居住する18歳以上の県民7,000人を対象としております。

(3) 調査方法ですが、郵送で調査票を配布し、郵送またはインターネットにより回答を回収したところであります。

(4) 調査期間は、令和6年12月17日～令和7年1月17日の約1か月間で、(5) の回収率にありますように、全体の44.4%に当たる3,108人から回答を得ました。

なお、本調査は平成30年にも実施しており、その際の調査方法や調査期間や回収率は右側に記載のとおりであり、回収率に関しましては前回よりも6.4%上回っております。

73ページを御覧ください。

主な調査結果について御説明いたします。

まず、(1) 大地震への対処についてです。

1つ目の設問「夜中、自宅で寝ていた際に突然、経験したことがないような地震に遭遇し、揺れが収まった後、あなたは避難しますか」という問いに対し、約半数の50.3%の方が「避難する」と回答しております。棒グラフで平成30年度前回調査と比較されておりますが、前回とほぼ同じ回答傾向が見られます。

その下の問い、「避難しない」と答えた方へ理由を尋ねたところ、「自宅のほうで避難所より安全だから」が最も高く、次いで「避難経路が危険だから」、4番目に「避難場所を知らないから」となっております。

現在見直しを行っております津波浸水想定等により、県民自身が改めて自宅周辺の浸水予測や避難場所等の確認を行う必要があると考えられます。

また、3番目の理由として「自身の体力や健康上の理由から避難が困難だから」というものが前回よりも大きく増加しております。要支援者等に対するより身近な共助の取組が重要と考えられます。

74ページを御覧ください。

避難行動のきっかけに関する質問です。

早期避難と考えられる一番上の「揺れが収まったらすぐ」から4番目の「大津波警報がでたら」を合計しますと、前回と比べて割合が増えております。また、「市町村などの行政が避難を促したら」と答えた方の割合が減っており、自らの判断でいち早く避難行動を取ろうとする方の割合が増えております。

75ページを御覧ください。

(2) 南海トラフ地震臨時情報についてであります。

まず、「南海トラフ臨時情報について知っていますか」と尋ねたところ、昨年8月に初めて発表された後に初めて知った方が約半数弱の46.4%で、それ以前から知っている方と合わせて全体の8割以上の方が「知っている」と回答しております。

一方、その下の「南海トラフ臨時情報についてどの程度知っていますか」という問いに対しては、「名前だけ知っている」または「発表される情報の種類の名前のみ知っている」と答えた方が、合計で全体の7割に上り、「発表される情報の内容まで知っている」は18.9%、取るべき防災対応等についても「知っている」と答え方は僅か5%程度にとどまっております。

76ページを御覧ください。

昨年8月に臨時情報が発表された際の行動について尋ねた質問です。

「水や食料等の備蓄の確認」「非常用持出袋の確認」「避難場所や避難経路の確認」といった回答が上位を占めております。

実際に巨大地震注意が発表された際には、県では日頃の備えの再確認や、地震が来たらすぐに避難できる体制を取るよう呼びかけたところであり、一定の効果はあったものと考えておりますが、「特に何もしなかった」という割合も20%あります。

臨時情報については、その仕組みや取るべき行動が十分に理解されていたとは言えないことから、さらなる周知や分かりやすい啓発が課題であります。

77ページを御覧ください。

(3) 令和6年8月8日の地震対応についてであります。

この地震では、日南市で最大震度6弱を観測し、県内全域に津波注意報が発表されましたが、

避難については上の問いにありますとおり、「近くの高い場所」や「建物上層階」、「津波避難タワー・高台」、「津波避難ビル」等に避難した方が合計で全体の約4分1程度であり、74.6%の方が避難しなかったと答えております。

また、下の問いにありますように避難した方のうち40.7%は自動車で避難したと答えております。

78ページを御覧ください。

それぞれの理由についての設問です。

まず、自動車で避難した方の理由として、「安全だと思ったから」「運転中だったから」がそれぞれ3割以上を占めました。また「徒歩での避難が原則だということを知らなかったから」と回答した方も全体の6.7%あり、避難の方法についてさらなる周知が必要であります。

また、下の問いにあります、避難しなかった理由につきまして、「津波警報や大津波警報ではなく津波注意報だったから」が約半数、「安全な場所にいたから」が約4分の1などとなっております。

なお、こちら15%程度の方がその他を選択しており、内容は「仕事中だったから」「ニュースを見て大丈夫だと思ったから」「揺れが小さかったから」等の回答が多く見られました。

南海トラフ地震の被害想定では特に津波による被害が大きく、人的被害をなくするためには安全な場所への早期避難が重要になります。

県ではこれまで、事前の備えや災害発生時の具体的な行動、臨時情報等についてホームページで周知しているほか、防災士による出前講座等で避難行動の啓発を行っているところです。

今回の調査結果において課題も見えてきたところであり、今後とも迅速な避難に結びつくよう、市町村や関係機関等と連携しながら、県民

の避難意識の向上に努めてまいります。

79ページを御覧ください。

(4) 県、市町村に望む津波対策についてです。

避難勧告や避難指示等の迅速な決定と的確な情報伝達の確立のソフト対策に対する回答が最も多く、次いで避難所への備蓄品整備となっており、特に備蓄品整備に対する数値が前回よりも大きく伸びています。

引き続き市町村と連携しながら、住民への的確な情報伝達に努めるとともに、避難所の環境整備に努めてまいります。

最後に、3の今後の予定であります、市町村や世代ごとのクロス集計を行った上で、結果をホームページで公表する予定です。

今回の調査結果につきましては、来年度実施します南海トラフ地震の被害想定更新や減災計画の見直しに反映させてまいりたいと考えております。

続きまして、資料80ページを御覧ください。

「沖縄県先島諸島からの住民避難に係る初期的な計画(案)の作成について」であります。

昨年6月の常任委員会でも報告いたしましたが、このたび計画案がまとまったことから、その要旨について説明いたします。

まず、今回の計画策定の経緯ですが、国が定める「国民の保護に関する基本指針」の中で、沖縄県の離島については輸送手段に制約があることから、国は特段の配慮し、九州各県との連携体制を整え、受入れについて配慮することが必要と規定されております。

そのため、国は沖縄県と連携し、先島諸島の住民が県域を超える広域避難を行うことを想定した図上訓練等を令和4年度から実施してきたところです。

今年度からは、避難した先で必要となります各種の調整や手順等を検討するため、訓練上の一つの想定として、受入に係る検討に取り組むよう、国から依頼があったところです。

今回の取組では、最終的に令和8年度までに受入に必要な準備事項や役割分担等を整理した受入れ基本要領を作成することとなっており、今年度は避難当初の1か月に必要な支援をまとめた長期的な計画の作成を行うということで、今回の計画がそれに当たります。

次に、作成経過ですが、6月に九州地方知事会議において、九州・山口各県知事に対し国から計画策定の依頼があり、7月から庁内関係課や関係機関とも協議を進めながら作成しており、まとまった計画案について、2月に庁議で決定し、国へ提出したところです。

計画案につきましては、現在、国との間で調整しており、これから内容が確定した後、3月下旬に公表する予定であります。

81ページを御覧ください。

本県では、宮古島市の住民9,765名を受け入れるという想定で国から依頼を受け、計画を策定しております。

次に、受入地域についてです。避難当初の1か月についてはホテルで受入れを行い、なおかつ、避難住民のコミュニティ維持に配慮した計画とするよう、国から指示がありました。

ホテル旅館組合に加盟しているホテルの収容可能人数を示しておりますが、宮崎市が約1万3,000人と突出していることから、宮崎市内の宿泊施設への受入れを原則としています。

現在、沖縄県からは9,765名の各世帯の人数のみ示されており、各世帯の性別や年齢、配慮の有無等の細かい情報は示されておられません。場合によっては、2人家族であっても、ツインで

はなくシングルにそれぞれ宿泊するといったケースも想定されますので、部屋数が不足する場合は、宮崎市に近接するほかの自治体への受入れを検討することとしています。

82ページを御覧ください。

計画を策定する上で、国から示されている前提事項のうち、主なものを御説明します。

まず、住民避難の可能性が生じてから、実際に避難が開始されるまでには十分な調整時間があり、避難先となる九州・山口各県には武力攻撃の危険はなく、平時の社会経済活動等が行われているとされております。

また、国は国民に対し、九州・山口各県の入城の自粛要請を行いますので、避難開始までに県内の宿泊施設は全て空室となっているという前提になっております。

次に、県の体制についてですが、県の国民保護計画で規定しております知事をトップとする国民保護対策本部を設置いたします。総合対策部にぶら下がっている各班につきましては、避難住民の受入れ・救援に特化した体制としています。次年度以降、避難が長期化した場合に必要となります避難住民の就労支援や、就学・保育の再開といった項目も、検討の対象として加わる予定でありますことから、必要に応じて新たな班を追加することを検討しております。

83ページを御覧ください。

ここでは、計画の全体のイメージを示しております。

今年度は、受入れに至っての支援内容として、①輸送手段の確保から、⑥通信設備の提供までの具体的なスキームを計画にまとめております。

大まかな流れとして、まず宮古島市の住民は、島内の2つの空港を利用し鹿児島空港に到着します。到着後、貸切バスで宮崎市内に設置しま

ず避難先連絡所まで移動いたします。

避難先連絡所では、下の部分に主な機能として記載しておりますが、避難住民の受入れ窓口として、本人確認や健康状態の確認を行い、必要な生活必需品の供与、宿泊施設の調整、案内等を行うこととしております。この避難先連絡所から、事前に調整しました宮崎市内の宿泊施設へ、バスで随時移動するというのが大まかな流れです。

この避難先連絡所の設置先につきましては、大人数を収容できるような広いスペースを有し、真冬・真夏にも対応できるような冷暖房設備を備え、夜遅くに到着した方のためにも近くに宿泊施設が望ましいことから、そういった条件を備えた民間施設を予定しております。

①～⑥の実施内容について、実施主体は県ではありますが、受入れ自治体となる宮崎市においても、避難住民の生活支援のための相談窓口や健康管理の部分での保健師の動員など、一部を支援いただく予定です。

なお、右側に記載しておりますが、受入れに係る費用については、まず県が支弁し、あとで国が全て費用負担を行うこととなっております。

84ページを御覧ください。

ここからは、項目ごとの実施内容を記載しております。

まず①輸送手段の確保ですが、交通業者に委託し、鹿児島空港から避難先連絡所、ホテル前の移動を貸切りバスにより行います。なお、宮古島市からの住民約1万人は6日間に分けて本県に避難し、1日当たり1,600名が飛行機10便に分けて鹿児島空港に到着する想定になっております。このため、大型バスを1日当たり40台運行する予定です。

次に、②収容施設の供与についてですが、旅

行代理店へ委託をし、まずは事前にホテルの割り振りの調整を行い、収容計画を立てます。到着後はその計画に基づき収容を行います。世帯人員の変更等があった際には別途再調整することとしております。

次に、③食品・飲料水の調達・提供についてですが、基本はホテル内のレストランで提供してもらい、それができない場合は宮崎県弁当協会に委託し、ホテルまで届けてもらいます。

飲料水についてもホテルの提供を基本としますが、不足する分を業者に委託して避難先連絡所で提供することとしております。

なお、一番下に記載しておりますが、国民保護法上は金銭を支給することも可能ですが、今回の計画では、国の指示により現物支給に限定して検討を行っています。

次に、④生活必需品の調達・提供についてです。衣料品や日用品の生活必需品の提供も支援項目の一つとなっており、小売事業者に委託して確保し、到着後の避難先連絡所で提供いたします。こちらも現物支給のみの検討となっております。

次に、⑤避難者の健康管理についてですが、避難時に、避難先連絡所で希望者に対して医師や保健師等による健康相談を実施します。また、透析患者に対しては、受入れ先の医療機関との調整を行います。

⑥通信設備の提供についてですが、携帯通信事業者に委託し、避難先連絡所やホテルでのWi-Fi通信環境を整備します。

最後になりますが、①～⑥の取組に付随する取組としまして、コミュニティ維持と生活利便性向上のため、ホテル等と避難先連絡所を結ぶ循環バスの運行や、避難住民からの生活相談を受ける相談窓口を宮崎市と協力して設置する

ことを計画しております。

85ページを御覧ください。

今後の主な検討課題についてです。

まず、運転手の確保を挙げております。教育旅行のシーズンなど、時期によっては貸切バスの運転手が不足する可能性があり、九州・山口各県で同じような事態となることも考えられますことから、今後、国も含めて九州・山口を除く地域からのバス運転手の応援体制を検討する必要があります。

次に、避難する宿泊施設の金額です。

国の告示では、1人1泊当たりの上限額は7,000円を基準とし、その基準では避難が円滑に行なえない場合は、特別な基準を定めるとされておりますが、これにつきまして具体的な検討が行われておりませんので、今後、国において宿泊金額の相場を加味した対応可能額について議論を行う必要があります。

次に、宿泊施設のキャンセル等への補償についてです。

前提条件で、国は国民に対し九州・山口への入域自粛を要請するとなっておりますが、それに伴うホテルへのキャンセル等への補償などの考えが示されておられませんことから、今後具体的な議論を行う必要があります。

最後になりますが、要配慮者の避難への対応についてです。今年度は検討の対象を健常者に限っておりますが、来年度以降、要配慮者の避難について検討を行う予定であり、今後引渡しの方法や受入れ先など、具体的な検討を行う必要があります。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時57分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

○羽田消防保安課長 常任委員会資料の86ページを御覧ください。

「宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定について」であります。

本計画の改定につきましては、9月定例会常任委員会のその他報告事項の中で、計画の概要やこれまでの消防広域化に関する動き、改定に向けたスケジュール等について御報告しました。

県では、各消防本部などと計画の改定内容について検討を行い、計画案を作成しましたので、本日はその第4次宮崎県市町村消防広域化推進計画（案）の内容等について御報告します。

初めに、1の改定の理由であります。国は平成18年7月に消防の広域化に関する基本指針を定めて消防の広域化を推進しており、県はそれに基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、平成20年3月に本計画を策定しました。

今回は、令和6年3月に国の基本指針が一部改正されたことを踏まえて、平成31年3月に策定した第3次計画の改定を行うものであります。

次に、2の改定の内容であります。後ほど別紙で御説明いたします。

最後に、3の施行期日ですが、本日の委員会における御意見等も踏まえまして、令和7年3月中に第4次計画を施行したいと考えております。

87ページを御覧ください。

2の改定の内容について御説明します。

こちらは第4次計画（案）の骨子になります。

計画の構成ですが、第1～3章までが現状分析の項目、第4～6章までが推進する取組の項目となっています。

第1章では、消防の広域化の推進に関する基

本的な事項として、国の基本指針に基づき、消防の広域化の必要性や本計画の位置づけ、広域化の理念を記載しています。

第2章では、消防の現況及び将来の見通しとして、本県における市町村消防の現況を分析するとともに、本県の消防を取り巻く環境の変化と将来の見通しについて記載しています。

今回の改定では、新型コロナウイルス感染症のような、感染症の拡大時に備えた体制の整備の必要性や、消防防災分野におけるデジタルトランスフォーメーションへの対応等について、新たに追加しています。

第3章は、第4次計画への改定に伴い新たに追加するもので、本県の消防の広域化に関する主な動きとして、本県のこれまでの消防の広域化に向けた動きと消防指令業務の共同運用に向けた動きや課題などを整理して記載しています。

第4章では、消防の広域化として、国の基本指針を踏まえて、本県で消防の広域化をどのように推進していくのかについて記載しています。

第5章では、消防の連携・協力として、国の基本指針とそれを踏まえて本県では、消防の連携・協力の取組をどのように推進していくのかについて記載しています。

第6章では、計画の推進として、消防の広域化や連携・協力の取組を推進するための体制整備など、県が取り組む内容について記載しています。

推進する取組の項目となる第4～6章については、次の資料により御説明いたします。

88ページを御覧ください。

こちらは、現行の第3次計画からの主な変更点をまとめた資料になります。

初めに、消防の広域化についてであります、各消防本部の現状等を踏まえますと、現時点で

は早期の広域化の実現は困難な状況にあることから、まずは、本県の地域事情や各消防本部等の状況、これまでの検討の経緯を踏まえながら、特性に近い隣接する消防本部間や地域ブロック単位を含め、その組み合わせを幅広く検討していくことにしています。

次に、消防の連携・協力についてであります。

計画案では、早期の広域化の実現が困難な状況を踏まえ、まず将来の広域化につながる連携・協力の取組を推進していくこととし、消防指令業務の共同運用に加えて、新たに3つの取組を追加したところであります。

まず、1の消防指令業務の共同運用ですが、各消防本部の消防指令システム等の標準化を図っていくため、各消防本部で今後、システム等を更新する際には、令和6年3月に消防庁から示されました消防指令システム等の標準仕様書に基づく更新を推進していくこととしております。

2の消防用資機材等の共同整備ですが、緊急消防援助隊県大隊としての活動も踏まえた消防用資機材等について、各消防本部の共同整備を推進することとしております。

3の専門的な人材育成の推進ですが、救急や予防など、特に高度・専門的な知識等が求められる業務については、消防本部間で共同して研修会を開催することや、将来の広域化に向けた関係機関の連携強化等の効果も期待される消防本部間や県などへの職員派遣の取組等を推進することとしております。

4の訓練の定期的な共同実施ですが、災害時における消防の相互応援による活動の効率化、大規模災害時における緊急消防援助隊県大隊の活動の円滑化を図るため、県単位での訓練のほか、隣接する消防本部間や地域ブロック単位で

の定期的な訓練の実施を推進することとしております。

これらの連携・協力の取組についても、消防の広域化の推進と同様に、将来的な県域一の消防本部体制を見据え、組み合わせを幅広く検討していくこととし、今後の連携・協力の動きに応じて柔軟に計画を変更しながら、取組を推進することとしております。

次に、計画の推進についてであります。消防の連携・協力に向けた取組を推進するため、県及び消防本部等で構成する検討会を新たに設置し、県が事務局となって、定期的な情報共有や推進に向けた具体的な取組等について検討していくこととしております。

以上が第4次計画（案）の概要となります。

県といたしましては、改定する計画の下、引き続き各消防本部等と連携しながら、消防の広域化や連携・協力に向けた取組を推進してまいります。

○池田財政課長 先ほど予算議案に係る質疑の中で、副委員長から御質問があった点で修正させていただきます。

生徒数の減といたしまして、マイナス93人と申し上げました。こちら、令和5年5月から令和6年5月までの実人員の差でありまして、答弁が誤りでございます。

実際には、93人の減ではなくて、見込みの減と退学者合わせて、予算想定から613人の減が生じております。

この613人に対して、約11万円を掛けますとおおむね7,000万円程度になってきますので、そうした説明に修正させていただきます。

○川添委員長 ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

その他報告事項の質疑につきましては、明日

の午前10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、明日午前10時の再開といたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時7分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

委員会報告骨子（案）についてであります。

本来であれば採決後に御意見いただくところではありますが、今回は日程に余裕がございませんので、委員会継続中ではありますけれども、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について御意見があればお願いします。

暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時8分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

午後4時8分散会

令和7年3月7日(金曜日)

午前9時59分再開

出席委員(8人)

委 員 長	川 添 博
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	濱 砂 守
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	黒 岩 保 雄
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	吉 村 達 也
危機管理統括監	児 玉 憲 明
総 務 部 次 長 (総務・市町村担当)	渡 邊 世津子
総 務 部 次 長 (財 務 担 当)	串 間 俊 也
危機管理局長 兼危機管理課長	中 尾 慶一郎
総 務 課 長	今 村 俊 久
人 事 課 長	那 須 隆 輝
行政改革推進室長	池 北 齊
財 政 課 長	池 田 幸 優
財産総合管理課長	徳 松 一 豊
税 務 課 長	蛭 原 真 治
市 町 村 課 長	小 藺 真 二
総務事務センター課長	後 藤 道 洋

消 防 保 安 課 長 羽 田 貴 一

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 次
宮崎国スポ・障スポ局 次 長 兼 総 務 企 画 課 長	長 倉 正 朋
競 技 ・ 式 典 課 長	佐 藤 純一郎
施 設 調 整 課 長	財 部 孝 志
競技力向上推進課長	横 山 美 和

会計管理局

会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 局 長	米 良 勝 也
会 計 管 理 局 次 長	川 口 千 鶴
会 計 課 長	坂 下 利 雄
物品管理調達課長	津 野 哲 雄

人事委員会事務局

人事委員会事務局長	田 村 伸 夫
人事委員会事務局 総 務 課 長	小 園 浩 孝
人事委員会事務局 職 員 課 長	児 玉 憲 彦

監査事務局

監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
監 査 第 一 課 長	牛ノ濱 和 秀
監 査 第 二 課 長	林 玲 子

議会事務局

議 会 事 務 局 長	小 牧 直 裕
議 会 事 務 局 次 長	海 野 由 憲
総 務 課 長	福 島 久 大
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 春 田 拓 志
議 事 課 主 任 主 事 上 園 祐 也

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他報告事項の質疑から始めたいと思います。

3つありますので、項目ごとに質疑を行いたいと思います。

まず初めに、財政課の「県立病院事業点検プロジェクトチーム報告」につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

○岩切委員 最初に、資料50ページにありますのが、日南病院について、公立病院等との機能分化という部分です。日南市長・串間市長を訪問されたという記載がございますが、訪問された方は病院局側なのか、それともプロジェクトチームの皆さんなのか確認させてください。

○池田財政課長 こちらは、病院局が串間市長・日南市長を訪問しております。

○岩切委員 いろんな提案があちこちにありますが、プロジェクトチームは、病院局に対して極めて的を射た視点で評価・指摘をされていると思うんです。

ネックとなっているのが、やはり日南病院の経営が非常に厳しいというポイントなんです。県南の県民にとって日南病院の存在がどういう位置づけになるかというのがしっかりと整理されていかないとこの問題は解決しないと思うので、プロジェクトチームにおいても、政策を指示する知事の立場から地元首長としっかり議論をし、その素地をつくった上で議論を開始しないといけないと思っています。

病院の我が身を守るという立場でいくか、政策をどうするか判断するという立場でいくかで全く違うと思うのですが、そのあたりのプロジェクトチームサイドから県南の自治体を訪問するという計画などについて、お考えがあればお聞かせください。

○池田財政課長 まず、御指摘はもっともだと思っております。7月29日と31日に、チームリーダーである副知事が日南病院を含む各県立病院を訪問して、院長と直接やり取りをしております。

ほかの医療圏域も当然ではありますけれども、特に日南病院の在り方をどうしていくか、地域の医療を守るためにどうしていくかというところについては、福祉保健部が筆頭となって、知事部局として地域医療構想の検討の中で対応を進めているところです。

福祉保健課と医療政策課の両課長も病院PTメンバーに入っておりますので、そこを中心に、今後の日南医療圏を含む各地域の医療の提供体制の在り方について、しっかりと現場と対話をしながら進めていきたいと思っております。

○岩切委員 プロジェクトチームの責任者がまずもって地元の首長と議論をしておく。その信頼性というか——方向性を定めるものではなくて、不安を払拭した上で議論を展開しないといけない問題だと思います。

それぞれの自治体がそれぞれの自治体病院の経営者でもありますので、単にうちがうちがというような話にはなりにくい問題です。そういう意味では、それぞれの病院の機能が活かされるように、必要な医療の整理が整うようにするためには、入り口で間違えないほうがいいかなと感じております。

最後の質問をさせていただきます。

資料60ページのほうに、更なる経営改善の取組ということできいろいろ書かれているものについては、病院サイドからいただいたものという理解でよろしいでしょうか。

○池田財政課長 こちらは病院局から提示された資料になります。

○岩切委員 そうしますと、後半のほうに幾つかある日南病院の費用の節減部分は、日南病院側から出された話という理解でいいんですね。

○池田財政課長 こちらは、病院局と日南病院双方の対話の中で、病院局から提出を受けたものでございます。

○岩切委員 昨日の厚生常任委員会でも議論になったということでもありますけれども、NICUなどの縮小が出産空白地帯の拡大につながるのではないかという懸念とか、支える体制としてここまで縮小して大丈夫なのかとかいうような意見もあったということでした。病院サイドが考えた上で提案されたということであれば、覚悟あつてのことだろうと思いますけれども、地元自治体の不安というものを受け止めることが必要であり、計画ありきでそれをゴリ押しするという態度は、プロジェクトチーム側からも戒めることが必要かなと思います。

全体が安心して、今の人口の動きに応じた病院経営の在り方をしっかりと議論していかないと、いたずらになくなっていくんじゃないかとかいう不安をあおるようではいけないので、ぜひ、そういった立場で御支援をいただければと思います。

○黒岩委員 資料51ページの病院事業収益の上から4段目に長期前受金戻入というのがありますが、これはどういうものでしょうか。

○池田財政課長 こちらは、病院の施設整備に当たりまして、国や県の補助金を活用したり、病院が独自に企業債を発行して、元利償還金の一部を一般会計から今年度繰り出すことにしているんですけれども、当該補助金等の額を施設や設備の減価償却期間に年度割で収益化するものであります。いわゆる減価償却は費用の換算方法ですが、その逆の歳入として、施設を使った分を収益として、一気にもらったものを各年度ごとに受け入れるという帳簿上の処理に係るものでございます。

簡単に申し上げますと、過去に一気に受け入れた補助金などを年度ごとに入れた扱いにする、発生主義に基づくものでございます。

○黒岩委員 続きまして資料59ページなんですが、一番肝心なのは、見込んだ計画に対して実際はどうかというところだと思っております。病院事業費用の給与費の増減のところでは7億4,000万円ほど差が出ております。このうちの約4億円が給与改定の分というところがあるんですけれども、それ以外の差というのはこういった要因があるのでしょうか。

○池田財政課長 委員に御指摘いただいたとおり、4.2億円の部分については、令和6年度当初に病院局が1%と見込んでおりました給与改定が、実際には2.81%にぶれましたので、そういったところが大きく影響しております。

そのほか、病院の現場は夜中対応とかもありますので、残業手当を適切に計上したことも上振れした要因として一部含まれておると聞いております。

○黒岩委員 給与については、定期昇給分と人事委員会の勧告分の2つの要因があると思うんですが、定期昇給分はもともと予定されていた

ので、増減に反映されていないという考え方でよろしいでしょうか。また、超過勤務手当分と人事委員会の勧告分がこの7.4億円の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○池田財政課長 定期昇給分については、人員の実際の出入りがありますので、そういったところのぶれは少しあるかと思いますが、おおむね御指摘のとおりでございます。

○黒岩委員 最後なんですけど、資料61ページの今後の見直しのところにも出ておりますが、一般会計からの繰出金76.4億円の算出については機械的に算出されるものなのか、ある程度裁量が働く算定になっているのかという点についてはいかがなものでしょうか。

○池田財政課長 繰出金については、基本的には収益的収支と呼ばれる運用のフローのものと、資本的収支と呼ばれる過去に造った施設・設備の企業債元利償還金の大きく2つに分かれて構成されております。

資本的収支については、過去どれだけ起債を張ったか、どれだけ一般会計で負担すべきかというのがありますので、粛々と機械的に計上されていきます。

一方で収益的収支については、毎年度決まるものになってきますので、これまで我々が一般会計として理屈をもって繰り出している部分に加えまして、さらに不採算の実態、それから足元の厳しい状態ということを捉えまして、病院局としての立場として、収支計画上はもう少し増やした後年度負担を一般会計にお願いしたいといった形での見直しとなっております。

そこは、後年度において約束されたものではありませんので、今後の毎年度の予算編成において対応していくことになります。

○黒岩委員 50億円の貸付けについて、確実に将来償還ができるのかというところに目が行きがちなんですけれども、一方で76億円の一般会計の繰出しもあるということで、そういう負担が生じているというところもしっかり見ないといけないと思います。

そこをお願いなんですけれども、この76.4億円の算出の基礎といいますか算出方法が分かる資料がありましたら、後日でも結構なので提供いただけたらと思います。

○池田財政課長 基本的な繰出しの考え方に関するものや繰出金については厚生常任委員会のほうで御審議いただいておりますので、病院局あるいは福祉保健部が提出した資料で差し支えなければ、追って提出させていただければと思います。

○川添委員長 黒岩委員から要求がありました資料は、用意ができ次第、委員会のほうに提出をお願いいたします。

そのほかにございますか。

○山口副委員長 今回の計画の見直しについて、資料61ページあたりでお伺いいたします。

手術の件数や病床稼働率といった指標が12個ぐらい、各年度ごとの病院の収支計画にはつくられていたと思うんですが、それも一旦全て見直しをした上で、その数字を当てはめて、今回の収支計画の見直しをしているという理解でいいですか。それとも、稼働率とかの目標値についてはあまりいじらず、物価変動などを反映させたという形になるんですか。

経営改善に向けた取組の効果額43.1億円というところは、もともとの計画の目標値をどういじりながらつくられたものなのかというところを確認したいという趣旨です。

○池田財政課長 病院局から提出を受けている資料においては、病床稼働率等の具体的な数値を変更したというものは見受けられないんですけれども、例えば患者数について言えば、日南病院は当初計画の見通しよりも下がっています。一方で、延岡病院や宮崎病院については上がっています。さらに、単価についても全病院でおおむね上がっていますので、将来の収支計画にそのあたりの収益が高い状態をしっかりと織り込んでいますので、収支計画としては前向きな引上げをしています。収益では稼働病床率が上がっている状況をダイレクトに反映したものはありませんけれども、稼働病床率が上がる要因になった患者数の増は今回織り込んでいるところです。

一方、費用については、高止まりしている給与、材料、経費等の実態を今後も続くものと想定した上での費用換算を収支計画に反映しております。全体といたしまして、収益では増加、費用も増加という形での収支計画への織り込みをしております。

○山口副委員長 もとものの病院事業計画は令和6年3月に改定されているんですけれども、この計画のポイントとして、各年度ごとでの数値目標をしっかりと定めて、それに対してクリアしていけば一定程度達成できますよという根拠に基づいてつくられていると認識しています。

そのあたりの数値的見直しを入れるのであれば、計画そのものの目標値であつたりもきちんと見直していかないと、何を目指して運営されていくのかという計画の基がぶれるということになるのではないかと感じています。病院PTとしての検討課題で結構なんです、大本の計画に定めている各年度ごとの目標値をどう取り

扱っていくのかということは、ぜひ議論していただきたいなと思います。これは一つの意見として考えていただければと思います。

もう一点伺いたいのが、資料61ページの今回の見直し内容の中で、令和8年度診療報酬改定を反映している形になっていることについてです。まだ改定は確定しておりませんので、これはあくまで想定だと思われます。

前回は0.88のプラス改定ですかね。どれくらいの幅をプラス改定されると見ているのかということと、改定されずに現行のまま行ってしまった場合についても想定しているのかということをお教えください。

○池田財政課長 まず、診療報酬改定については、おっしゃるとおり0.88が令和6年度診療報酬なので、それで令和7年度も動いていく状況でございます。

令和8年度診療報酬改定の考え方でありまして、けれども、足元の消費者物価指数の伸びというのが、基本的に材料費、経費あたりにダイレクトに響いてまいります。今の試算でいくと、その乖離率が2.26%であり、少なくとも2.26%は令和8年度診療報酬改定において埋められるべきだというのが病院局の試算でありまして、その数字に基づくものでございます。

財務省にキャップをはめられていますので、仮に厚生労働省がうまく予算要求できなかった場合も想定されると思っています。それについては、病院PTとしてはかなり厳しい可能性があるのではないかとということも主張はしておりますし、その前提に立っているからこそ、さらなる抜本的な改革ということで、5.5億円にとどまらず不断の見直しをしていくこと、日南病院の在り方をどうしていくかということをお早急

検討すべき時期に来ているのではないか——体制の柔軟化というか、診療報酬に頼らなくても少しでもやっていけるような体制をつくるべきだということを病院P Tとして強く求めています。

○山口副委員長 私も診療報酬改定のところは、少し数字として見通しが甘いんじゃないかというか、ポジティブに考え過ぎているのではないかという印象を受けました。

病院P Tとしては、もし診療報酬改定が想定よりも低かったときに、その間をどう埋めるかということについて具体的に見通しておかないといけないところではあるかと思いますが、病院P Tは数字を持っていないということですね。もしこのまま診療報酬改定が期待値よりも低く、2.6の期待値が1.3ぐらいいとどまったとき、もしくは前回と同じ0.88でとどまったときなどの数字は、病院局が出してこない限りは、病院P Tとしては持ち得ないものであるという認識をしておけばよろしいでしょうか。

○池田財政課長 おっしゃるとおり、収支計画をつくるのは経営管理者である病院局なので、病院P Tとしてつくる余地はありません。ただ、病院局としては、いろんなシミュレーションの中でこの数字を上げてきた、一定の妥当性を持って出してきたという実態がございます。

一方、厚生労働省の立場が厳しいことは我々としても分かっておりますけれども、現下の状況を踏まえたと、厚生労働省において、ある程度の政策的な判断の下で適正な診療報酬改定がなされない限りは、公立病院は当然でありますけれども、民間病院すらも軒並み潰れていくことがあり得る事態になっていると思っています。病院局あるいは総務部、全国知事会を所管

しております広域連携課、知事、いろんな立場を使って、国に対してはこの状況の是正を力強く求めていきたいと思っています。

○山口副委員長 これも病院P Tの中でぜひもんでいただきたいんですが、企業においても、収益予測を立てる場合は、何パターンか考えるというのが一般的であろうかと思います。病院局内でもんでいるとはいえ、病院P Tに対してポジティブであるパターンやネガティブであるパターンをしっかりと示した上で、病院P T内での現実的な議論ができるようにというところを資料として病院局に求めていく必要性というのはあるかと思います。病院局との協議の前提となる資料の在り方ということについても今後話をさせていただいて、実りある病院P Tにしていただければと思います。

○丸山委員 県立病院事業点検プロジェクトチームの全体的な話として、宮崎県の医療を考えたときに、ほかの公立病院や民間病院も非常に厳しい状況になっているのに、「県立病院だけは一般会計を繰り入れてやっていいよね」というような声も少し聞くんです。やはり全体の医療をしっかりと見ないといけないという思いがあります。

病院P Tの中で、日南病院を中心とする地域医療をしっかりと改善していくということを言ってもらっています。延岡市もそうですし、宮崎市内も県病院がある中で市郡医師会や民間病院があつたりして、本当に役割分担をやらないと宮崎の医療は守れないと思っています。今回を契機に病院P Tをさらに拡大させていただいて、宮崎県全体の地域医療をどうやって守るのか、もう少し踏み込んだ形にしないと意味がないと思っていますが、そういった議論は病院P Tの

中ではされていないのかというのを伺いできればと思っています。

○池田財政課長 宮崎県下の民間病院、市町村立病院も含めて、厳しい状況というのは変わりはないと思っています。

その上で、今回の補正予算において、県立病院にも支援を行います、かなり巨額の資金を民間病院に対しても支援しているところでございます。

その上で、宮崎県の地域医療提供体制を今後どうしていくかといった全体の話について、病院P Tでやるかということを御説明いたします。

この病院P Tは、設置者である知事の立場から、行政全体として県立病院事業をどうしていくかという立場で設置された、極めて異例の状態で設置されたものであります。本来、公営企業の管理者が全ての責任を負うのが法の趣旨でありますので、それを超えて、設置者としての知事の責任において設置したものであります。どこまで踏み込めるかということで申し上げますと、日南圏域の地域との連携を含めての日南病院の在り方については、ある程度我々としても議論はしていきますけれども、それ以外については、福祉保健部において、地域医療構想の既存の枠組みの中で議論なされるものであると思っています。

ただ、福祉保健部の議論とは関連を常にさせながら、県北圏域や県央圏域は地域医療構想の中での県立病院でありますので、しっかりと議論をしながら対応していきたいと思っています。

○丸山委員 3地域はしっかり含めてやるということなんですが、医療圏でいうと残り4地域あるんです。ほかの医療圏も含めて、福祉保健

部が中心にやるのかもしれませんが、知事としての腹構えとして、宮崎県全域の医療を守っていくんだというあかしを、今回の病院P Tを機にもう少し踏み込んだ形でぜひつくっていただくようお願いしたいと思っています。

あと、宮崎大学医学部の地域枠の医師がかなり多く出てくる予定になっております。その方々に宮崎県内に残ってもらうことはいいんですが、やはり稼げる医師といえますか、もう少しスキルアップできるような医師を育成していかないといけません。昔は宮崎病院もかなり稼げる病院だったのに、稼げない病院になってきていて、宮崎病院も足を引っ張ってしまっている状況じゃないかと思っています。

医師のスキルアップができるようなシステムを県立病院の中に入れないと、病院を維持するだけではなく、地域医療構想を進めるに当たっては——高度急性期が1,000床とかあるんですが、それがきちんとできるのかというのは、まだ正式に協議はしていないんですよ。だから、宮崎病院も高度急性期やります、市郡医師会も民間病院もやりますとなって、足すとかかなり多くなってしまう現状があり、その配分を早くしないと宮崎県の医療が潰れてしまいます。また、宮崎病院とか公立病院で稼げるものはしっかりやってほしいということもあります。そのためには、医師のスキルアップを今後どうやってやっていくのかという視点が少し足りないような気がしているため、スキルアップに関しての議論が始まってほしいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○池田財政課長 プロジェクトチームといたしましては、いい医師を確保して収益を上げるという主眼においては、医師の確保やスキルアッ

プに取り組むことにしっかりと注目していくということは必要だと思っています。

ただ、先ほどと重複して恐縮ではありますがけれども、地域の医療の在り方、今回のうちの3病院以外の地域のこと、それから県全体の医師の確保・定着・育成・質の向上については、福祉保健部の既存の体制の中でしっかりと対応してきているものと認識しております。

しかしながら、御指摘をいただいた点については、しっかりと今後の地域医療構想を見据えながら議論していただくよう福祉保健部へ伝えてまいります。

○丸山委員 あと、少し細かいことになりますけれども、延岡病院と日南病院のほうでは地域枠の看護師を10年近く前から採用していると思います。そこでしか働かない看護師になっているものですから、その方々が今後、病床が再編されることで勤務地が変わってくる可能性もあります。そこも含めて議論されているのか教えていただくとありがたいと思っています。

○池田財政課長 地域枠採用の看護師について、延岡病院は数字を持っておりませんが、日南病院については51人程度、おおむね20%程度の地域枠の職員がおります。今後、病院再編等になった場合に、その地域枠の方々をどう取り扱っていくかということについては、病院局の経営の中で対応いただくことになってまいります。

ただ、少なくとも日南病院においては地域枠が2割程度の状況の中で、今後、再編への影響は限定的であるものとの病院局の見解は受けているところでございます。

○丸山委員 いずれにしましても、地域枠での採用を続けていくのか、続けていけないのかによっても変わってくると思いますので、そのあ

たりの議論もしっかりやっていただきたいと思います。

今後、医師だけではなく、看護師や薬剤師を含むいろんなチームがしっかりとした形にならないと回っていかないと思っていますので、不安ばかりをあおるんじゃなくて、県民のためにこういう病院にするんだという形にしていきたいと思っています。今は、厳しい面だけが進み過ぎている部分もあると感じます。

役割分担をしっかりとするためには、福祉保健部がもっと出て、県内7医療圏がどうすべきかというのが明らかにならないと、宮崎県は人口減少をどうにかしたいとか言っている割にはそこが縦割り行政のような感じにしか聞こえないので、病院P Tを契機に、宮崎県を守っていくような医療体制にするんだという気構えがもっと欲しいと思っていますので、どうにかしてお願いしたいと思っています。

○吉村総務部長 病院P Tに関しましては、ただいま財政課長から詳しく説明させていただいたところなんですけれども、各委員からも厳しい意見をいただいたところです。

病院P Tとしては、病院事業を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続くと認識しているところです。その上で、副委員長から御指摘もありましたけれども、診療報酬の改定に依存することは厳しいんだろうと思います。あわせて、黒岩委員からも繰出金の対応について聞かれました。本県全体の財政事情を考えたときに、繰出金の対応にも限界があるんだろうと考えております。

ただ、県立病院が果たす政策医療や不採算医療の提供、これはやめるわけにはいきませんので、それをしっかり維持した上で、今後の病院

経営を進めていく必要があります。

そういう認識の下、今回、外山議員の代表質問で、病院PT長である副知事から、収益・費用両面から、今回の病院の収支計画を踏まえて再度抜本的な対策を講じることが急務だという答弁をさせていただいたところです。

先ほど丸山委員からもありましたけれども、病院局に対しましては、民間病院の経営努力もしっかり参考にしながら、不採算医療を賄っていくための採算性の高い医療分野の強化、人口減少を踏まえた病床の適正化による病院稼働率の向上、併せて人員配置の見直しなどについても、職員に十分配慮した上で進めていくことが大切だと言われております。病院PT内でも関係部局が集まっておりますので、その方向でしっかり議論させていただきたいと考えております。

あわせて、丸山委員から、地域医療構想の観点で宮崎県全体を考えるべきだというお話もございました。公立病院も県立病院と市町村立病院がございまして、市町村立病院も非常に厳しい経営状況にあります。そういったことも踏まえて、次期地域医療構想を考える際には病院PTの議論もしっかり踏まえた上で検討できるように、総務部からもアクションを起こしていきたいと考えております。

○丸山委員 しっかり対応をお願いします。

○黒岩委員 資料64ページの抜本的対策の必要性という欄の3つ目ですが、日南病院に関して、東九州自動車道の延伸等によって患者数が減っているというところがあります。地域住民から選ばれる病院ではなくなっているというところは認識が必要だろうなと思います。

プロジェクトを見ますと、コスト縮減であったりとか最適化というのがありますけれども、

その一方で、選ばれる病院になるようにしていかないといけないというのがあります。

例えば、1～2年前に医療事故があったりしたことで、日南病院に対する信頼はどうかというところでもありますとか、昨年、一般質問させてもらったんですけども、病院の給食がどうかかといったところについて、市民や入院患者、利用者へのアンケートなどによりしっかり把握する必要があるのではないかと考えています。

それと、地元との連携というところで、一番利用者が多いだろう日南市や串間市と連携して、利用促進のためにイベントをやるとか、地元としてももう少し危機感を持って、もっと皆さんで県病院を盛り上げていこうよというところが欲しいなというのがあります。そういったところも確認をしていただきながら、促進していただきたいと思います。これは要望でございます。

○池田財政課長 質疑の途中で申し訳ありませんが、今し方、お配りさせていただきました資料について、簡単に御説明させていただければと思います。

まず、資料が2つあると思いますが、1枚刷りのものは、福祉保健部が厚生常任委員会に提出をしている委員会資料でありまして、今回の病院局に対する繰出金のものでございます。クリップ止めのものは、病院局が厚生常任委員会に提出している資料でございまして、一般会計から繰り入れる分でございます。これらはパラレル関係にありますので、説明は重複する内容でございます。

まず、福祉保健部のほうで、事業目的といたしまして、県立病院が民間病院では対応が困難な部分についてもしっかり対応していくために

給与改定、物価高騰への影響額の負担軽減を図るということで、①と②がありますけれども、①給与改定に伴う影響分4億2,000万円余ということ、②物価高騰で7億8,000万円余ということでございます。

①給与改定については、病院局の組合交渉の末、人事委員会勧告に準拠する形で給与改定がなされており、そのうちの1%相当についてはもともと収支計画において見込んでいたものになりますので、一般会計からの繰出しは行いません。

ただ、実際は2.8%程度となり、差引き1.8%の増となりました。それについては、誰も予想し得なかった著しい数字であるとしてみなしまして、一般会計の責任において、給与改定影響額のうち、我々の責任として負うべきものとしての4億2,000万円という数値でございます。

それから、②物価高騰に係る影響分（材料、経費等）でありますけれども、こちらについても、収支計画において、近年の医療の高度化による材料費等の高止まり状況をしっかりと捉えた厳しい数字をつくってございましたが、そこから2ポイント程度上振れした関係がありますので、その乖離についても、同じく一般会計で負担すべきものとして7億8,000万円を入れているところでございます。

今し方申し上げた説明の詳細は、病院局資料の2枚目に詳細を記載しております。1の給与改定、2の材料費及び経費を合わせたものが、先ほどの福祉保健部の資料に出てくる4億2,000万円と7億8,000万円になります。

妥当性については厚生常任委員会で御審議いただいているところだと思いますけれども、一般会計が負担すべきところがどこかと簡単に申

し上げますと、公営企業法等の趣旨において、病院局を含む公営企業が経営努力をしてもなお発生する経費の収支差については一般会計から繰出しを行うことができるということになっております。それに対して、一定の幅で総務省からも繰出し基準に基づくお金が入っております。

今回は、それを超える県独自加算ではありませんけれども、国の立法趣旨等や国からの各種通知による病院を支援すべしという要請等も踏まえまして、要求を受けた財政課としては妥当であると判断しておりますし、予算編成においても妥当であるという知事の判断があったところでございます。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次の危機管理局の「令和6年度津波避難等に対する県民意識調査結果について」及び「沖縄県先島諸島からの住民避難に係る「初期的な計画（案）」についての質疑がありましたらお願いいたします。

○岩切委員 避難受入れの計画内容については特に異議はありませんけれども、7月以降、計画の策定を国のほうから求められ、対応されてきたことには本当に御苦労さまという思いです。そういう費用については、国から担保されているのかを確認したいんですが、いかがでしょう。

○中尾危機管理局長 今年度の計画につきましては、国からの負担というところはないんですけれども、来年度につきましては、一応、計画等の作成ということで一定の費用が見込まれるということで考えております。

○岩切委員 国民を守るという国の姿勢の中で自治体に要請してきていることでありますので、皆さん方の努力に対してしっかりと国が補償す

るようには求め続けてほしいと思います。

○山口副委員長 津波避難に対する意識調査についてですが、前回と違って、今回は回答方法にインターネットでの回答を加えたことで、多少回収率が上がったのかなということが想定されます。

この調査だけではないんですけども、全体的に定期的に行われる調査については、今後、デジタルの力をどうやって活用して——そもそも調査そのものも郵送で行うべきなのかとか、どうしたらもっと広く県民からの意見を収集できるのかということについては、ぜひ庁内のほうで検討を進めていただきたい。

また、恐らく今後も定期的に調査されると思いますので、今後の調査の在り方について庁内検討を進めてもらえればと思います。

要望チェックですけども、よろしく願いいたします。

○坂本委員 私も県民意識調査について伺います。

昨年8月のあの強い地震の後に、南海トラフ等、さらに大きい地震が発生したときのためのモデルケースとして、どういうことが県内で起きたかという実態をしっかりと把握する必要があるんじゃないかということを一一般質問の中で申し上げまして、調査を行いますという御答弁をいただきました。

もともと県民意識調査というものは、前回の平成30年に引き続いて今回やるという予定があって、その中に令和6年8月8日の地震対応を新設したという理解でよろしいでしょうか。

○中尾危機管理局長 議員御指摘のとおりでございます。

○坂本委員 それで、今回、対象の抽出方法を

見たときに、10市町に振り分けがされていますけれども、各市町で振り分けた調査対象者数というのは、結果的にこういう数になったということですか。無作為に県内10市町の7,000人を対象にやった結果ということで理解してよろしいでしょうか。

○中尾危機管理局長 今回、全体で7,000人を対象に配布を行ったわけですが、今回の調査の目的というのが県民の地震や津波に対する防災の取組意識を調査するというものでございました。10市町のうち、割り振りにつきましては、前回の想定死者数1万5,000人を市町村ごとの死者数で按分して、その数を振り分けたということでございます。

○坂本委員 割り振りについては、作為的にやっているという理解していいんですね。

○中尾危機管理局長 対象者の配布数につきましては、こちらのほうで按分した数を各市町村に伝えまして、それを基に無作為抽出をさせていただいたということでございます。

○坂本委員 今後の調査というか、この意識調査の中に入れ込んで調査されたということはいく理解して評価しています。

ただ、昨年8月の地震を今後に生かすためにということであえて言わせてもらおうと、1つは、無作為だけでなく、例えば男性・女性の割合、それから高齢者、子供というところまである程度作為的な調査が必要なんじゃないかと思います。昨年の大きい地震のときにどういう行動を起こしたかという把握が必要ではないかということを感じたのと、昨年8月の地震が午後の発生であり、日常活動が行われている中で起こった地震ということで、特に学校とか行政の対応がどうだったのかという把握が必

要ではないかと思っています。

具体的に、自分の体験として申し上げますと、昨年の8月8日、私は議会棟におりまして、大きい地震が起きて、机の下に潜り込みました。発災から1時間ぐらいしかいませんでしたけれども、少なくとも議会棟においては何らアナウンス等がなかったんです。議会棟に一般の方が来られるということはあまりないと思うんですけれども、少なくとも職員と議員、関係者はいたはずです。

本庁舎のほうになると、来庁者も来られているという中で、大きい地震が発生した後にアナウンスを流して避難のことを呼びかけたのかもしれないませんが、少なくとも議会棟にいた限りは何の情報もなかったんです。県庁でもそうだったということで、ほかの役所はどうだったのか、学校はどうだったのかということをしっかり検証していただきたいと思います。

最後に、自動車避難のことをアンケートで取り上げてもらっていますけれども、4割の方が避難に車を使ったということでした。徒歩が原則ということと呼びかけるというのは十分理解していますけれども、やはり大きい災害に直面すると自動車避難というのが十分あり得るということを前提にした対策を取っていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長 まず1点目のアンケートの性別とか年齢層の観点からの御質問でございますけれども、年齢層もしくは居住地、それから性別等を用いたクロス集計を今後やっていきますので、その中で詳しい分析等をしていきたいと考えております。

それから、アナウンスの観点では、実際に津波注意報が出てから呼びかけ等がなされてい

かったというところもございましたけれども、津波警報と大津波警報が出たときには自動的に気象庁から各個人のキャリア携帯電話のほうに自動で発出される仕組みになっております。津波注意報が出た場合には各都道府県の判断で人的に設定をするということになっておりましたが、今回、津波注意報の場合も各キャリア携帯電話から自動的に発出されるような改正を行ったところであります。発出については、各市町村においても、避難指示等を出すことで対応したところでございますけれども、呼びかけについては、また検証してまいりたいと考えております。

それから、発災時の自動車避難ということでございますが、普段から県民へ原則徒歩での避難ということで呼びかけていたところでございますけれども、今回、地震が帰宅途中ぐらいの17時前に起こったというところもあって、かなりの方が自動車を運転されていたところもあるかと思えます。これについては県警のほうでも今後取り組んでいくところもありますので、やはり原則徒歩避難ということを引き続き呼びかけていきたいと思えます。

また、自動車避難も想定した上での減災対策も今後検討してまいりたいと考えております。

○川添委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、消防保安課の「宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定について」、質疑はございますか。

○岩切委員 宮崎県市町村消防広域化推進計画の冊子10ページ、消防の広域化に関して、中心消防本部として位置づけるという流れがあります。この中心消防本部は同意した市町村の消防

本部が位置づけられるということなので、同意を取り付けるという流れの中に、特定の消防本部を意識して活動があるように聞こえるんだけど、そうではなく、各消防本部平等に、手挙げ方式で見ていくという姿勢なのかを確認させてください。

○羽田消防保安課長 国の基本指針に書いてあります中心消防本部ですけれども、中心本部の役割としては、中心となって広域化を進めていくということ、中心消防本部が広域化を進めるに当たって財政的な支援をするというものでございます。これは過去、県内を3つに分けたりした計画がございましたけれども、それに基づいて、中心となる消防本部を昨年からヒアリング等して、手を挙げるところがないかというところで協議してきたところでございます。今回の計画案を作成するに当たっては、中心消防本部の同意を取り付けることはできなかったというところでございます。

○岩切委員 いろいろ歴史があって、各消防本部の思いもある程度見えているところです。ややもすると「中心消防本部になってくれ」と県の側から口が出そうな気配もあらんとも限らるので、そこは丁寧をお願いします。そこで失敗すると同じ轍を踏むことになりますし、前に進まなくなると思います。

少し我慢の時間がかかるとは思いますが、そのような対応をしていただくよう要望しておきたいと思います。

○山口副委員長 資料88ページの消防指令業務の共同運用のところなんですけれども、各市町村が更新していく際に更新を推進していくということなんです、各市町村の更新時期は把握されていますか。

○羽田消防保安課長 それは県のほうで把握しておりまして、令和9年度までにシステムを更新するのが8消防本部ございます。その8消防本部については国の標準仕様書に基づくシステムの更新をしていただけると聞いております。

ただ、あと2か所につきましては国の標準仕様書が間に合わないというところもございました。そこにつきましては、次の全面改定まで相当年数かかると思いますけれども、そのタイミングで標準仕様書を導入していただけるようお願いをすることになります。

○山口副委員長 2か所はどことどこですか。この計画の実現可能性を確認したいです。

○羽田消防保安課長 宮崎市が、令和6年度以前に設計しておりましたのでこの仕様書ではないということと、延岡市はリースでやっておりまして、そこについてはまだ柔軟性があると思います。

○山口副委員長 御承知のとおり、宮崎市は現在建て替えされていますので、そことの絡みだとは思いますが、それが終わった後のシステム更新となってくると相当先ですよ。恐らく10年単位で先になってこようかと思います。さらに言うと、宮崎市の次の更新時のときに、令和6年3月の仕様書が最新の標準仕様書なのかというのはかなり疑義があるんじゃないかと思っています。

現時点において、令和6年3月の消防仕様書に基づく更新をしたところで、同じシステムになるという実現可能性はかなり低いと、話を聞いていて感じたんですけれども、そのような状況下でこの書きぶりで大丈夫なのかというのは少し疑問なんです、いかがですか。実現可能性が低いものをこのように書かれてもどうなの

かなと。

宮崎市と 8 市町村は、残念ながら 10 年以上ずれますよね。第 4 次計画は 10 年計画で、恐らくその中で一致することはないんじゃないですか。そこを踏まえた上で考えられたほうがいいような気がします。絶対できないことを書かれてもと思いますが、いかがでしょうか。

○羽田消防保安課長 現時点のシステムは、各消防本部のオーダーメイドに近いような状況でございます。国が示している標準仕様書にすれば、同じシステム同士でいろいろうまく連携できるということです。機会を捉えて共同運用してはどうかという書きぶりで計画に載せているところでございます。

○山口副委員長 細かい文章については今後検討いただきたいと思いますが、宮崎市が更新するという現状を踏まえて、おっしゃるとおり、恐らく、新しいものにすれば宮崎市とのシステム連携ができるんでしょう。

そこをきちんと示した上で、最終目的は、全部の各市町村が、共通のシステムではないにしろ、連携できるシステムを使うということが目的であろうかと思います。どの部分を連携しておけばいいのかというところをしっかりと捉えた上で、そこだけは少なくとも連携するように働きかけるようなところを目標に置くほうが現実的な気がします。

ここは実務との絡みがあるのでこれ以上申し上げませんが、この書きぶりだと、実現可能性の薄いものを書かれているのかなと感じたところなので、一意見として捉えていただいて検討いただければと思います。

○丸山委員 「沖縄県先島諸島からの住民避難に係る「初期的な計画（案）」の作成について」

に関して改めて伺いたいんですけれども、資料 85 ページにバス運転手の確保というのが出ています。83 ページを見ると宮古島から鹿児島空港にとなっていますが、宮崎空港であったほうがバスの運転手の回転率もよくなるはずだと思います。

航空法とか、いろんな問題があつてそうしないといけないのかもしれませんが、緊急を要するのであれば、わざわざ鹿児島空港ではなくてもいいんじゃないかという議論はできないのでしょうか。実務になると、何で鹿児島空港なのになってしまうような気がします。そのあたりは航空法だけの問題なのでしょうか。そうであれば、変えたほうが効率よく避難できますよね。他県へ宮崎市内に来ないように呼びかけているぐらいですから、本当に緊迫性があるはずなのに、なぜ悠長なことをするんだろうという印象を持ちました。

何か障壁になっているものがあれば、それを変えていく努力を今後検討すべきじゃないかと思っているんですが、できないのかどうかも含めて教えていただくとありがたいと思います。

○中尾危機管理局長 まさに議員御指摘のとおりでございます。今回の計画を策定するに当たって、人的資源と物的資源を集中させるために、鹿児島空港と福岡空港に避難するという前提の下に計画をつくってくれという国からの依頼がありました。確かに九州各地に空港があるので、そちらを使ったほうがより効率的ではないのかという指摘も国に対してしております。

ただ、やはり、今回の計画策定に至っては、鹿児島空港と福岡空港で計画をつくってくれということでございます。今後 3 年間にわたって基本要領を定めていく中で、その点については

十分変更等もあり得るかとは思いますが、国に対してはそういう問題提起はしているところでございます。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時7分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 初めに、何点かお礼を申し上げます。

まず、1月14日に開催いたしました第79回国民スポーツ大会冬季大会の宮崎県選手団結団壮行式、それから2月19日に令和6年度の宮崎県スポーツ栄誉賞・特別賞及び宮崎県障がい者スポーツ賞授賞式におきまして、県議会から濱砂議長に御臨席いただきました。誠にありがとうございました。

2年後に迫りました宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けまして、冬季競技も含めましてさらなる競技力の向上に取り組ましますとともに、本県ゆかりの選手の功績をたたえまして、その活躍を広く県民にお届けすることで、本県スポーツ全体をさらに盛り上げてまいりたいと考えております。

また、2月5日に開催いたしました日本のひなた宮崎国スポ・障スポの実行委員会の第16回常任委員会におきましても、濱砂議長及び川添委員長に御出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

その会議におきましては、開・閉会式等の会場等の整備基本計画、それから輸送の基本計画、式典の基本計画など、宮崎国スポ・障スポの準備に向けて重要な多くの基本計画を御承認いただいたところでございます。

先日は、日本スポーツ協会の委員会で大会の公式ポスターも決定したところでございます。2年後の開催に向けまして、引き続き万全を期していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の2ページ目、目次を御覧ください。

今回お願いしております予算議案は、議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算案（第9号）」についてです。

その下の特別議案ですが、「新宮崎県体育館建設主体工事に係る工事契約の変更について」です。

それでは、補正予算の概要につきまして御説明いたします。

3ページを御覧ください。

宮崎国スポ・障スポ局の2月補正予算額は、表の左から3列目の補正額にありますとおり12億6,256万6,000円の減額をお願いしております。これは、主に執行残による減額補正となっております。

これによりまして、2月補正後の最終予算額は、表の右から3列目の補正後の額にありますとおり195億9,616万6,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）でございます。

表にありますとおり、「国民スポーツ大会開催準備事業」4,186万2,000円の繰越しをお願いするものです。

また、その下の繰越明許費補正（変更）で、「県有スポーツ施設整備事業」14億9,184万8,000円への増額変更をお願いするものです。

それぞれの議案の詳細につきましては、この後、担当課長等から御説明いたします。

○川添委員長 それでは、議案についての説明を求めます。

質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 引き続き、資料4ページで御説明させていただきます。

まず、上の表の繰越明許費補正（追加）ですが、先ほど局長が言いましたとおり4,186万2,000円の繰越しをお願いするものです。

これは、市町村が行う施設整備への補助事業について、実施主体である市町の事業が繰越しとなることから、令和7年度への繰越しをお願いするものであります。

下の表、繰越明許費補正（変更）ですが、これは11月議会で追加でお願いしました県有スポーツ施設整備事業について14億9,184万8,000円の増額変更をお願いするものであります。

中身につきましては、都城市山之口運動公園の整備について、事業主体である都城市において事業が繰越しとなることや、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修事業について、関係機関との調整等に日時を要したことなどによるものでございます。

資料5ページを御覧ください。

総務企画課の補正予算について御説明いたします。

補正額は、上の表、目別総括表の左から3列目、補正額の欄でありますとおり9,725万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の欄のとおり2億6,336万7,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

下の表の事項別一覧表の1行目、（事項）職員費7,741万7,000円の減額ですが、これは組織改正に伴うものです。令和5年度の国スポ・障スポ準備課から、本年度、総務企画課、競技・式典課、施設調整課の3課に組織改正が行われました。この職員費については、総務企画課が一括して予算を引き継いでおりましたが、今回、それぞれで計上することになりましたので、総務企画課としては減額となるものであります。

なお、6ページの競技・式典課、7ページの施設調整課の職員費はそれぞれ増額となっております。

5ページの下表にお戻りいただきまして、2行目の（事項）国民スポーツ大会事業費1,983万8,000円の減額ですが、これは、県実行委員会への負担金について、競技役員養成補助金や広報活動経費の執行残等があったものでございます。

○佐藤競技・式典課長 競技・式典課の補正予算について説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

競技・式典課の2月補正額は、上の表、目別総括表の左から3列目、補正額の欄でありますとおり6,670万7,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の

欄のとおり 1 億1,608万7,000円となります。

補正の主な内容につきましては、下の表、事項別一覧表の 1 行目の（事項）職員費 8,175 万1,000円の増額ですが、これは令和 6 年度組織改正に伴い必要な予算を増額するものであります。

続きまして、2 行目の（事項）国民スポーツ大会事業費 1,504万4,000円の減額ですが、これはローイング艇購入費の執行残等によるものであります。

○財部施設調整課長 施設調整課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の 7 ページを御覧ください。

施設調整課の 2 月補正額は、上の表、目別総括表の左から 3 列目、補正額の欄であります。12 億2,235万4,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から 3 列目の欄のとおり 183億2,380万4,000円となります。

補正の主な内容につきましては、下の表、事項別一覧表の一番上の（事項）職員費 1 億23 万6,000円の増額ですが、これは令和 6 年度組織改正に伴い必要な予算を増額するものであります。

続きまして、2 つ目の（事項）国民スポーツ大会事業費 13億2,259万円の減額であります。

まず、説明欄 1 の国民スポーツ大会開催準備費 1 億9,816万7,000円の減額であります。これは市町村施設整備費補助事業において、市町村におけるスケジュールの変更などから補助金の減額を行うものであります。

次に、説明欄 2 の県有スポーツ施設整備事業費 11億2,442万3,000円の減額であります。これは陸上競技場整備において備品購入の入札残が生じたことや、インフレスライド額が精査の

結果小さくなったこと等により減額するものであります。

なお、御案内のとおり、県の工事する主競技場と投てき練習場は 12 月に完成いたしております。現在、外構の工事等を市が行っており、4 月 12 日のオープンに向けて準備を進めているところであります。

○横山競技力向上推進課長 競技力向上推進課の補正予算について御説明いたします。

資料の 8 ページを御覧ください。

競技力向上推進課の 2 月補正額は、上の表の左から 3 列目のとおり 966万4,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から 3 列目のとおり 8 億9,290万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

8 ページの下を表を御覧ください。

2 つ目の（事項）体育大会費ですが、2,270 万7,000円の減額をお願いしております。

これは、説明欄 1 の国民スポーツ大会経費における国民スポーツ大会の派遣者数が見込みより減少したことによる補助金の減額と、説明欄 2 の「国民スポーツ大会九州ブロック大会開催整備事業」における旅費や会場使用料などの運営費を見直したこと等による補助金の減額であります。

3 つ目の（事項）競技力向上推進事業ですが、2,436万9,000円の減額をお願いしております。

主なものは、説明欄 2 の（1）「競技用具等整備事業」でありまして、競技用具の整備時期を見直したものや、備品購入の入札残が生じたことにより減額をするものであります。

○財部施設調整課長 資料 9 ページをお開きく

ださい。

議案第100号「工事請負契約の変更について」、御説明いたします。

昨年11月の定例会において御説明し承認いただきました債務負担行為の追加に基づいて、アスリートタウン延岡アリーナの整備に関する工事請負契約の変更を行うものでございます。

契約金額については、2の(2)にありますとおり1億5,260万1,977円増額し69億4,209万1,498円となります。

変更理由は、3の(1)にありますとおり、残土処分方法の変更や屋根の施工方法の変更によるクレーンの追加等であり、設計変更に伴う増額となっております。

また、工期については、3の(2)にありますとおり、別途契約した設備工事との工程調整により工期を90日間延長する必要があるため、2の(4)にありますとおり、令和7年12月29日までの工期を令和8年3月29日までに変更するものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○山口副委員長 競技・式典課が何を購入しようとしていて、どうして購入できなかったのかというところを教えてもらっていいですか。

○佐藤競技・式典課長 今回減額補正をお願いしておりますのは、競技用具のうちのローイング艇——ボートの執行残が生じたものでございます。購入はしております。

このローイング艇につきましては、今年度のSAGA国スポ以降の開催4県で共同購入するという形を取っておりまして、佐賀県が代表して入札を行ったんですが、その結果、費用が抑

えられましたので、入札残ということで今回減額補正をお願いしているところでございます。

○山口副委員長 競技力向上推進課の「競技用具等整備事業」で、見直しをかけましたということでしたけれども、具体的に何をどう見直したのか教えていただけますか。

○横山競技力向上推進課長 具体的に言えば、馬術競技の馬の購入です。競技団体とヒアリングをする中で、より得点可能な馬の購入を考えておりましたが、予算と競技団体とのバランスといいますか交渉がうまくまとまらなかったところです。

あとは、国民スポーツ大会の競技規則で、馬術競技の見直しが決まりましたので、馬具の購入を見送ったということでございます。

○山口副委員長 確認ですが、見送った馬具は、今後、仕様が変わったものをまた買う予定が出てくるのでしょうか。また、もう馬は買わないのでしょうか。その今後の在り方を教えてください。

○横山競技力向上推進課長 馬につきましては競技団体と再度交渉しながら、できるだけ購入する方向で調整していきたいと考えております。

馬具につきましては、六段障害飛越競技の規定が変わりましたので、購入することは考えておりません。

規則に見合った形の要望があれば、また今後検討していくという形になると思います。

○山口副委員長 昨年度、馬を買う予定にしていたということは、このタイミングで買わないと慣れないとか、何かしら理由があったと思っています。今後見直して馬を買っていくということですが、そのあたりのスケジュール感といったものは大丈夫なんですか。

○横山競技力向上推進課長 委員が言われるとおり、環境や人馬一体とのバランス、競技団体とどういうスケジュールで調整していくか検討しながら、購入に向けて進めていきたいと考えております。

○山口副委員長 予算はいつ上がるんですか。今回、減額補正されていますが、次年度の予算で上がってきているということですか。

○横山競技力向上推進課長 次年度に予算を移すという形で考えております。

○丸山委員 先ほど、組織改正があつて職員費が分かれたという説明だったんですが、7,700万円減ったけれども、ほかは1億円とか8,000万円とか増えていて、合わないような気がしています。人員が増えたのかなとか思ったりするものですから、そのあたりの説明をしていただくと分かりやすくなると思っております。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 局全体として、昨年度は45人でしたけれども、今年度は63人という形で増えております。そのため、この補正は増額しているということでございます。

○丸山委員 当初に本当は増額した分を計上していないといけなかったのに、それを見込んでいなかったということでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 職員費の予算を積算するときには、12月時点の職員数で積算をさせていただきます。新年度の人員体制が分かるのは3月中下旬ぐらいですので、当初予算には間に合わないということになります。

そういう形で予算を計上させていただいて、次年度の2月補正できちんと整理するという形でさせていただいているところでございます。

○丸山委員 あと、市町村の会場整備が間に合わず、次年度になりましたということで、県は

順調にいつているんだなというイメージを持っています。市町村を含めて、まだ2年間あるから確実なんだということを聞きたいんですが、大丈夫なのでしょうか。

○財部施設調整課長 各市町村とは、随時必要に応じて、ヒアリングや打合せなどを積極的に行っております。

今回、減額になったのは、綾町の馬事公苑に整備いたします馬術の競技場の関係でございます。どの程度競技会場を広くするかとか、どの程度の木を伐採しないといけないとか、そういったところの調整に少し時間がかかり遅れましたが、来年度、すぐに工事はすることになっております。

現在、ほかの競技団体や市町村とも随時打合せしておりますので、そこは大丈夫です。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、最後に、その他で何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 以上をもちまして、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時30分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

○米良会計管理者 会計管理局の令和6年度2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の223ページ、タブレットで

は229ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄にありますとおり、総額で4,897万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり6億82万4,000円となります。

次に、課別の補正額とその主な内容について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

まず、会計課の補正額は、表の左から3列目にありますとおり2,780万3,000円の減額であり、この結果、表の右から3列目になりますが、補正後の額は4億8,768万9,000円となります。

次のページをお願いいたします。

補正の主な内容についてであります。一番上の段の(事項)職員費178万3,000円の減額につきましては、職員人件費の執行残等によるものであります。

次に、その下の段、(事項)出納事務費2,430万2,000円の減額につきましては、主に右側の説明及び事項名欄の1、出納事務執行に要する経費のうちの指定金融機関に支払う支払事務手数料などの執行残によるものであります。

一番下の段の(事項)証紙収入事務費171万8,000円の減額については、収入証紙印刷経費などの執行残によるものであります。

次のページを御覧ください。

続きまして、物品管理調達課でございますが、補正額は、表の左から3列目にありますとおり2,117万2,000円の減額であり、この結果、表の右から3列目、補正後の額は1億1,313万5,000円となります。

次のページを御覧ください。

補正の主な内容についてであります。一番

上の段の(事項)職員費1,426万1,000円の減額は、職員人件費の執行残等によるものであります。

次の段の(事項)物品管理及び調達事務費141万5,000円の減額ですが、これは主に説明及び事項名欄の1、物品管理調達事務費のうち、会計年度任用職員の任用経費などの執行残によるものであります。

また、一番下の段の(事項)車両管理事務費549万6,000円の減額ですが、これは主に2、県有車両の管理に要する経費のうち、公用車の任意保険料の執行残によるものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 その他で何かございませんか。

○岩切委員 まだ議論が早いかもしれませんが、延岡市や都城市で運用資金の含み損が発生しているというニュースが出ているんですけども、宮崎県の資金運用上、同じような問題が発生しているのかどうかを教えてもらえませんか。

○坂下会計課長 12月末現在になりますけれども、基金のほうで総額1,780億円ぐらいありまして、そのうち351億円を債券等で運用しております。基本的に満期まで預けるということで各基金の所管課から資金を預かっておりますので、損失は全くありません。

ただ、仮に351億円を全部解約するという場合には、12億円程度の損益が出るという試算はしております。

基本的には1,780億円余の全体額の中から351億円の債券で運用している状況でありますの

で、10年間とか5年間といった期間はありますが、満期まで保有するということで問題ないと思っております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして、会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

○田村人事委員会事務局長 人事委員会の令和6年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の268ページ、タブレット資料では274ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄ですが、総額で910万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は1億4,770万2,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

紙資料では270ページ、タブレット資料では276ページを御覧ください。

上から2段目の(目)事務局費889万8,000円の減額のうち、中ほどにあります(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の517万3,000円の減額補正であります。これは、職員採用試験における第1次試験実施のための委託料や会場借り上げなどの試験の実施等に要する経費が当

初の見込額を下回ったことによる執行残であります。

次に、その下の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費の139万6,000円の減額補正であります。これは、民間給与実態調査における旅費や委託料等の事務費の執行残であります。

なお、そのほか参考といたしまして、お手元には来年度の県職員採用案内パンフレット及び大学卒業程度の県職員採用試験案内を3種類お配りしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

人事委員会事務局といたしましては、今後とも関係部局との情報共有や連携を一層強化しながら、本県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

○坂元監査事務局長 監査事務局の令和6年度2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の264ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄でございますが、2,342万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、表の右から3列目にありますとおり1億8,546万2,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

266ページを御覧ください。

上から1段目の(目)委員費につきましては123万8,000円の減額でございます。

その内訳ですが、その右横、(事項)委員報酬88万5,000円の減額は、監査委員の報酬等の勤務実績の確定見込みに伴う執行残等によるものでございます。

その下の(事項)運営費35万3,000円の減額は、主に旅費等の執行残によるものでございます。

次に、上から2段目の(目)事務局費につきましては2,218万9,000円の減額でございます。

その内訳ですが、その右側、(事項)職員費1,832万3,000円の減額は、職員の人件費の執行残等によるものでございます。

その下の(事項)運営費386万6,000円の減額は、主に旅費等の事務費の執行残によるものでございます。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって監査事

務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

○小牧議会事務局長 県議会事務局の令和6年度2月補正予算について御説明いたします。

令和6年度2月補正歳出予算説明資料の2ページを御覧ください。タブレットでは8ページを御覧ください。

左から3列名の補正額の欄でございますが、6,087万6,000円の減額をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目の欄でございますが11億4,032万3,000円となります。

なお、財源内訳欄で、その他特定財源が2,413万4,000円の増額となっております。これは、主に政務活動費の返還によるものでございます。

主な内容について御説明いたします。

紙資料4ページ、タブレット10ページを御覧ください。

まず、左端の列、上段の(目)議会費の3,087万6,000円の減額であります。

主なものについて御説明いたします。

まず、一番上の(事項)議員報酬の1,440万9,000円の減額でございます。これは、予算積算上、議員数を定数である39名としていたことなどにより、議員報酬及び期末手当の執行残が生じたものでございます。

次に、その3つ下の(事項)議会一般運営費

の1,346万7,000円の減額でございます。これは、各種協議会の負担金及び政務活動費交付金等の執行残によるものであります。

次に、左端の下段の（目）事務局費でございますが、3,000万円の減額でございます。

主なものについて御説明いたします。

一番上の（事項）職員費の1,461万6,000円の減額でございます。これは、事務局職員の給料、職員手当及び共済費の執行残等によるものであります。

次に、その4つ下の（事項）議会一般運営費の1,405万2,000円の減額でございます。これは、随行旅費や守衛業務等の委託料などの執行残によるものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

午後の採決の開会時刻は午後1時でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 では、午後1時で決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後0時57分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括で採決をしたいと思います。

それでは、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第100号及び議案第102号につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第100号及び議案第102号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後0時59分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 川 添 博

